

ラムサール条約第 15 回締約国会議（COP15）決議 （一部抜粋）

- ◆ 決議 XV.3 ラムサール条約戦略計画 2025-2034
- ◆ 決議 XV.6 コミュニケーション、能力構築、教育、参加、啓発（CEPA）
- ◆ 決議 XV.11 世界水鳥推定パートナーシップ（GWEP）の設立と
『水鳥個体数推定』2027年版の配布
- ◆ 決議 XV.12 基準 6 及び 9 の新規及び既存の「国際的に重要な湿地」への適用
- ◆ 決議 XV.13 ラムサール湿地情報票
- ◆ 決議 XV.16 水鳥のフライウェイ及び重要な生息地の保全と再生に向けた国内行動の強化
- ◆ 決議 XV.18 「保護区」及び「保護区以外で生物多様性保全に資する区域（OECM）」としての湿地の衡平なガバナンス及び効果的な保全の実現
- ◆ 決議 XV.19 ユースのエンパワメントと統合：
ラムサール条約への関与とその長期的な存続の推進
- ◆ 決議 XV.22 都市及び都市周辺湿地の管理の基盤としての教育と参加
- ◆ 決議 XV.25 湿地の価値とサービスの評価



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」

ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ

2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.3

ラムサール条約戦略計画 2025-2034

1. これまでの 3 期間（9 年間）に条約を実施していくための基礎として、決議 XII.2 によって「ラムサール条約戦略計画 2016-2024」が採択されたことを**想起し**、
2. 『世界湿地概況(2021)』に詳述されているように湿地は依然として減少率及び劣化率が最も高い生態系であること、最近の指標群は今後数年のうちに湿地の生物多様性と生態系サービスへの圧力が増加すると示唆していること、そして、多くの湿地の共同体は執拗な貧困と食糧不安に直面していることを**意識し**、
3. 現下の湿地保全の課題を反映して更新された「戦略計画」に従って条約の実施を継続する必要性を**確認し**、
4. 「国際的に重要な湿地」のネットワークを含む全ての湿地は「持続可能な開発目標」の達成について直接に関係していること、また、これら湿地の持続可能な利用は三つの柱、すなわち、経済、社会そして環境を考慮に入れなければならないことを**認識し**、
5. 2023 年「国連水会議」に**注目し**、水の欠乏・ストレスに対処し、水危機にある地球から水が持続可能な資源である世界への転換の約束をしたことを強調した「ハイレベル政治フォーラム（HLPF）2023」の結果を**想起し**、そして「安全な飲料水及び公衆衛生に関する人権」に関する国連総会決議 A/RES/68/157 もまた**想起し**、
6. 生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）決定 15/13 は生物多様性に関連するその他の多国間環境条約が CBD COP15/4 で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施に寄与しうると認識している事と共に、CBD のもとでの湿地に関連する活動の実施につき、ラムサール条約がこれを先導するパートナーであるとする CBD COP 決定 III/21 に**留意し**、
7. 「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」による『生物多様性及び生態系サービスに関する世界評価報告（2019）』、『自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する IPBES2022 評価報告書』、『IPBES2024 ネクサス（相互関連）評価報告書』、そして『根本的変革（transformative change）に関する IPBES2024 報告書』の各報告内容を**想起し**、

8. 『世界湿地概況¹』の報告内容もまた想起し、
9. 締約国と他の利害関係者による戦略計画の実施と多くの成果にもかかわらず、条約の採択から 50 年以上が経過した今でも、多くのますます差し迫った緊急の課題が残されていることを**認識し**、
10. 加速する湿地の劣化と減少に直面する締約国、パートナーその他の利害関係者に広がる切迫感を**意識し**、そして、この減少と劣化を防ぎ、食い止め、好転させるためにはより大きな努力が必要であることを**認識し**、
11. 湿地の減少と劣化を防ぎ、食い止め、好転させるため、湿地のワイズユース（賢明な利用）を達成するため、「国際的に重要な湿地」のネットワークを効果的に保全・管理するため、湿地共同体のニーズに対応するため、そして条約の実施を強化するため、この「戦略計画」は今後 9 年間の優先すべき行動を特定していることに**留意し**、そして
12. 「戦略計画 2025-2034」は、締約国、条約の国際団体パートナー並びに政府間機関及び非政府機関（NGO）を含む幅広い利害関係者が関与した総合的かつ包摂的な協議過程を経たうえ、条約事務局の貴重な支援を受け、戦略計画作業部会及び関心を持つ条約締約国によって準備されてきたことにもまた**留意して**、

締約国会議は、

13. 今期の条約実施のための基盤として、この決議に附属する「ラムサール条約戦略計画 2025-2034（第 5 次戦略計画）」を**承認し**、条約事務局に対して、計画の実施に関わるパートナーと利害関係者へ広く普及させることを**指示する**。
14. 「第 5 次戦略計画」の目標（GOALS）及び個別目標（TARGETS）を追求することによって条約の実施にかかる新たな課題に取り組むように、全ての締約国に対して**強く要請し**、また「科学技術検討委員会（STRP）」、「コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）監督委員会」、条約の「国際団体パートナー（IOPS）」、ラムサール地域イニシャティブ及びセンター並びに条約事務局に対して**促す**。
15. パートナーと利害関係者、とりわけ、他の多国間環境条約（MEAs）、金融機関を含む国際機関、NGO や市民社会団体、科学学会及び研究機関、科学技術専門団体、資金提供者及び民間企業、及び先住民族と地域社会に対して、関連する国内法及び国際法にそって、「戦略計画」の実施に寄与するよう**促す**。
16. STRP に対して、条約事務局の支援を受け、地域レベルでの協議も含む締約国との協議を行い、また、関連する MEA のデータや報告システムも考慮し、当面の基礎となり、また、第 16 回締約国会議（COP16）で最終的に採択されるためレビューされるものとして、第 67 回常設委員会（SC67）において検討するための第 5 次戦略計画の指標枠組の開発を、**要請する**。
17. 条約事務局と常設委員会に対して、国別報告に費やす負担の最小化を模索しながらも「第 5 次戦略計画」の目標や個別目標を反映するような第 16 回締約国会議のための国別報告書の様式を、第 67 回常設委員会において検討できるように策定することを**要請する**。

¹ 参照：<https://www.ramsar.org/resources/publications/global-wetland-outlook>.

18. 締約国に対して、「戦略計画」実施の進捗状況をモニタリングし、「国別報告書」の中で、戦略計画の実施における進展のみならず問題点についても報告することを**強く要請**し、常設委員会に対して、提出された情報に基づいて、その会議において「戦略計画」の実施における進展及び問題点について評価することを**要請**し、また条約事務局に対して、十分な資源が利用可能ならば、締約国による国別報告書の準備を援助するために、能力構築イニシャティブを支援することを**指示**する。
19. 締約国に対して、条約とその「戦略計画」の実施における課題（実施手段に関連する課題も含む）に対処するために、国際的な協力を強化することも**また強く要請**する。
20. 締約国に対して、関連する国内法と国際法に従い、先住民族と地域社会が、湿地保全と統合的湿地管理に積極的に参画することを、促進し、認識し、強化することを**奨励**する。
21. 条約事務局と経理に関するサブグループに対して、決議 XV.9「ラムサール条約の組織強化の実施」の指示に基づいて、「第5次戦略計画」の実施を支援する資金源の動員のため革新的で協調的なアプローチを模索することを**要請**する。
22. 締約国に対して、可能であれば、「第5次戦略計画」の実施のために資金を配分することを**奨励**し、条約事務局に対して、決議 XII.7「ラムサール条約の資源動員と協力枠組」にあるように、締約国が効果的に「戦略計画」を実施することの支援ができるように、あらゆる出所（ソース）から追加的資源を動員することを**要請**する。
23. 「ラムサール湿地情報票」の完成と「ラムサール湿地情報サービス」の定期的更新を通じて「国際的に重要な湿地」の情報の収集・報告を支援することを条約事務局に対しては可能な資源がある場合に**要請**し、また、ラムサール地域イニシャティブに対してはこれを**促す**。
24. COP16において、「第5次戦略計画」をレビューする必要性、それに伴うレビューの態様、範囲そしてタイミングを考慮することを**決定**し、条約事務局に対して、これを促進するための適切な文書化をレビューすること、及び第69回常設委員会に対して報告することを**指示**する。そして
25. 本決議とその附属文書は、決議 XII.2 で採択された決議等に置き換わるもので、従前の決議は無効となることを**確認**する。

附属書 1

ラムサール条約戦略計画 2025-2034

1. ラムサール条約の使命は、以下のとおりである：

「全世界における持続可能な開発の達成に寄与するため、地元や国内での行動と国際協力を通じて、全ての湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）をすること」

第5次戦略計画の長期目標

2. 第5次戦略計画（2025年から2034年の間）の長期目標は、以下のとおりである：

健全な地球を支え、全ての人々がその恵みを楽しむ生態系サービスが維持されており、湿地が正しく評価され、保全され、回復されそしてワイズユースされている自然と共生した世界

背景

3. これはラムサール条約の「第5次戦略計画」である。第1次戦略計画は1996年²に策定され、引き続き計画は、2002年³、2008年⁴、そして2015年⁵に採択された。「第3次戦略計画」以来、ラムサール条約の活動は次の3つの柱から構成されている。すなわち、(i)国家の計画、政策及び法律、管理活動並びに一般教育を通じた、全ての湿地のワイズユース、(ii)「国際的に重要な湿地」リストに加えらるべき湿地の指定及び効果的な管理、そして、(iii)国境をまたぐ湿地及び共有種⁶に関する国際協力、である。
4. 全ての湿地のワイズユースは、ラムサール条約の活動を支える基礎的なコンセプトである。ワイズユースにつきラムサール条約の公式な定義は、「持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチの実施を通じて、その生態学的特徴の維持を達成すること」⁷である。そこでの生態学的特徴は、「湿地を任意の時点で特徴付ける、生態系の構成要素、プロセス及び恩恵・サービスを組み合わせたものである。」。それゆえ、湿地のワイズユース及びそれらの生態的特徴の維持という概念は、現在及び将来における湿地侵食の進行とその消失を食い止めるというラムサール条約の求める核心部である。
5. 「戦略計画」は多様な世界観と事実の洞察方法があることを認めている。ワイズユースの概念は、収奪的な利用を超えて、人間と湿地との関係、先住民族の洞察方法を含む伝統的な知識、持続可能で敬意を持った湿地との関係の重要性並びに湿地とその居住者及びその相互関係に対する尊敬を含む諸科学を、取り込むものである。

² <https://www.ramsar.org/document/resolution-vi14-ramsar-25th-anniversary-statement-strategic-plan-1997-2002-bureau-work>

³ <https://www.ramsar.org/document/resolution-viii25-ramsar-strategic-plan-2003-2008>

⁴ <https://www.ramsar.org/document/resolution-x1-ramsar-strategic-plan-2009-2015>

⁵ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xii2-ramsar-strategic-plan-2016-2024>

⁶ Ramsar Convention Secretariat (2016). An Introduction to the Ramsar Convention on Wetlands, 7th ed. (previously The Ramsar Convention Manual). Ramsar Convention Secretariat, Gland, Switzerland, pp110. Available at <https://www.ramsar.org/document/handbook-1-5th-edition-introduction-convention-wetlands>

⁷ <https://www.ramsar.org/document/resolution-ix1-annex-conceptual-framework-wise-use-wetlands-maintenance-their-ecological>.

6. ラムサール条約は、湿地を、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む、と定義している。
7. ラムサール条約は、最初の地球規模の多国間環境条約である。1971年にイランの都市ラムサールで採択され、1975年に発効した。それ以来、世界の全ての地域から172の国連加盟国が「締約国」として加盟し、また、面積にして250万平方キロメートル⁸を超える地域をカバーした2500箇所以上の「国際的に重要な湿地」を指定した。「国際的に重要な湿地リスト」は、公式に認められた世界の重要な生態学的サイトのなかで最大のネットワークを構成している。

湿地の概況

8. 湿地は人類の福利と健全な地球の基盤であり、湿地は、生物多様性の保全をこえてレクリエーション、精神的・霊的（スピリチュアル）ニーズ、文化その他の貢献はもちろんのこと、食料、医薬、エネルギー、清浄な空気と水、気候、災害の軽減に関連するものを含む幅広い基盤的、調整的、供給的そして文化的な生態系サービスを人類にもたらしている。
9. 「ラムサール条約第5次戦略計画」は、『世界湿地概況』の出版物⁹、並びに『IPBES2019 生物多様性と生態系サービスに関する世界評価報告』『IPBES2022 自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する評価報告書』『IPBES2024 ネクサス（相互関連）評価報告書』『IPBES2024 根本的変革（transformative change）に関する報告書』を含む一連のIPBES評価報告書の報告結果に定めるものである。「第5次戦略計画」の策定には、湿地の劣化と減少¹⁰の主要な要因を特定し目標を定めるため、追加的な調査及び評価報告からも情報を得てきた。これらの最近の評価報告では、下記にまとめられたように、湿地が危うい状況にあることが強調されている。
 - 地球上の湿地面積は急速に減少している。
 - 湿地の全動植物の1/4は絶滅の危機に瀕している。
 - 残っている世界の湿地の状況もまた悪化している。
 - 湿地の劣化と減少の主要な地球規模の要因は、気候変動、持続可能でない農業と工業、都市化、そして侵略的外来種である。
 - 地方レベルでは、土地利用の変化、排水、汚染、持続可能でない利用、水文の破壊及びその他の要因もまた湿地状況に影響を与えている。
10. 世界中で湿地が深刻な課題に直面しているにもかかわらず、湿地は人類が対応する課題に多くの貢献をすることができ、また、生物多様性、気候変動そして持続可能な開発に関連するものを含む幅広い地球規模の取組に決定的に重要な意味を有する。保全管理の手法を適用すること、地域社会の注目を集めること、そして湿地管理に文化的価値・伝

⁸ 2024年8月28日現在

⁹ <https://www.ramsar.org/document/global-wetland-outlook-state-worlds-wetlands-their-services-people> and <https://www.ramsar.org/document/global-wetland-outlook-2025-valuing-conserving-restoring-financing-wetlands>

¹⁰ https://www.ramsar.org/sites/default/files/2024-03/phase_2_document_review_research_report.pdf

統を組み込んでいくことは、湿地に良い生態学的状況をもたらす最も効果的な要因であることが実証されている。

「ラムサール条約第5次戦略計画」の実施にあたっての考慮事項

11. 長期目標、使命、目標（GOALS）及び個別目標（TARGETS）を含む「ラムサール条約戦略計画」は、次の項目に一致するように、理解され、行動に移され、実施され、報告され、そして評価されなければならない。
 - a) 「戦略計画」は、とりわけ脆弱な立場にある人々を含む、全ての人が参画し寄与することが重要であることを認める。全ての人々は、湿地とそこに生息する動植物を保全し、管理し、ワイズユースするためのパートナーとして重要である。
 - b) 「戦略計画」は、湿地の生物多様性の監護者として、また、湿地を保全し、再生し持続可能に利用するためのパートナーとして、先住民族と地域社会の重要な役割と寄与を認める。「戦略計画」の実施にあたっては、先住民族と地域社会の権利並びに彼らの生物多様性、革新性、世界観、価値及び実践に関連付けられた伝統的知識を含む知識が、関連する国内法並びに「国連先住民族の権利宣言」及び人権法を含む国際法に従って、完全で効果的な参加を含む、十分な情報が提供された上での自由な事前の同意に基づく意思決定によって、尊重され、文書化されそして保護されていることを確保しなければならない。
 - c) 「戦略計画」の実施は、将来世代が彼ら自身のニーズを満たす能力を損なうことなく現在世代のニーズを満たすこと、また、全てのレベルでの意思決定プロセスに若い世代の有意義な参加を確保することを目的とする世代間の衡平の原則に導かれなければならない。
 - d) 「枠組」の実施が成功するかどうかは、ジェンダー平等を確保できるか、女性と少女へのエンパワーメントを確保できるか、そして不平等を縮小できるかにかかっている。
 - e) 「戦略計画の目標（GOALS）」は、ラムサール条約が望む世界規模の成果を反映している。「個別目標（TARGETS）」は、これらの「目標」を達成するために締約国が優先してきた戦略的行動を反映している。各締約国は、その国の状況、優先事項、能力、資源動員力及び法律にしたがって、「戦略計画」を実施し「戦略計画」の目標と個別目標の達成に寄与する。
 - f) 「戦略計画」は、関連する国際的な義務及び取組と調和して実施される必要がある。この「戦略計画」は、本条約あるいは他の国際条約に基づく締約国の権利や義務を、改変するための合意として解釈されてはならない。
 - g) 「戦略計画」の実施は、必要に応じて伝統的知識と実践を考慮に入れた科学的根拠に基づくべきであり、また、科学、技術及び技術革新の役割を理解するものでなければならない。
12. 湿地は、多様な自然概念と、複数の価値体系もまた体現している。ワイズユースを達成し、湿地のための持続可能な開発に十分な寄与をするため、政治家と実務家（例えばサイト管理者）は、湿地共同体が有する多様な価値観も考慮して湿地の様々な価値を認識しなければならない。必要であれば、これらを意思決定、政策と行動に反映しなければならない。

らない。湿地が有している多様な価値を認識するならば、協調的かつ分野横断的な包摂的努力の本質が理解できる。湿地の管理に従事するさまざまな行為者と部局は、これらの湿地の多様な価値が認識され確認されていくよう¹¹対話を重ね協働しなければならない。

目的

13. ラムサール条約の「第5次戦略計画」は、まず行動し、上述した湿地の劣化と減少を食い止め、好転させることの緊急性を認識している。「戦略計画」は湿地の劣化と減少の主たる要因による打撃に対処すること、湿地に依存する共同体を支えること、根本的変革を触発すること、そしてあらゆるレベルで湿地に対し効果的で永続的な好影響をもたらす決定的な介入行動に狙いを定めることを、それぞれ目的としている。
14. 「第5次戦略計画」は、自然と共生する道筋を実現するため、ラムサール条約が従前採択した「戦略計画」の成功を認識しつつ、またそれらの限界に批判的に対処したうえで、これに立脚している。
15. 現状維持の時代は既に終わった。「戦略計画」は、増加し続ける湿地の劣化と減少をくい止めるための、必要不可欠で、また言葉どおり戦略的な、重要な緊急の介入行動、目標そして活動を優先することにより、結果を出す戦略計画でありたいという野望を持っている。

多国間環境条約及び世界的アジェンダとの関係

16. 「ラムサール条約第5次戦略計画」は、それぞれの任務・権限に従って、条約の様々なプロセスにおいても、また、多国間環境条約や国際機関との関係においても、湿地のために一貫性と相補性の実現を促進する。
17. 「第5次戦略計画」の実施は、「環境と開発に関する宣言（リオ宣言）」と「2030年持続可能な開発目標アジェンダ」に基づくべきである。
18. 「ラムサール条約第5次戦略計画」の実施は、国々で異なる状況を考慮に入れ、また、それぞれの任務・権限に従って行われながら、異なる多国間環境条約及びプロセスとの間のシナジー（相乗効果）、協力あるいは協働を促進し、また、それら多国間環境条約等の目標達成に寄与する。多国間環境条約及びプロセスには、次のものが含まれるが、それに限られるものではない。すなわち、「2030年持続可能な開発目標」、とりわけSDG 6（水と衛生）のみならず、「生物多様性条約（CBD）」及び「昆明モントリオール生物多様性枠組¹²」、「国際連合（UN）気候変動枠組条約¹³」及び「パリ協定¹⁴」、「移動性野生動物種の保全に関する条約」、「国連砂漠化対処条約」、「仙台防災枠組」、「国連生態系回復の10年」である。自然に基づく解決策及び/若しくは生態系に基づくアプローチを含む、湿地の保全、ワイズユース及び再生のための戦略的行動を実施することは、持続可能な開発を実現し、生物多様性の減少を反転させ、気候変動に取り組むことに寄与するものである。

¹¹ <https://www.ramsar.org/document/ramsar-policy-brief-2-integrating-multiple-wetland-values-decision-making>.

¹² 生物多様性条約（CBD）の決定 CBD/COP/DEC/15/4 に基づき採択

¹³ 国連条約集 vol. 1771, No. 30822

¹⁴ 国連気候変動枠組条約 FCCC/CP/2015/10/Add.1, decision 1/CP.21 に基づき採択

19. ラムサール条約の採択から半世紀以上が経過した今、その使命はかつてないほど緊急の度を増している。その使命とは、世界のあらゆる場所で、持続可能な開発の達成への寄与として、地方と国家レベルの行動及び国際的協力を通じて全ての湿地を保全しワイズユースすることである。「第5次戦略計画」は、多くの地球規模の課題に対し、ラムサール条約をして話し合いと解決のための地球規模のフォーラムという主要な役割に位置付けることになる。

根本的変革（transformative change）の理論

20. 「ラムサール条約第5次戦略計画」は、全ての湿地の生態系の回復ができるよう湿地の減少と劣化の重要な要因が食い止められ、及び/若しくは好転させられるよう世界レベル、地域レベル、国レベル、地方レベルにおいて緊急の行動が求められていることを認識する根本的変革（transformative change）の理論に依拠している。
21. 根本的変革の理論は、昆明・モンリオール生物多様性枠組の長期目標である自然共生社会を承認し、そして、先住民族及び地域社会並びに彼らを承認する国々によるものを含む共同行動、母なる地球を中心とする活動、共同体に基礎を置く自然資源管理、市民社会の協力、及び湿地生態系の再生・保全・賢明な利用を目指した連帯を含む多様な価値観を包摂する権利に基礎を置くアプローチを、それぞれ促進する。
22. 根本的変革の理論は、意思決定と行動につき湿地共同体の包摂的な参画を通して湿地の多様な価値を理解することにより、既存の湿地と人間の関係の根本的な変革を支える。湿地に関する意思決定に湿地の様々な価値を組み込むことは、湿地の保全と再生を触媒するだけでなく、ワイズユースに寄与して、湿地の劣化と減少の主要な要因への対処を促進できる環境を創出する。
23. 人間と湿地へと転換された観点によれば、「国際的に重要な湿地のリスト」の認定とその後の湿地の生態学的特徴の維持を確保するような効果的な管理などを通じて、湿地の保全が促進されることになる。パートナーと利害関係者の包摂的な協力と参画によれば、湿地の多様な価値の認識とあいまって、条約の実施は促進され、全ての資源からの資金動員の機会を与えることになる（図1）。

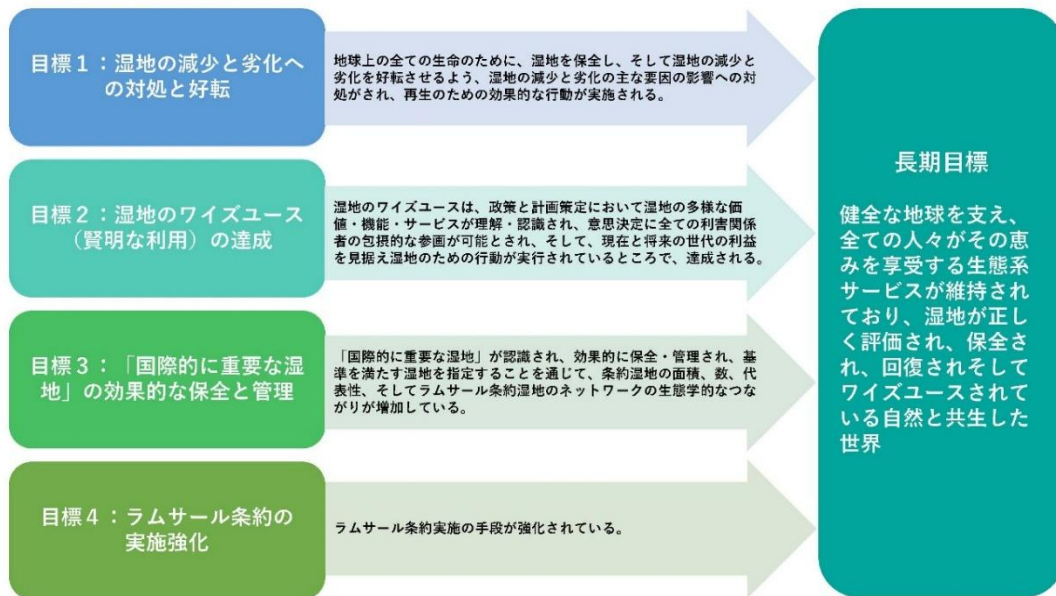


図 1：根本的変革の理論

戦略的目標と個別目標

24. 「第 5 次戦略計画」は 4 つの「戦略的目標」を有する。「目標 (GOALS)」は、ワイズユースを実現するため、人間と湿地の関係を転換する根本的な必要に支えられる一方で、ラムサール条約の 3 つの柱を暗に反映し取り入れている。
25. 「第 5 次戦略計画」の目標と個別目標は達成期限付きであり、2034 年までに達成されねばならない。
26. 4 つの各「目標」は締約国の取組によって達成される一連の「個別目標」から成る。「個別目標」を正しく実現することによって、「目標」が現実に達成される。各「目標」が組み合わせられ正しく実現されることによって、望ましい最終的成果、すなわち「第 5 次戦略計画」の長期目標が達成される。

目標 1：湿地の減少と劣化への対処と好転

27. 「目標宣言」：地球上の全ての生命のために、湿地を保全し、そして湿地の減少と劣化を好転させるよう、湿地の減少と劣化の主要因の影響への対処がされ、再生のための効果的な行動が実施される。

目標 1 の個別目標

個別目標 1.1 湿地の保全と再生

28. KMGBF のターゲット 2 の 30% 再生の達成に寄与するため、現存している湿地を維持して効果的に管理し、消失し劣化した湿地を再生する。

個別目標 1.2 湿地の劣化と減少の主な世界的要因の影響への対処

29. 湿地の劣化と減少の要因の影響と闘うための特定の行動を優先する。次の項目に焦点を当てる。
 - a. 湿地の劣化と減少への気候変動による影響に対処する、
 - b. 湿地の劣化と減少への持続可能でない農業・工業慣行による影響に対処する、
 - c. 湿地の劣化と減少への都市化による影響に対処する、
 - d. 湿地の劣化と減少への侵略的外来種による影響に対処する。

個別目標 1.3 絶滅の危機に瀕する湿地依存の生物種の減少に対処し好転させる

30. 絶滅の危機に瀕した、主要な水鳥・魚類・その他湿地依存の生物種の個体群動態の推移を改善する。

個別目標 1.4 保護区のシステムに属する湿地の保全を強化し、面積を拡大する

31. KMGBF ターゲット 3 (30by30) の 30%目標に寄与するため、先住民族とその伝統的居住領域を認め、代表的環境であって適切に連結され、衡平に管理された保護区と保護区以外で生物多様性の保全に効果的に貢献している地域 (OECM) に属する「国際的に重要な湿地」を含む湿地の面積を、適切な場所で、増大させる。

目標 2 : 湿地のワイズユースの達成

32. 「目標宣言」：湿地のワイズユースは、政策と計画策定において湿地の多様な価値・機能・サービスが理解・認識され、意思決定に全ての利害関係者の包摂的な参画が可能とされ、そして、現在と将来の世代の利益を見据えて湿地のための行動が実行されているところで達成される。

目標 2 個別目標

個別目標 2.1 湿地の価値・機能・サービス・賢明な利用についての私たちの理解を促進することにより、人類の湿地とのつながりを理解し変革する

33. ワイズユースと生態系に基づくアプローチを全てのレベルで政策と計画策定に組み込むということも含み、人と湿地の関係性を、搾取的で持続不可能な資源の採取・枯渇というものから人と自然が共生できるものへと変革するため、湿地の重要性、湿地が人々と自然にもたらす多様な価値、そして、食糧安全保障と貧困の根絶を含む持続可能な開発の達成に向けた湿地による寄与を増進する。

個別目標 2.2 科学的方法論の改善によるものも含んだ生態系アプローチの実施を通じて、湿地の生態学的特徴を維持する

34. 持続可能な開発の考え方に立って、湿地の生態学的特徴が維持されること、湿地の計画策定と管理に生態系アプローチが適用されることが、確保されるように、全てのレベルにおいて、立法、政策そして運営を含み、だがまたそれに限られず、効果的な方策を講じること。

個別目標 2.3 湿地に関する意思決定につき包摂的な参画を確保し、湿地共同体のニーズに対処すること

35. 土地・領域・資源及び伝統的知識についての先住民族と地域社会の文化と権利に対し敬意を払い、彼らによる湿地の生物多様性に関する意思決定における、完全、衡平、包摂的で、効果的そしてジェンダーに配慮した代表と参画、並びに司法制度の利用及び生物多様性に関する情報の入手を確保し、また、女性と少女、子供と若年者、障害を有する人々に対しても上記と同様の確保をし、そして環境に関係する人権擁護者の完全な保護を確保する。

目標 3 : 「国際的に重要な湿地」の効果的な保全と管理

36. 「目標宣言」：「国際的に重要な湿地」が認識され、効果的に保全・管理され、基準を満たす湿地を指定することを通じて、条約湿地の面積、数、代表性、そしてラムサール条約湿地のネットワークの生態学的なつながりが増加している。

目標 3 個別目標

個別目標 3.1 ラムサール条約湿地の面積と数の増加

37. 「国際的に重要な湿地のリスト」にある湿地の総面積と数が増加し、相対的に登録が少ないタイプの湿地を含む湿地の指定率が増加している。

個別目標 3.2 ラムサール条約湿地の効果的な管理

38. 「国際的に重要な湿地」の生態学的特徴を維持しあるいは改善するため、「国際的に重要な湿地」の管理の実効性が促進される。

個別目標 3.3 湿地管理者の国内的、地域的ネットワークの確立

39. 「国際的に重要な湿地」を管理する専門家とボランティアのネットワークが創設され、強化され、拡大され、湿地管理の最良事例の効果的な情報交換が改善されている。

個別目標 3.4 「国際的に重要な湿地」のレジリエンス（復元力）の促進

40. 現在及び生じつつある湿地の減少と劣化の要因による圧力に対し、湿地のレジリエンス（復元力）を促進するため、手引きが用意され、優良事例が実施されている。

目標 4 : ラムサール条約の実施強化

41. 「目標宣言」：ラムサール条約実施の手段が強化されている。

目標 4 個別目標

個別目標 4.1 パートナー及び利害関係者との協力

42. 締約国は、他の国際環境条約・手続のそれぞれの権限に沿って、それらとの相互補完性とシナジーを強化しながら、ラムサール条約の目標を達成するために、全てのレベル

(世界、地域、国境間、国、地方そして個別湿地)、全てのセクター間で、パートナー・利害関係者と効果的に協働している。

個別目標4.2 能力構築、並びに情報・データ・技術共有の改善

43. 根拠に基づく政策と管理の意思決定並びにモニタリング及び報告が、任意性及び相互合意（提供者・利用者双方の利益を増進する方式による）に基づいた、改善された情報・データの共有、科学・技術上の協力、能力構築そして技術移転を通じて支えられている。その際には、先住民族と地域社会の伝統的知識、技術革新、取組と技術へのアクセスは、国内法と国際法に準拠し、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を介してのみ行われるべきことが考慮に入れられている。

個別目標4.3 実施強化のための既存の法律・政策手段の強化

44. 締約国は、条約とその決議や決定を十全に実施するため、あらゆるレベルで、法律、政策そして行政施策を含む手段（ただし、それにとどまらない）を整備している。

個別目標4.4 国家湿地目録の充実

45. 国家湿地目録が、ラムサール条約の分類システムにできる限り調和することを確保しながら、その国の分類システムにしたがって、進展し更新されている。

個別目標4.5 湿地の課題並びにラムサール条約の可視性についての認識の改善

46. 湿地の保全とワイズユースが、コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発を通じて主流化される。

個別目標4.6 報告の強化

47. 国別報告を強化し、全ての「国際的に重要な湿地」の「ラムサール湿地情報票」が最新のものであることを維持し、そして、「ラムサール湿地情報サービス」を通じ全て入手可能な「国際的に重要な湿地」について情報の質と完成度を向上させる。

個別目標4.7 経済的資源の動員

48. 開発途上国の締約国、とりわけ後発開発途上国及び小島嶼開発途上国に対する支援を強化する必要と、これらの資源へのアクセスの改善の必要とを、認識しながら、国際的な公共・民間の資金、適切な場合は革新的金融メカニズムからの資金調達を含むあらゆるソースから財政的資源を動員する。

モニタリングと評価

49. 進捗状況を追跡し、また他の政府間報告プロセスとのシナジーを最適化するために、特定の指標が使用される。
50. 条約事務局と科学技術検討委員会からの定期的報告、及び報告期間ごとに用意される「国別報告書」に基づいて、常設委員会は、第5次戦略計画の実施を継続的にレビューする。

附属書 2

第 5 次戦略計画 戦略的目標、個別目標、指標¹⁵

目標 1: 湿地の減少と劣化への対処と好転		
「目標宣言」：地球上の全ての生命のために、湿地を保全し、そして湿地の減少と劣化を好転させるよう、湿地の減少と劣化の主要な要因による影響が対処され、効果的な再生行動が実施される。		
目標の指標： 地球上の湿地の面積		
個別目標	指標	他の個別目標や、他の枠組とプロセスとの関係
個別目標 1.1 湿地の保全と再生		

¹⁵ 条約事務局の注記：この表は、交渉中に生じる重複する文章間の不一致を避けるため、戦略的目標、個別目標が合意されたのちに埋められることとなる。提案する表の形式を示すため、戦略目標 1、個別目標 1.1 の現時点の文言が記載されている。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.6

コミュニケーション、能力構築、教育、参加、啓発（CEPA）

1. 第 4 回及び第 5 回締約国会議においてそれぞれ採択された、勧告 4.5 「教育と研修」、及び勧告 5.8 「湿地保護区において湿地の価値を普及促進する方法」を想起し、
2. 第 6 回、第 7 回、第 8 回、第 9 回、第 10 回、及び第 12 回締約国会議でそれぞれ採択された、決議 VI.19 「教育と普及啓発」、決議 VII.9 「1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム」、決議 VIII.31 「2003-2008 年ラムサール条約 コミュニケーション・教育・普及啓発プログラム」、決議 IX.18 「ラムサール条約 CEPA 監督委員会の設置」、決議 X.8 「ラムサール条約 2009-2015 年コミュニケーション・教育・参加・啓発（CEPA）プログラム」、及び決議 XII.9 「2016-2024 年コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）に関するラムサール条約プログラム」もまた想起し、
3. 決議 XIII.5 「ラムサール条約第 4 期戦略計画のレビュー」において、締約国会議が、CEPA 監督委員会、CEPA 実施に関する作業部会、科学技術検討委員会（STRP）、常設委員会、締約国、及び条約事務局からの意見を取り入れ、条約における CEPA（コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発）に関する助言と支援のための新しいアプローチの準備を開始したこと、そして、このアプローチが決議 XIV.8 「新しい CEPA アプローチ」として採択されたことをさらに想起し、
4. ラムサール条約及び締約国会議で採択された「戦略計画」の実施を支援する上で CEPA が果たす貴重な役割を認識し、
5. 締約国、条約の国際団体パートナー（IOPs）、及びその他のパートナーがそれぞれ異なった能力と優先順位を持ち、そして CEPA プログラムが実施に柔軟性を与えることもまた認識し、
6. 自国内で CEPA 活動を実施した締約国、特にそれらの活動を湿地管理計画に組み込んだ締約国、「国際的に重要な湿地」及びその他の湿地に湿地センターを設立した締約国、湿地の計画策定及び管理への参加を促進している締約国、並びに世界湿地の日を祝った締約国を賞賛するとともに、これらの分野の多くで未だ目立った進展を見せていない締約国も多いことに留意し、
7. CEPA プログラムの開発における条約事務局と CEPA 監督委員会の活動、及び 2005 年以降の CEPA プログラムの実施に対する委員会の監督に、感謝の意を表し、

8. 非常に乏しい資源の下でも条約の CEPA 活動を実施するために行われてきた優れた活動を賞賛して、

締約国会議は、

9. 本決議の附属書 1 に示されたプログラム「人と湿地—ラムサール条約 CEPA プログラム」を、締約国、条約事務局、条約の国際団体パートナー（IOPs）、非政府組織（NGO）、地域社会に根ざした組織、及びその他の利害関係者が、「国際的に重要な湿地」であるなしに関わらず全ての湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）のために、人々を巻き込み、参加させ、活動できるような適切な諸行動を策定するための手引きとなる文書として**採択する**。
10. 本決議の附属書 2 に示された「CEPA 監督委員会の今後の運営」に関する手引案を、次期の監督委員会によって精査・完成されるべきものとして**採択する**。
11. CEPA 監督委員会に対して、条約内の現在の CEPA の課題、並びに現在の CEPA の優先事項実施の進捗、特に「戦略計画」や締約国会議の決議に含まれる CEPA 活動に関連するものについて引き続きモニタリング・報告し、そして常設委員会及び条約事務局に CEPA の作業優先事項の進捗について助言するよう**要請する**。
12. まだ CEPA プログラムフォーカルポイント（担当窓口）を指名していないすべての締約国に対して、適格な政府及び非政府組織の CEPA プログラムフォーカルポイントを指名し、それに基づいて条約事務局に通知するよう**強く要請し**、また締約国に対して、国内ラムサール／湿地委員会が存在する場合には、CEPA フォーカルポイントが必ずそのメンバーとなるよう**また強く要請する**。
13. すべての締約国に対して、環境、生物多様性、湿地及び水管理、教育、保健、貧困の根絶に関するより広範な政策手段に統合された構成要素として湿地 CEPA 行動計画を策定・実施し、これらの計画を、適切であれば地元または地方レベルのプログラムを含んで、関連プログラムにおいて主流化することを**奨励する**。
14. 湿地 CEPA 行動計画を有する締約国に対して、人々による湿地の価値の理解度を含め、これらの計画の実効性を定期的に評価すること、及び湿地の保全と持続可能な利用をするため締約国が直面する課題とそのため執りうる行動を評価することを**奨励する**。
15. 条約事務局に対して、利用可能な資源があれば、CEPA 活動のための資源・研修・ツールキット・テンプレートの提供を通じて CEPA フォーカルポイントの能力構築強化の支援を**要請し**、また条約事務局に対して、利用可能な資源があれば、知識共有のためのネットワークを構築することにより、CEPA フォーカルポイントに技術支援を提供することも**また要請する**。
16. 条約事務局に対して、利用可能な資源があれば、開発途上国の具体的なニーズと優先順位を考慮しつつ、CEPA プログラムの実施に十分な資源を見いだすための努力を継続することを**さらに要請する**。
17. 条約関連の事柄についての意識を高めるための重要なツールとして、数多くの国で「世界湿地の日」を祝う活動が拡大していることを**確認し**、締約国に対して、その機会を利用して、湿地の保全とワイズユースにおける自らの成果と継続している課題に注意喚起

することにつき、継続または開始することを**奨励**し、「世界湿地の日」が条約関連の事柄についての意識を高めるための重要なツールであり、そのウェブページが国内での活動を組織する上での締約国の刺激となりうることを**強調**し、そして条約事務局に対して、「世界湿地の日」に関する情報、すなわち発表資料や受け取った報告書などを、より具体的かつ可視化し、優れた事例に焦点を当てることを**要請**する。

18. 「湿地都市認証制度」が、都市湿地の価値とその提供する便益に注意を喚起する上で有用であることを**認識**し、そして締約国に対して、この制度の活用を地方自治体に勧め、認証の申請を支援することを**奨励**する。
19. 湿地教育センター及び同様の施設を既に設立している、または設立を準備中の締約国に対して、これらのセンターが湿地及び湿地関連の **CEPA** に関する学習と研修の主要な場所として発展できるよう支援し、そのようなセンターが世界的なネットワークへ参加することを支援するよう**奨励**する。
20. 締約国に対して、上記センターの職員、その他の湿地専門家、そしてより広く一般市民のために、ラムサール地域センターによる湿地についての研修能力を活用し、支援することを**もまた奨励**する。
21. IOP、ラムサール地域イニシアティブ、及び地球規模、地域、国、または地方で **CEPA** プログラムの実施のために条約事務局と協働する協定を結んでいる他の組織に対して、必要に応じて、提供可能な、専門知識・ネットワーク・技能・資金によって **CEPA** プログラムの実施を支援するよう**促し**、そして条約事務局に対して、これら及び他の利害関係者の **CEPA** プログラムの実施を支援するため情報を提供するよう**要請**する。
22. **CEPA** フォーカルポイント及び **CEPA** 監督委員会に対して、国際、地域、国、地方レベルにおける、他の条約の **CEPA** 関連プログラムと、及び他の政府・非政府団体の同等のプログラムやイニシアティブとの、シナジー（相乗効果）を推進するよう**促し**、また、特に物理的なアクセスが制限されている地域において、教育、普及啓発、及び公衆参加プロセスを円滑に進めるための主要なツールとして情報技術を活用することを**奨励**する。
23. 条約事務局に対して、**CEPA** の資源を **CEPA** フォーカルポイントが利用できるようにすることを**指示**する。
24. 条約の 3 つの公用語以外の言語や地方語を持つ締約国に対して、主要な条約の手引きや指針その他の関連資料の文章をより広く利用できるようにするために、例えばラムサール地域センターを通じて、これらの言語に翻訳することを検討するよう**促し**、そして、IOP 及びラムサール地域センターに対してそのような翻訳の支援**もまた促す**。
25. 締約国に対して、「ラムサール条約の戦略計画」の実施を支援するために **CEPA** プログラムを活用することを**奨励**する。
26. 以下の勧告及び決議を**廃止**する。
 - 勧告 4.5 「教育及び訓練」
 - 勧告 5.8 「湿地保護区における湿地の価値に関する普及啓発を促進するための措置」
 - 決議 VI.19 「教育と普及啓発」
 - 決議 VII.9 「1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム」
 - 決議 VIII.31 「2003-2008 年ラムサール条約コミュニケーション教育啓発プログラ

- ム」
- 決議 IX.18 「条約の CEPA 活動のための監督委員会の設立」
 - 決議 X.8 「ラムサール条約 2009–2015 年コミュニケーション・教育・参加・啓発（CEPA）プログラム」
 - 決議 XII.9 「2016-2024 年 コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）に関するラムサール条約プログラム」
 - 決議 XIV.8 「新しい CEPA アプローチ」

附属書 1

人々と湿地 – ラムサール条約 CEPA プログラム

人々と湿地

ラムサール条約のコミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）プログラムは、締約国、条約事務局、条約の国際団体パートナー（IOPs）、非政府団体（NGO）、地域社会に根差した団体、その他の利害関係者に対し、湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）のために人々が行動に関わり、参加し、行動できるようにするための適切な活動についての手引きを提供する手段である。

本条約は、コミュニケーション、能力構築、教育、参加、啓発を、戦略計画の達成を支援するための重要なツールとみなしている。本条約は、コミュニケーション、能力構築、教育、参加、啓発が、あらゆる分野及びあらゆるレベルで採用されることを勧告する。このプログラムは、その勧告の達成を導くための一連の戦略を提供するものである。

ラムサール条約 CEPA プログラムのビジョンは、第 5 次戦略計画のビジョンと同じであり、「健全な地球を支え、全ての人々はその恵みを享受する生態系サービスが維持されており、湿地が正しく評価され、保全され、回復されそしてワイズユースされている自然と共生した世界」である。本条約の CEPA プログラムの包括的な目標は、「人々が湿地の保全とワイズユースのために行動を起こすこと」である。

CEPA の定義

CEPA の核心は、人々と湿地との関係、及び CEPA という略語を構成する様々な交流やアドボカシー（啓発活動）の要素を通じて、湿地のための行動を喚起することにある。コミュニケーション、能力構築、教育、参加、啓発はすべて、CEPA の目的を達成するために、特定の目的や特定の対象者に向けて活用できるプロセスである。CEPA プログラムを適用するにあたり、締約国やその他の関心を持つ団体が、この略語の基盤となる概念が意味するものについて共通の理解を共有することが重要である。

ラムサール条約における「コミュニケーション」は、すべての利害関係者が十分な情報に基づいて意思決定を行えるよう、湿地の保全とワイズユースに関する情報、知識、スキルを交換するための、利害関係者間の相互作用プロセスと定義できる。

「能力構築」は、能力開発とも呼ばれ、制度・機構の変化に関係するものである。これは、個人、グループ・組織、機関・国家が、機能の遂行・問題の解決・目標の達成のための能力を、個人レベル及び集団レベルで向上させるために、それぞれのシステム・資源・知識を、開発・強化・組織化するプロセスである。定められた業務や成果に適用できる特定の知識・スキル・態度・行動を増やしまはたは強めるための訓練は、能力構築の一部とみなされる。

「教育」は、最も広い意味では、個人・機関・企業・政府の活動様式の変化を促すだけでなく、ライフスタイルの変化を誘導することによって、人々が湿地保全を支援できるよう情報を与え・動機付け・力を与える生涯学習のプロセスである。これは、フォーマル及びインフォーマルの両方の教育の場で行われる。

「参加」とは、湿地の保全とワイズユースのための戦略や行動の共同策定・実施・評価に「利害関係者」が関与することである。関与のレベルや参加の種類は、特定の状況や、プロセスを主導する個人・グループ・機関の決定によって大きく異なり得る。

「啓発」は、対象となる人々に対し、なぜ湿地の課題に取り組むことが重要なのか、そして現状を改善するために何ができるのかを理解させるための、課題設定とアドボカシーの活動である。これは建設的で、変化を促す可能性を秘めた力であり、最終的には（多数の利害関係者を含む可能性がある）対象グループが、湿地の保全とワイズユースのために行動を起こすよう刺激することを目的としている。

CEPA フォーカルポイント（担当窓口）の役割と責任

各締約国は、政府の CEPA フォーカルポイント及び NGO の CEPA フォーカルポイントを指名することが奨励される。政府の CEPA フォーカルポイントは、国内レベルでの CEPA プログラムにリーダーシップを発揮し、締約国と条約事務局との間の CEPA 事項に関する連絡窓口としての役割を果たす。NGO の CEPA フォーカルポイントは、NGO コミュニティと関わり、CEPA の目標を支援するために NGO コミュニティを動員する一助となる。

指名された政府の CEPA フォーカルポイントの正確な役割と責任を決定するのは各締約国の任務であるが、一般的な責任には以下が含まれ得る：

- 適切なレベル（国、国内広域、地方）での湿地 CEPA 行動計画の策定及び実施においてリーダーシップを発揮すること。
- a)条約事務局と締約国間、及び b)締約国同士における、CEPA 事項に関する主要な連絡窓口となること。
- 国家ラムサール/湿地委員会（存在する場合）または同様の国内組織の主要メンバーとなること。
- 国レベルでの実践的な CEPA の実施、及び締約国会議への CEPA 活動に関する国別報告を支援すること。
- ラムサール条約、並びにその保全及びワイズユースという目標について、高く肯定的な社会的認知を確保すること。
- 湿地 CEPA の積極的な代弁者となること。そして
- あらゆるレベル及びあらゆる部門の関連主体間で情報の効果的な交流を確保するために必要な連絡先・ネットワーク・体制・メカニズムを確立し維持すること。

指名された NGO の CEPA フォーカルポイントの正確な役割と責任を決定するのは各締約国の任務であるが、一般的な責任には以下が含まれ得る：

- 適切なレベル（国、国内広域、地方）での湿地 CEPA 行動計画の策定及び実施において、NGO コミュニティの声を反映させること。
- 政府の CEPA フォーカルポイントと NGO コミュニティとの間の連絡窓口として機能すること。
- 「世界湿地の日」への支援を含め、湿地 CEPA を支援するために NGO コミュニティを動員する手助けをすること。
- 国家ラムサール/湿地委員会（存在する場合）または同様の国内組織の主要メンバーとなること。そして
- 湿地 CEPA の積極的な代弁者となること。

CEPA 行動計画

CEPA 行動計画は、あらゆるレベルの政府、法定機関、住民団体、非政府組織、及び営利団体間での、調和のとれたコミュニケーション及び教育を促進するための活動の概要を示すも

のである。具体的には、CEPA 行動計画は、知識を共有するためのメカニズムを特定し、能力構築のための手法を提案し、目標を提示し、同様の業務に従事する人々間の連携をもたらすとともに、国内及び国際的なネットワーク間の連携を構築する。湿地の管理や研究に携わるすべての人は、湿地の保全に向けた交流や教育において果たすべき役割を担っている。

すべての締約国は、自国の湿地 CEPA 目標を定め、その目標達成のために必要な活動、関与すべき組織や個人、及び成功の測定・評価方法を定めた CEPA 行動計画を、主要な CEPA の利害関係者と協議のうえ策定することが奨励される。CEPA 行動計画の事例は、ラムサール条約のウェブサイトを確認できる。

目標と活動

CEPA プログラムは、特定された活動を通じて達成されるべき、9つの目標と成果によって、湿地に対する積極的な行動を実現することを目指している。本計画はあらゆる CEPA 実施者を網羅しているが、すべての目標と活動が、すべての締約国とそのすべてのレベルで適用されるわけではない。

CEPA プログラムの実施の成功には、それぞれの能力に応じて、とりわけ以下の、多くの条約の責任主体やパートナーによる活動が必要である：

AA:	各国の行政当局（国家フォーカルポイントを含む）
CEPA:	条約の CEPA フォーカルポイント（政府及び NGO の両方）
CSO:	市民社会組織〔国内及び地方の非政府組織（NGO）や地域社会に根差した団体（CBOs）など〕
IOPs:	国際団体パートナー〔現在は、バードライフ・インターナショナル、国際水管理研究所（IWMI）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）、水禽湿地トラスト（WWT）、及び世界自然保護基金（WWF）〕
NRC:	国家ラムサール委員会 / 国内湿地委員会（または同等の機関）（存在する場合）
PS:	その活動が湿地に直接的または間接的に影響を与える民間部門組織
RRC:	ラムサール地域センター
RRI:	ラムサール地域イニシアティブ
Sec:	ラムサール条約事務局
SM:	サイト管理者
STRP:	科学技術検討委員会
STRP FP:	STRP フォーカルポイント
WEC:	湿地教育/ビジターセンター
YFP:	ユースフォーカルポイント

これは責任主体、主要なパートナー及び利害関係者の指標となるリストであり、国によって多少異なる。成果の達成につなげるために各目標を実施すべき者を、大まかな指針として、上記の略語を用いて示す（例：{AA}）。

目標 1 制度的メカニズムを提供し、また関連ネットワークを構築・支援することにより、本計画の効果的な実施を支える指導能力を育てる。

- 1.1 政府及び非政府組織の CEPA フォーカルポイントの役割（附属書 2 を参照）を担う適切な経験を有する人材が締約国から指名され、ラムサール条約事務局に通知されること。{AA, CSO}
- 1.2 湿地とその生態系サービスを主流化するため、関連する政府部門や機関と協力する国家ラムサール/湿地委員会が設置されること。{AA, NRC}
- 1.3 フォーカル・ポイント（AA、CEPA、及び STRP）が、国家ラムサール/湿地委員会（存在する場合）のメンバーに含まれること。{AA, NRC}
- 1.4 専門知識、伝統的知識、人的資源、または資金提供によって条約の目標を支援できるような組織との間の関係が構築・維持されること。{Sec, AA, IOPs}
- 1.5 「世界湿地の日」並びに湿地の教育及び管理を含む、保全とワイズユースに関するリソースが開発され、配布されること。{Sec, AAs, NRC, FPs}

目標 2 政策立案、計画策定、及び条約の実施のあらゆるレベルに、適宜、CEPA が組み込まれている。

- 2.1 科学技術検討委員会（STRP）及び常設委員会（SC）を含む条約機関による手引の作成過程に、CEPA の専門知識が含まれること。{Sec, STRP}
- 2.2 条約の実施主体を支援するために、締約国によって適切なレベル（国、流域、または個別湿地）で、湿地コミュニケーション（CEPA）計画が策定されること。{AA, YFP, NRC, CSO}
- 2.3 国の湿地関連の政策及び計画策定に、適宜、湿地 CEPA が組み込まれること。{AA, YFP, CEPA, NRC}

目標 3 ワイズユース原則の実施主体、特に個別湿地管理に直接の役割を持つ主体に支援を提供する。

- 3.1 COP15 で採択された「第 5 次戦略計画」が普及・推進されること。
- 3.2 「国際的に重要な湿地」及びその他の湿地、及び湿地ネットワークで使用するために、湿地のワイズユースを支援し奨励する適切な手引きとなる資料が作成されること。{Sec, STRP, IOPs, CSO}
- 3.3 CEPA フォーカルポイント間での情報・経験の共有を含め、情報とリソースを共有するための有用なプラットフォームとなるよう、条約のウェブサイトを含むウェブサイトをもさらに発展させること。{Sec, STRP, AA}
- 3.4 「国際的に重要な湿地」及びその他の湿地のうち適切なものが、ワイズユース原則の「実証サイト」として賞賛され、それらの湿地が対応力、看板、解説資料の面で適切に整備されること。{AA, CEPA, IOPs, CSO, STRP FPs}

- 3.5 CEPA の実施によって、いかに湿地管理が向上するかを示す CEPA 事例の共有が、条約事務局に対して要請されること。 {Sec}
- 3.6 CEPA の経験の共有とシナジーの促進によって、他の条約、IOP、NGO、国連機関などとの CEPA に関する協力が行われること。 {Sec, IOPs, CSO, AA, YFP, CEPA}

目標 4 湿地に関する条約の実施に直接の責任を負う人々の、個人的、制度的、及び集団的な能力を構築する。

- 4.1 サイト管理者が、コミュニケーション、教育、参加、及び啓発の要素を管理計画に組み込むための支援を受けること。 {Sec, STRP, AA, CEPA, SM, RRCs, CSO, STRP FP}
- 4.2 湿地管理の研修及び能力構築のための資料が作成され、研修及び能力構築が実施されること。 {Sec, AA, CEPA, STRP, SM, RRCs, CSO, STRP FP}
- 4.3 湿地管理の研修・能力構築の資料とプログラムの作成・提供を支援するために、高等教育機関その他の関連機関とのパートナーシップが構築されること。 {Sec, STRP, RRCs, CSO, PS, AA, CEPA, STRP FP}
- 4.4 湿地の環境上の便益とサービスを地方及び国内広域の開発戦略として組み込むために、地方自治体の技術的能力と管理を強化する国家戦略計画が推進されること。 {AA, CEPA}

目標 5 湿地管理へ複数の利害関係者が確実に参加するためのメカニズムを開発し支援する。

- 5.1 新たな「国際的に重要な湿地」の選定及びすべての湿地の管理における効果的なプロセスとして、主要な利害関係者その他の参加が行われること。 {AA, YFP, SM, CEPA, CSO, STRP FP}
- 5.2 湿地と文化的、精神的・霊的（スピリチュアル）、慣習的、伝統的、歴史的、及び社会経済的なつながりを持つ利害関係者グループ、あるいは湿地に生計を依存している共同体の湿地管理への参加が最優先事項とされること。 {AA, YFP, SM, CEPA, CSO, RRI}
- 5.3 先住民及び地域社会による適切な湿地文化の管理を体現する実践及び伝統的知識体系の利用が、回復、強化及び奨励されること。 {AA, CEPA}
- 5.4 管理目標の達成を支援する任意プログラムを通じて、湿地への共同体としての参加が奨励されること。 {AA, YFP, SM, CSO}
- 5.5 新たな産業部門や、その活動が湿地のワイズユースに大きな影響を与える部門を含め、民間部門との関係が模索され発展すること。 {AA, NRC, SM, PS}

目標 6 湿地及び湿地が提供する生態系サービスに対する認識、評価、及び理解を深めるために、社会の多様な部門を対象としたプログラム、プロジェクト、及びキャンペーンを実施する。

- 6.1 特にソーシャルメディアの活用を通じて、認識を高め、地域共同体の支持を構築

し、湿地に対するステewardシップ（責任ある管理）のアプローチと態度を促進するために、多様なパートナーと共に行う「世界湿地の日」を含む広範な普及啓発プログラム、プロジェクト、及びキャンペーンが実施されること。 {Sec, AA, YFP, NRC, CEPA, SM, IOPs, RRCs, PS, CSO}

- 6.2 湿地が提供する便益への理解を深めるための、湿地の金銭的及び非金銭的価値とその生態系サービスに対する認識が向上すること。 {Sec, STRP, AA, CEPA, SM, STRP FP}
- 6.3 湿地とその生態系サービスの啓発と評価を支援するために、写真ライブラリ、プロモーションビデオ、及びその他同様のツールが、開発・維持されること。 {Sec, AA, CEPA}
- 6.4 意思決定権者、主要な湿地利用者、及び広く一般に対して、湿地の保全とワイズユース、並びにその生態系サービスの認識を促進するため、ソーシャルメディアを含むメディアと協働すること。 {Sec, AA, CEPA}
- 6.5 「湿地都市認証制度」が推進され、都市の認証取得が奨励されていること。他の都市が湿地のために積極的な行動を起こすよう促すため、認証された湿地都市は湿地の保護とワイズユースの模範として認められ称賛されること。

目標 7 条約の目標を促進する活動のための触媒及び主要な行動主体として、湿地センターその他の環境センターの役割が認識され、支援されている。

- 7.1 資源が許せば、すべての国に湿地の教育/解説センター、ビジターセンター、及び同様の施設が設立されること。 {AA, IOPs, WEC}
- 7.2 経験や資源を共有するために、例えば英国の「水禽・湿地トラスト (WWT)」による「ウエットランド・リンク・インターナショナル (WLI)」のプログラムやその他の取組のような、グローバルなメカニズムと国内の CEPA の専門知識を通じて、湿地教育/ビジターセンターが、国内及び国際的に繋がること。 {AA, CEPA, WEC}
- 7.3 湿地や条約の目標の促進に役割を果たす可能性のある他の教育センターとのパートナーシップが構築されること。 {AA, CEPA, RRCs, WEC}

目標 8 公教育の場において、「国際的に重要な湿地」で、条約のすべての利害関係者によって使われる、生態系の価値とサービス、及び湿地の価値に対する認識を高める教材の開発と配布が、支援される。

- 8.1 湿地の価値とその生態系サービスに対する認識を高める湿地教材が、開発、推進され、関連する対象読者に向け配布されること。 {STRP, AA, YFP, CEPA, WEC, STRP FPs}
- 8.2 特に水と湿地に関する教育プログラムを持つ高等教育機関が、湿地に的を絞った教材の作成に貢献すること。 {STRP, AA, CEPA, WEC}
- 8.3 文化的及び伝統的な湿地の知識と実践が、湿地教材に組み込まれること。 {WEC, CEPA}
- 8.4 条約のすべての利害関係者との対話及びフィードバックを通じて、湿地とその生態系サービスに関する主要なメッセージが定期的にレビューされること。 {Sec, AA, YFP}

目標 9 STRP によって提供される手引き及び情報が、CEPA プログラムと協働で開発され、最も効果的なコミュニケーション手段によって、特定された対象者への普及が達成される。

- 9.1 主要な普及啓発ツールとして、特定・合意された大きな課題に基づく、一連のファクトシートが作成されること。{Sec, STRP}
- 9.2 政策立案者や湿地実務者を対象とした、実践的かつ実用的な助言文書として、また一貫性と条約のブランディングを確保するために、ラムサール・ブリーフィング・ノート及びラムサール・テクニカル・レポートが開発・普及されること。{Sec, STRP}

附属書 2

CEPA 監督委員会の将来の運用に関する手引き案

ラムサール条約のコミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）プログラムは、締約国、条約事務局、条約の国際団体パートナー（IOPs）、非政府組織（NGO）、地域社会に根差した団体、その他のパートナー及び利害関係者に対し、湿地の保全とワイズユースのために人々が行動に関わり、協力し、行動できるようにするための適切な活動の手引きを提供する手段である。

CEPA 監督委員会（以下、単に「委員会」という。）の主な役割は、条約内における CEPA の準備と実施を監督すること、特に、科学技術検討委員会（STRP）の CEPA 優先事項を含む、国内及び国際的な CEPA 活動について常設委員会と事務局に助言することである。具体的な機能には以下が含まれる。

- i. 締約国会議（COP）の決議及び戦略計画に含まれる具体的な CEPA の要請に由来する成果を達成すること。
- ii. 戦略計画に組み込むべき CEPA 活動を特定するために、実施段階での CEPA に関する必要性と不足を検討すること。
- iii. 条約内における現在の CEPA の課題、及び現在の CEPA の優先事項の実施状況を、特に「戦略計画」や COP の決議に含まれる CEPA 活動を参照しながら、モニタリング及び報告すること。そして
- iv. 条約間の CEPA のシナジー（相乗効果）を高めるために、他の多国間環境条約と連携すること。

委員会の運用に関する本文書は、運用の透明性を高め、委員会がより効果的かつ効率的に機能できるようにする手引きの提供を目的とする。本文書は、関連する決議、常設委員会の決定、並びに、現在及び過去の委員会の勧告によって提供された指示と助言を考慮している。

委員会の構成

CEPA 活動は多岐にわたり、幅広い専門知識を必要とするため、委員会の構成には専門の多様性が反映されるべきである。委員会は、条約のすべての地域からバランスよく代表が選出されるべきである。組織としての記憶を確実に継承するために、委員会のメンバーには、常に前の3年間に委員会メンバーを務めた者が少なくとも1名含まれることが推奨される。委員会は必要に応じて追加の CEPA 専門家を招くことができる。

委員会のメンバーには以下の者が含まれるべきである。

- i. 常設委員会の議長又は副議長
- ii. 政府の CEPA フォーカルポイント（担当窓口）2名
- iii. NGO の CEPA フォーカルポイント（担当窓口）2名
- iv. STRP 副議長（または STRP 代表）
- v. 委員会と6つの IOPs との間の連絡役を務めるために選出される、国際団体パートナーの代表1名
- vi. ユース代表
- vii. 先住民族の代表
- viii. 地域社会の代表

- ix. 締約国（上記のメンバーからの地域代表とは別に、各地域から1カ国）
- x. ラムサール条約事務局の代表（職権により）

指名手続

メンバーの指名手続は以下の通りである。

- 各 COP 前の最後の常設委員会の全体会議で開催される地域会合の間に、締約国は CEPA 監督委員会の構成を通知され、関心のある適格なメンバー候補を特定するよう奨励される。
- COP の4ヶ月前に、条約事務局はすべての締約国に対し、以下のカテゴリーについての指名を公募する、
 - 政府の CEPA フォーカルポイント、
 - NGO の CEPA フォーカルポイント、
 - 先住民族の代表、
 - 地域社会の代表、及び
 - ユース代表。
- COP の4ヶ月前に、条約事務局は IOPs に対して、委員会において IOPs を共同で代表する者を1名選出するよう要請する。
- COP での地域会合の間に、各地域はその地域から委員会のメンバーとなる締約国を1カ国特定する。
- COP 直後の第1回常設委員会において、常設委員会は各地域からの締約国代表が委員会のメンバーとなることに合意する。常設委員会の会議後、会期外に締約国からの地域代表と委員会議長（常設委員会の議長または副議長）が会合を開き、政府の CEPA フォーカルポイント、NGO の CEPA フォーカルポイント、先住民族及び地域社会の代表、並びにユース代表のカテゴリーについて受けた指名に関して、事務局が作成した要約を検討する。地域代表と議長は指名内容を検討し、委員会の推奨メンバーリストを作成する。その際、第一候補が承認されなかった場合に備え、各役職につき代替候補を1名用意する。リストは承認のために常設委員会に提出される。条約事務局は締約国にメンバー構成を通知する。
- 各 COP 終了後2ヶ月以内に、委員会は最初の会議を開催し、副議長を選出するとともに、COP から受けた指示に従って3年間の作業計画の策定を開始する。

運用方法

- i. 委員会の主要な作業言語は英語とする。委員会から常設委員会への報告書は、条約の公用語に翻訳される。
- ii. 委員会は、可能な限り電子的手段（電子メール、ビデオ会議、オンライン共同作業ツールなど）を通じて開催される。必要と判断され、資金が許せば、委員会は対面での会議を模索することができる。
- iii. 委員会は、常設委員会の各会合において、その活動について報告を行う。

- iv. 委員会における政府の CEPA フォーカルポイントの代表及び NGO の CEPA フォーカルポイントは、可能な限り、また必要に応じて、相互に協議し、意見を求めるべきである。
- v. 委員会の政府代表メンバーは、条約の既存の作業部会に参加し、CEPA の知識と専門性を通して各部会の作業計画に寄与することが奨励される。

より戦略的、統合的かつ効果的な CEPA 計画に向けて

CEPA 計画の必要性を確実に満たすために、委員会は、戦略計画と明確にリンクした、より戦略的、統合的かつ効果的な CEPA プログラムを導く行動計画を作成する。提案される活動には以下が含まれる。

- i. CEPA フォーカルポイントネットワークの強化：委員会は、CEPA フォーカルポイントネットワークがどのように支援されているかを引き続きレビューし、コミュニケーション、情報共有、及び能力構築の改善を通じてネットワークを強化するための勧告を行うべきである。
- ii. CEPA フォーカルポイントの役割と責任に関する手引きの作成：条約事務局は、委員会と協議の上、政府及び NGO の CEPA フォーカルポイントの役割と責任に関する電子パンフレットを作成する。
- iii. 更新された CEPA 手引きの作成：条約事務局は、情報が古くなった 2010 年版「湿地 CEPA ハンドブック」に代わる、CEPA フォーカルポイント向けの手引きを作成する。
- iv. CEPA フォーカルポイントのための研修及び情報共有：条約事務局は、委員会と協力して、政府及び NGO のフォーカルポイント向けの研修・ウェビナーを準備する。このウェビナーは条約の公用語で配信され、録画は条約ウェブサイトの CEPA セクションで公開される。
- v. 国レベルでの CEPA の実施をモニタリング・評価するための指標セットが第 5 次戦略計画で採択されたことを受け、新たに開発される国別報告書の様式に CEPA 活動を含めることにより、国別報告書様式で特定された選ばれた CEPA 活動及び成果について報告すること。
- vi. CEPA の実施を支援する条約資源のリストの作成：条約事務局は、条約ウェブサイトの CEPA セクションに、CEPA の実施を支援する資源へのリンクを貼る。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ビクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～31 日

決議 XV.11

世界水鳥推定パートナーシップ(GWEP)の設立と 『水鳥個体数推定』2027 年版の配布

1. 湿地の生物多様性および生態学的特徴にとって定住性および渡り性の水鳥種が果たす重要な役割と、そして水鳥保全のため国際的的重要性を持つ「国際的に重要な湿地」への登録のためのラムサール条約の基準 6 の適用を支えるために個体数推定が必要であることを**認識し**、
2. 渡り性の水鳥種をはじめ、水鳥個体群の世界的な減少が進行中であることと、それを裏付ける、水鳥が依存し、そのライフサイクル全体を支え、水鳥にとって欠くことのできない潮間帯湿地、並びにその他の生息地の減少及び劣化とを深く**憂慮し**、
3. ラムサール条約の多くの側面に関わる、水鳥個体数推定値の最新の更新は、サイトの特定と指定を含む国際的及び国内的な水鳥と湿地に関する他の多くの条約の保全の取組、とりわけ、「ヨーロッパ野生生物及び自然生息地の保全に関する条約（ベルン条約）」、関連するフライウェイにおける協定やイニシアティブ（「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥協定(AEWA)」、「東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ(EAAPP)」）、「移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS)」の取組に対してだけでなく、「生物多様性条約」第 15 回締約国会議で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組(KMGBF)」の関連目標のモニタリングに対しても、情報を提供するデータ源として重要であることを**認識し**、
4. 『水鳥個体数推定(WPE)』は 2012 年以降更新されていないこと、そして水鳥の世界的な状況に関する情報の欠落が、締約国による新たな「国際的に重要な湿地」の特定および指定、ならびに効果的な湿地の保全の可能性を制約していることを**憂慮し**、定期的かつ適時の更新の仕組みが欠如していることで、現在必要とされている、既存の「国際的に重要な湿地」の評価が妨げられていることを**強調し**、
5. すべての水鳥についての個体群総数の 1%に関する WPE データが、「国際的に重要な湿地」の指定およびモニタリング、ならびに利用可能な最良のデータを用いて「ラムサール湿地情報票 (RIS)」を更新するにあたっての必要性を**再確認し**、
6. WPE の適用に関して締約国会議が採択してきた以下の決議を**想起し**、
 - a. 決議 5.9 「国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の適用」（1993 年）、

- b. 決議 VI.4 「水鳥に基づく特別基準を運用するための個体数の算出方法の採択」（1996年）、
 - c. 決議 VIII.38 「水鳥個体数推定と国際的に重要な湿地の特定及び指定」（2002年）、そして
 - d. 決議 X.22 「水鳥のフライウェイ保全のための国際協力の促進」（2008年）、
7. WPE の定期的な更新を促進するため、締約国に対して、フライウェイの協定、パートナーシップ及びイニシアティブと協力して取り組むことを奨励する決議 XIV.18 「ラムサール基準 6 に基づく新規及び現存のラムサール条約湿地指定の裏付けとなる『水鳥個体数推定』の代替推定値の利用」もまた想起し、
 8. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、事務局と協力の上で、「締約国、関係するフライウェイ協定・パートナーシップ、「国際湿地保全連合」及び関心を持つ団体との協議のもと、今後 WPE の全面的な更新を適切な時期に行うための資源の準備と実施を可能とする技術的提案を策定」し、あらましを含めて、第 63 回常設委員会に提示し、次の締約国会議に向けた決議案作成に先立って、WPE の将来的な定期的更新に関する取り決めについて検討するよう要請した決議 XIV.18 のパラグラフ 16 を留意し、
 9. 「水鳥推定パートナーシップ（WEP）」の設立（文書 SC63 Doc.20、附属書 1）及び WPE の今後の定期的な更新に関する取り決め、ならびに資金調達のあらましを含む技術的提案を、常設委員会が決定 SC63-31 を通して支持したこと、また同決定は、SC64 に向け WEP 提案をさらに発展させることの要請が含まれることもまた留意し、
 10. また、決議 XV.4 に沿ったシナジー（相乗効果）を促進するため、他の多国間環境条約、フライウェイ協定、パートナーシップおよびイニシアティブ、ならびに本条約の国際団体パートナー（IOP）およびその他の関係主体がこのパートナーシップ（WEP）に関与する必要性を意識し、
 11. 種の保全及びその生息地の管理における根拠に基づく取組の重要性を認識し、また、KMGBF、「ラムサール条約戦略計画」、CMS の「移動性動物種のためのサマルカンド戦略計画」、並びにその他の関連する世界的及び地域的枠組の下では、生物多様性の評価並びに根拠に基づく保全対応及び意思決定が重要であることをさらに認識して、

締約国会議は、

12. 決議 VI.4、VIII.38 そして XIV.18 で合意され確認されているとおり、また「戦略枠組 2022 年改訂版」（COP14 改訂版、即ち決議 XIV.18 による更新版）に示されているとおり、ラムサール条約の基準 6 の適用の根拠として、『水鳥個体数推定（WPE）』を用いることを再確認する。
13. 湿地の保全および賢明な利用という共通の使命を支援するため、本決議の附属書 1 に概説されているように、条約の締約国およびその他の関係主体が、水鳥個体群の規模および個体数動向に関する信頼性の高い最新の情報を確実に利用可能とするために、「世界水鳥推定パートナーシップ（GWEP）」を設立することを決定する。
14. GWEP が水鳥個体数動向をさらに分析・評価して、根拠に基づく保全行動および意思決定に寄与しつつ、締約国およびその他の関係主体に対して適切な技術的助言を提供することもまた決定する。

15. WPE の今後の更新を支えるため、GWEP において協働的かつ先を見越して関与することを、締約国に対しては**要請**し、また、関係する多国間環境条約、フライウェイ協定、パートナーシップおよびイニシアティブ、本条約の国際団体パートナーならびにその他の関係主体に対しては**促す**。
16. GWEP に対して、十分かつ適時の資源が利用可能ならば、条約事務局および科学技術検討委員会(STRP)と協議しつつ、本決議の附属書 2 に示されるとおり、最も更新が必要な地域、フライウェイおよび個体群に重点をおいて 2027 年版 WPE(WPE2027)を公表することも**また要請**し、そして GWEP に対して、国および地域におけるモニタリングの取組が世界的な評価に効果的に貢献することを確保しつつ、地方レベルで収集されたデータおよび知見を WPE の更新に組み込む仕組みを強化することも**さらに要請**する。
17. 条約事務局に対して、STRP と協議しつつ、かつ GWEP から提供される情報に基づいて、必要に応じて、WPE2027 を実施し GWEP の活動を可能にするために見込まれる費用に関する最新情報を、第 67 回常設委員会 (SC67) に提供することを**要請**する。
18. 締約国などに対して、GWEP を通じて WPE2027 および将来の WPE を定期的かつ適時に作成できるよう必要な財政的支援を拠出することを**奨励**する。
19. 条約事務局に対して、GWEP を支援するため、あらゆる資金源からの資源動員の機会を模索するよう**求める**。
20. GWEP に対して、WPE2027 の出版を第 16 回締約国会議 (COP16) に報告するよう**促す**。
21. GWEP に対して、WPE の今後の更新に関する作業計画および水鳥個体数ポータル (WPP) の今後の更新および維持管理に関する準備について、COP16 およびその後の各締約国会議に報告することも**また促す**。
22. 条約事務局に対して、資源が確保できるならば、COP16 に向けた GWEP の設立および運用開始を支援するため、技術面および運営面に関する助言を提供するよう**指示**する。そして
23. 決議 VIII.38 パラグラフ 17 の廃止を**決定**し、そして、GWEP に対して、利用可能な資源および報告規制要件に基づき、そしてどの個体群 (科、種、または世界の一部分) が最も更新を必要としているか、また更新作業を他の進行中の業務 (例えば、鳥類レッドリストの見直しや報告規制要件) とどのように統合するか、についての分析に基づいた作業計画を作成することを**促す**。

附属書 1 世界水鳥推定パートナーシップ (GWEP) の枠組

1. この提案は、関連する関係者との 5 年間の協議から得られたものであり、その内容は、科学技術検討委員会 (STRP) 議長による第 58 回および第 59 回常設委員会会合への報告書 (SC58 Doc.19 および SC59 Doc.25) および SC63 に提出された STRP 技術提案書 (SC63 Doc.20) として文書化されている。さらに、本提案は、『水鳥個体数推定 (WPE) 』に関して SC63 での決定も反映している。
2. 背景：
 - WPE は、30 年以上にわたりラムサール条約の重要な情報資源であったが、現在では個体数推定の更新をするための支援、資源および国際的に合意された手続きに不十分な点がある。
 - 個体数評価の活動は増加しており、特に地域フライウェイレベルで進展しているが、多くの評価は WPE プロセスと連携していないままである。このことは、WPE の統合と調整を行う良い機会であり、そうすれば複数の利用者に利益をもたらすとともに、資金面での効率化にもつながる。
 - WPE は、世界の定住性個体群や渡りをしない個体群だけでなく、渡り性個体群も網羅している。
 - 個体数データには大きな不足があり、特に定住性水鳥種では、30 年以上更新されていない種もある。
 - WPE プロセスは、国際的・地域的なさまざまなプロセス (SC63 Doc.20 附属書 3 参照) に利益をもたらしており、そこには WPE の調整と提供を強化するための連携と協働の機会、及び共同資源調達を促進する機会がある。
 - GWEP の設立は、長期的な戦略的指針と支援を確保し、また WPE の更新が、確実に、適時に、他の国際的保全活動と調整され、またそれらの保全活動に組み込まれ、またはその活動での利用に貢献する。
3. 目的：
 - GWEP の目的は、水鳥個体数に関する信頼性の高い最新のデータ及び情報を、政府機関、非政府組織およびその他の保全関連ステークホルダーが利用できるようにすることであり、湿地の特定と保全に関するラムサール条約の共同の使命を支援するとともに、必要に応じて、昆明・モンリオール生物多様性枠組や国連持続可能な開発目標などの国際的評価や報告を支える関連データ及び情報を提供することである。
4. 目標：
 - GWEP を通じて調整され、十分な資源が確保された WPE プロセスを実施することであり、結果として、ラムサール条約その他の国際的プロセスにとって不可欠な情報が得られる。GWEP は、個体群の総個体数と動向に関するデータが定期的に更新されて、科学的根拠があり、政策策定・保全・管理の目的に利用可能となることを保証する。
5. 具体的目標：
 - **協力**：水鳥の個体数データの収集・報告を担当する組織間で、地域を超えた技術的・科学的協力および情報交換を確保する。
 - **調整**：個体数評価の手続きのタイムテーブルを、地域レベル及び世界レベルの双方で整合・調和させる。

- **データおよび情報基準**：個体群の総個体数及び動向のデータ収集、分析、公開において統一基準を維持し、地方及び国内のデータセットを統合することで、世界規模の水鳥個体数評価の精度向上を図る。
- **能力構築**：データ収集、モニタリング、評価における国内及び地域レベルの能力構築を強化するため、特にデータの不足が大きい地域において、研修、技術支援及び資源動員を促進する。
- **資金**：世界及び地域規模の WPE 及び関連プログラムのため、十分かつ持続的な資金を確保する。

組織体制及び運営方法：

- GWEP は、第 15 回締約国会議（COP15）において設立され、必要な資源が確保されることを条件として、第 16 回締約国会議（COP16）までに本格的に運用を開始する。初期の 3 か年（2026～2028 年）において、GWEP は 2027 年版の WPE（WPE2027）の作成に寄与するとともに、今後の WPE 改訂に向けた作業計画を策定する。
- GWEP は、以下の事項に関連する活動を監督及び調整することが要請される、
 - WPE 情報の更新に向けた、優先地域、優先個体群及び優先フライウェイの選定基準。
 - 利用可能な資源、報告規制要件及び WPE の分類学上の範囲を考慮した上で、今後の WPE 更新に向けた作業計画の策定を含む技術的勧告。
 - 協働及び調整を促進するためのステークホルダーの関与。
 - データ分析、出版及びその他の情報発信を含む、世界及び地域レベルの WPE のための十分かつ持続的で適時な資金の確保。
 - パートナiership 構成員への水鳥個体数の変動傾向に関する助言の提供。
- GWEP の体制は、以下の二つの主要な要素に基づく。
 - **パートナーシップのガバナンス**：GWEP の活動を監督及び管理するため、「GWEP 調整委員会」を設置する（構成は今後決定）。同委員会は、少なくとも年 1 回会合を開催し、権限事項（TOR）を策定するとともに、データ提供者及び利用者からなるネットワークを維持管理する。また、GWEP 調整委員会は、その活動について締約国に対して定期的に追加情報の提供を行い、詳細な作業計画の実施状況に関する進捗を、以降の常設委員会会合に報告する。
 - 「GWEP 調整委員会」の委員は、客観的な立場で業務を遂行し、中立かつ公平な形で専門的知見を提供するとともに、条約全体の利益に基づいて行動するものとする。委員及び招聘された専門家は、関連するすべての利益相反を申告するものとし、委員会は利益相反登録簿を維持管理する。
 - **事務局の支援**：「国際湿地保全連合」がホスト機関となる専任の GWEP 事務局が設置され、会合の開催及び報告書の作成を含む、パートナーシップの運営を支援する。
- GWEP の主要な焦点は、個体数推定値と動向情報を収集するプロセスの確立と監督にある。WPE データと動向は世界規模で照合・報告され、必要に応じて他の情報によって補完して、WPP を通じて利用可能となる。最新の 1 %の水鳥個体群生息地選定基準値は（WPP 上に、及び合意された間隔で発行される出版物の中で）公表される。
- GWEP は WPE2027 の発行を支援し、監督する。
- GWEP の実施方法（付託事項）は、SC63 に提出された提案書（文書 SC63 Doc.20）に基づく。付託事項には少なくとも以下を記載する：
 - GWEP 調整委員会、

- パートナーシップの構成員（随時拡大可能）、
 - 主要活動の概要（標準化されたデータ収集方法の策定、研修単位（モジュール）の策定、研修単位の主流化など）、
 - 議長及び副議長の選出方法と任期、
 - パートナー組織を勧誘する方法、
 - WPE 更新評価対象地域の優先順位付け基準、
 - 作業計画の準備、
 - GWEP 各パートナーの責任範囲、
 - 資金調達メカニズムと資源への影響、
 - GWEP 事務局機能、そして
 - 報告及び連絡に関する要件。
12. ラムサール条約事務局は、関心を持つパートナーと協働して、暫定調整委員会の設置を支援する。この暫定委員会の構成団体の選定は、水鳥個体群評価における実証済み専門性、地域的代表性、技術的貢献能力、及び GWEP 目標支援へのコミットメントを含む透明かつ客観的な基準に基づく。暫定委員長・副委員長を擁する暫定委員会は、ラムサール事務局および STRP と協議の上、パートナーシップの目標達成に向けた付託事項を策定する。付託事項案は SC67 に提出され、審査・承認を受ける。
13. GWEP 調整委員会は、関連機関を通じて、GWEP に参加するよう各パートナーからの代表者を招待する。上記パートナーには以下が含まれるが、これらに限定されない：
- アフリカ・ユーラシア渡り水鳥保全協定
 - バードライフ・インターナショナル
 - バーズカリビアン
 - CAFF/北極評議会
 - ラムサール条約
 - 移動性動物種の保全に関する条約（ボン条約）
 - 東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ
 - 国際自然保護連合（IUCN）
 - 国連生物多様性条約
 - 国連砂漠化防止条約
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
 - 気候変動に関する国際連合枠組条約
 - ワッデン海フライウェイイニシアティブ
 - 西半球海岸鳥類保護区ネットワーク
 - 国際湿地保全連合
14. GWEP 調整委員会は、設立後（SC67 終了後）、利用可能な資源に応じ、2026-2028 三年計画の詳細な作業計画と予算及び将来の WPE 更新案を策定し、COP16 の前年に開催される常設委員会年次会合に提出する。GWEP 調整委員会は、その活動について締約国に対して定期的に最新情報を提供し、詳細な作業計画の実施進捗状況を今後の SC に報告する。GWEP 調整委員会は締約国からの問い合わせに対応し、SC において締約国からの水鳥推定値更新に関する該当情報を検討する。

附属書 2

『2027年版水鳥個体数推定（WPE2027）』の準備

1. WPE2027 の発行は、WPE2027 で提供される情報が包括的かつ科学的に確固たるものとなり、今後の更新のための基盤となることを保証するために以下の手順を踏む。
 - a. **世界レビュー：WPE2027 の公表前に更新すべき優先度の高い個体群を確認するため、水鳥個体群データの現状をレビューする。**本レビューにより、個体群データの質が比較可能であることを保証し、WPE 更新のための確固たる情報を確保する。GWEP は水鳥個体数の変動傾向も評価して、保全優先順位に関する適切な指針を提供する。
 - b. **総個体数評価：**
 - i. 現行の個体数定義を見直し、最新の分類体系（バードライフ・インターナショナル／『世界の鳥類ハンドブック』）に基づき改訂する。
 - ii. データソースの統合と検証に基づき、個体群の総個体数推定値を更新する。
 - iii. 水鳥個体群の1%基準値を更新し、WPE の定義と整合させた上で、専門家の助言を得て推定値を確定する。
 - c. **個体数変動傾向の評価：**
 - i. 文献及びその他のデータ情報源の統合・精査に基づいて、水鳥個体数変動傾向の推定を更新する。
 - ii. 専門家の助言を踏まえて、個体数変動傾向を確定する。
2. 更新が必要な地域、フライウェイ及び個体数は表1に示される。
3. 各個体数のデータは、水鳥個体数ポータル（WPP）との整合性を確保して、収集・検証・更新される。

表1. WPE2027 における水鳥個体数更新の優先順位と見直しのメカニズム

個体群 (WPP に地域/フライウェイ毎の推定個体数あり)	現行のレビュー手続/メカニズム及びリソース評価	WPE 2027 更新の優先順位の提案	源に影響を及ぼす活動
定住性または地方分散性鳥類			
アフリカ (226)	レビュー手続がなく古い情報	高優先度	WPP への照合、レビュー、更新
新北区（北アメリカ）(91)	北米において国家レベルのプロセスが存在	高優先度	入手可能な情報の整合性を評価し、WPP を更新
新熱帯区（中南米・カリブ海）(200)	審査プロセスがなく古い情報	高優先度	WPP への照合、レビュー、更新
アジア（インド・マレーおよび旧北区東部）(132)	審査プロセスがなく古い情報	高優先度	WPP への照合、レビュー、更新
オセアニア（オーストラリアを含む）(337)	オーストラリア、ニュージーランドにおける国家レベルの更新	高優先度	入手可能な情報の整合性を評価し、WPP を更新

個体群 (WPP に地域/フライウェイ毎の推定個体数あり)	現行のレビュー手続/メカニズム及びリソース評価	WPE 2027 更新の優先順位の提案	源に影響を及ぼす活動
ヨーロッパ(35)	EU 鳥類指令第 12 条の手続 (ERLoB と連携)、EC/EEA の資金をもとにした照合 (EU 加盟国のみ対象)	高優先度	入手可能な情報の整合性を評価し、WPP を更新
渡り性鳥類			
中央アジア地域フライウェイ(264)	CAF 水鳥行動計画 ¹ に含まれる (264 個体群、うち 140 個体群以上が AEWA 保全状況報告 (CSR) の対象)。優先課題は資金や手続が整備されておらず情報が古い 124 を超える個体群	高優先度	WPP への照合、レビュー、更新
中央太平洋フライウェイ (および南極大陸) ² (60)	レビュー手続がなく情報が古い	高優先度	WPP への照合、レビュー、更新
アメリカ大陸フライウェイ (379)	北米 (中央アメリカまで) の水鳥およびアメリカ大陸全域の 79 の渡り性シギ・チドリ類個体群についてはレビュー手続が存在	高優先度	入手可能な情報の整合性を評価し、WPP を更新する
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (276)	EAAFP の資金提供による EAAFP CSR 手続 (276 個体群)	中優先度: CSR 1 に含まれない多くの科および種に対する個体群データの不足への対処。	なし
アフリカ・ユーラシアフライウェイ (532)	AEWA の資金提供による AEWA CSR 手続 (CSR8 (2021 年) - 560 の水鳥・海鳥個体群)	低優先度: 2025 年に部分更新 (CSR9) そして 2028 年完全更新計画 (CSR10) 策定済	なし
総概算費用:			366,000 スイスフラン 3

¹ 以下参照 <https://www.cms.int/en/document/central-asian-flyway-action-plan-conservation-migratory-waterbirds-and-their-habitats>.

² 中央太平洋フライウェイ (及び南極) については定住性及び渡り性個体群を合わせた数である。

³ 各地域/フライウェイについて予想される課題についての準備的な費用推定は予想に関する現存の情報と作業見通しに基づく。一回の個体数推定のコストは AEWA の CSR8 と EAAFP の CSR1 のコストに基づく。総個体数評価において予想される主な課題には以下が含まれる。すなわち、現行の個体群の定義のレビュー及び最新の分類に基づいた改訂 (バードライフ・インターナショナル『世界の鳥類ハンドブック』による)、個体群総数推定データに関する文献の照合とレビュー (いくつかの地域では複数の言語による文献のレビューに追加的な作業が必要)、WPE の個体数推定の定義及び境界への情報の整合、個体群総数推定の更新と専門家の助言に基づく確定、そして、そこから導かれる最新の 1% サイト選定しきい値の策定である。個体数変動評価に向けた作業の提案には以下が含まれる。すなわち、新たな個体数変動に関する文献のレビュー、新たな変動及び変動の分析のレビューと専門家の聞き取りに基づく最新の個体数変動推定の提案である。AEWA の CSR8 でカバーできなかった中央アジアフライウェイの限られた個体群について、国際水鳥センサスのデータを用いた個体数動向の分析が計画されている。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ビクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～31 日

決議 XV.12

基準 6 及び 9 の 新規及び既存の「国際的に重要な湿地」への適用

1. この条約の「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストの今後の発展のための戦略的枠組とガイドライン」に規定された、国際的に重要な湿地の生態学的特徴を維持することの重要性を**想起**し、また水鳥及び鳥類以外の動物種の個体数の 1%以上を支えラムサール条約湿地を特定し、且つ保護するための基準 6 及び 9 の役割を**強調**し、
2. 以下の各項をまた想起し、
 - i. 決議 5.9 「国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の適用」、
 - ii. 決議 VIII.38 「水鳥個体数推定と国際的に重要な湿地の特定及び指定」、
 - iii. 決議 IX.1 附属書 B が提供する改訂版「国際的に重要な湿地のリストの今後の策定のための戦略的枠組とガイドライン」、そして
 - iv. 決議 XIV.18 「ラムサール基準 6 に基づく新規及び既存の国際的に重要な湿地指定の裏付けとなる『水鳥個体数推定』の代替推定値の利用」、
3. 湿地に関するデータ収集、モニタリング、管理の改善が緊急に必要であることを強く示す、多くの水鳥の個体群や鳥類以外の湿地に依存する動物種の世界的・地域的な減少を**認識**し、
4. 湿地の生物多様性と生態学的特徴を維持するために、水鳥と湿地に依存する鳥類以外の動物種が極めて重要であり、また基準 6 と 9 を用いた「国際的に重要な湿地」の指定が、これらの種の保護に重要な貢献をすることに**留意**し、
5. 個体数推定及び基準 6 及び 9 の適用を支援するための国際協力の強化の重要性とともに、これが「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「移動性野生動物の保全に関する条約 (CMS)」及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施に果たす貢献を**認識**し、
6. 決議 XIV.18 によって改訂された現行の「国際的に重要な湿地のリストの将来の発展のための戦略的枠組及び指針」が、基準 6 及び 9 の適用に関する適切な手引きを提供していることを**もまた認識**し、

7. 基準6及び9の手引きと適用に関する迅速な更新は、湿地保全の世界基準を担うラムサール条約の役割を果たし続けるために極めて重要であることを**再確認**して、

締約国会議は、

8. 条約事務局に対して、「戦略枠組」（決議 XI.8 附属書2、COP14 改訂版）の基準6適用を支えるために水鳥個体数推定値を用いる上で、特にパラグラフ 90、197、207(a)、210に示す手引きを本決議の附属書1に概説されているように修正するよう**指示**する。
9. 条約事務局に対して、本決議の附属書2に記載されているように、戦略的枠組（決議 XI.8 附属書2、COP14 改訂版）の、特にパラグラフ 250～261にある、湿地に依存する鳥類以外の動物種への基準9の適用を支援するための手引きを改訂すること、そして、段階的かつ優先順位をつけた取組が必要となり得るとの認識のもとに、科学技術検討委員会（STRP）と協議して、その実施のための費用見積もりを作成することも**また指示**する。
10. 条約事務局に対して、「戦略的枠組」の基準6及び9に係る改訂について、関連の多国籍環境条約（MEAs）、科学機関、条約の国際団体パートナーに報告するよう**さらに指示**する。
11. STRP に対して、関連する利害関係者と協議し、また資源が利用可能であれば、基準9の下で鳥類以外の湿地に依存する動物種を評価するにあたって科学的・技術的な協力を強める方策を提案するよう**要請**する。
12. 締約国に対して、基準6を適用するための最新の水鳥個体数推定値を評価するために、2022年に開始された水鳥個体数ポータル（WPP）を十分に活用し、また将来の水鳥個体数推定値の包括性と正確性向上のため、自国の国別データをポータルに提供するよう**促す**。
13. 条約事務局に対して、STRPの提供する情報に基づき、条約の「湿地に依存する鳥類以外の動物種に対して基準9を適用するための個体数推定値と1%しきい値に関するリスト」の3年ごとの更新を開始するよう**指示**する。
14. 締約国に対して、特にデータが不足している地域において、水鳥個体群および湿地に依存する鳥類以外の生物種のモニタリングを改善するために、科学研究機関および関連する国際機関との連携を通して、データ共有のイニシアティブを強化することを**奨励**し、また、条約事務局に対して、STRPと協議しつつ、締約国の基準9実施を支援するための適切な資金源を探すよう**要請**する。
15. 条約事務局に対して、資源が利用可能であれば、STRPおよび関連する利害関係者と協力し、各ラムサール地域イニシアティブにおいて、締約国が基準6及び9を適用する能力を向上させることを目的とした能力構築のための取組の提案を策定することを**要請**し、そして、STRPに対して、入手可能な最善の科学的データと方法論との整合性を確保した上で、基準6に基づく条約湿地の登録に用いる代替個体数推定の信頼性を評価するための手引きを作成することも**また要請**する。
16. STRP に対して、水鳥の個体群及び湿地に依存する鳥類以外の動物種の状態と傾向について、適切な評価技術の利用を検討することを**奨励**する。そして

17. 締約国に対して、湿地の保全と管理のために、特に基準6又は9に基づいて登録された「国際的に重要な湿地」のために、あらゆる資源を動員するよう**強く要請する**。

附属書 1 基準 6

1. 「戦略的枠組」の修正を、水鳥個体数推定の使用方法の明確化に焦点を当て、分類学的基準を更新し、基準 5 と 6 の一貫性を保ちつつ、用語集などの関連項目を含め、変更履歴付きで示す。

背景

2. 決議 XIV.18 「ラムサール基準 6 に基づく新規及び既存のラムサール条約湿地指定の裏付けとなる『水鳥個体数推定』の代替推定の利用」の paragraph 17 には、「STRP に対して、締約国、特に開発途上の締約国の水鳥個体数推定を支援するため、確認された水鳥個体数データの不足を埋める技術的支援を締約国に提供し、また能力構築、技術的・科学的協力と交流の機会のあらましを提供する手引きをも策定するよう更に要請する。」とある。
3. STRP2023-2025 作業計画（作業課題 1.1b）の下の優先行動として、ラムサール条約の基準 6 適用に関する手引きの見直しが行なわれた。この見直しは、「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥協定（AEWA）」、「移動性野生動物種の保全に関する条約（CMS）」などの関連条約、そして「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ（EAAFP）」その他のフライウェイ・イニシアティブなどの技術的・科学的補助機関との連携のもと、STRP が実施した。
4. この作業は、決議 XI.8、附属書 2、COP14 改訂版「湿地に関する条約（ラムサール、イラン、1971 年）の国際的に重要な湿地のリストの今後の策定のための戦略的枠組および指針」（2022 年）における基準 6 適用の手引きの見直しに焦点を当てたものである。この見直しでは、基準 6 に加えて、基準 5 に関連する修正と相互参照が確認された。理解を容易にするため、基準 5 と基準 6 に関する手引きの項目全文を掲載する。さらに、5.7.4 「種の分類」と、用語集（付録 G）の 2 つの用語の更新も示す。
5. 「国際湿地保全連合（WI）」の「水鳥個体数ポータル（WPP）」は、2022 年に開設され、締約国その他の利害関係者が利用できるよう、『水鳥個体数推定（WPE）』は最新版及びこれまでの旧版をオンラインで公開している。一貫性を保つために WPE と WPP への参照を更新した。

5.7.4 種の分類

90. ~~水鳥については、個体数および種の分類に関する決定的な情報源として、「国際湿地保全連合」の『水鳥個体数推定』を使用すること（下記 6.1.5 および 6.1.6 節も参照）。（注：水鳥個体数推定と CITES で採用されている命名法にはわずかな違いがある）。最新の参考資料は、「水鳥個体数ポータル」で入手可能な『水鳥個体数推定第 5 版』である。⁴~~
90. 水鳥については、「国際湿地保全連合（WI）」の「水鳥個体数ポータル」を、個体群および種の分類決定のための情報源として利用する（下記 6.1.5 および 6.1.6 項も参照）。

⁴ラムサール条約基準 6—代替推定値の使用（2022 年）—に基づく新規および既存のラムサール条約湿地の登録を支援するための水鳥の個体数推定に関する決議 XIV.18 により更新された

「水鳥個体数ポータル」が採用する命名法と CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)が採用する命名法には違いがある可能性があることに注意すること。CITESは命名法の見直しを進めており、それまでは2003年版『The Howard and Moore Complete Checklist of the Birds of the World』に従う。

水鳥に基づく特別基準

6.1.5 基準5

定期的に 20,000 もしくはそれ以上の水鳥を支えている場合、
国際的に重要な湿地とされる。

この基準が達成しようとしているもの

176. この基準は、1つ又は複数の種の水鳥の国際的に重要な個体数、またしばしば水鳥種の集合の総数を支えることを通して、数値上で重要な湿地を特定する。
177. 締約国がこの基準5に基づいてリストに登載する候補地を検討する場合、世界的に絶滅のおそれのある種又は亜種を含む水鳥の群れに生息地を提供するサイトのネットワークを選択することによって、最大の保全価値が達成される。これらは、現在、ラムサールリストに十分に反映されていない。(上記のパラグラフ86「種の存在を考える」も参照のこと)。

この基準の解釈の仕方—意味するところ

178. この基準は、極めて明確であり、世界中で広く適用されてきている。この基準は、指定準備中のサイトを登録するための定期的な水鳥カウント情報が入手できる場合にのみ適用することができる。また、この基準の適用における「定期的に20,000羽以上の水鳥を支えている」という「定期的」の定義については、以下のパラグラフ186(および付録G)を参照のこと。

この基準を適用するときに必要なデータと情報は何か？

179. この基準は、そのサイトの定期的な水鳥カウントで得られたデータを使って簡単に適用できる。通常、国レベルの水鳥モニタリング計画や「国際湿地保全連合」が照合した「国際水鳥センサス」のデータが主な参考資料となるが、その他、サイト独自の調査データがある場合は、それを利用してもよい。適切なデータの入手についての詳細は、「国際湿地保全連合」に問い合わせること(下記参照)。

曖昧さと落とし穴の可能性

180. RIS(ラムサール湿地情報票)を作成する際には、実際に存在する水鳥の総個体数を、できれば、最近数年間の平均総数を示すこと例えば、サイトにおける異常な気象・水位がない年など、適切な鳥類個体数と考えられる年の最近のデータを用いて示すこと(下記パラグラフ186参照)。単にこの基準、すなわちその場所が20,000羽を超える水鳥を支えていると、再記載するだけでは不十分である。
181. ある特定のサイトの総個体数に、**在来種でない水鳥**を含めてはならない(上記5.7.3項「非在来種」も参照のこと)。

182. 湿地又は湿地複合体の一部のみをサイトとして指定する場合、採用する水鳥カウント値は、サイトとして指定される部分のみについてのものでなければならず、より広い範囲の湿地のカウント値ではないことが重要である。

183. 基準5は複数種の群れについてだけでなく、ある一種の水鳥が常時20,000羽を超えて生息しているサイトにも適用されるべきである。~~総個体数が2,000,000羽を超える水鳥の個体群については、この数を保有する場所は基準5において重要であるとして、20,000羽という1%のしきい値が採用される。また、当該種の生息地の重要性を反映させるため、このような生息地を基準6に基づき指定することも適切である。基準4と6を適用しても良い。~~

184. 種の命名法と分類法に関する手引きは、上記5.7.4項を参照のこと。

更なる詳細

185. 「水鳥 (waterfowl)」の定義：条約は水鳥 (waterfowl) (基準5および指針において、「水鳥 (waterbirds)」と同義とみなされる用語) を機能的に「生態学的に湿地に依存する鳥類」と定義する (第1.2条)。従ってこの定義は、湿地に生息する鳥類すべてを含む。ただし、特に以下の分類学上の目が含まれる。

- ペンギン類 : *Sphenisciformes*、
- アビ類 : *Gaviiformes*、
- カイツブリ類 : *Podicipediformes*、
- 湿地に関係あるペリカン、ウ、ヘビウ等の仲間 : *Pelecaniformes*、
- サギ、ヨシゴイ、コウノトリ、トキ、ヘラサギの仲間 : *Ciconiiformes*、
- フラミンゴ類 : *Phoenicopteriformes*、
- サケビドリ類、ハクチョウ類、ガンカモ類 (野生種) : *Anseriformes*、
- 湿地に関係するワシタカ類 : *Accipitriformes*、及び *Falconiformes* 及び *Strigiformes*、
- 湿地に関係するツル類、クイナ類及びその仲間 : *Gruiformes*、
- ツメバケイ類 : *Opisthocomiformes*、
- 湿地に関係するレンカク類、シギ・チドリ類、カモメ類、スキハシ類、アジサシ類 : *Charadriiformes*、
- バンケン類 : *Cuculiformes* 及び
- 湿地に関係するフクロウ類 : *Strigiformes*。

186. 「定期的に」の定義 (基準5と6) : 定期的に生息している。湿地が定期的に一定規模の個体群を支えているのは、以下の場合である、

- ~~i) 適切なデータが得られた3季節以上の季節の3分の2において、必要な数の鳥類が生息していることが確認されており、~~
- ~~ii) 少なくとも5年間にわたる各季節の最大値の平均が、その場所が国際的に重要であるために要求されるレベルに達している (3、4年間に基づく平均値は、暫定的な評価においてのみ引用されることがある)。~~

186. 「定期的に」の定義 (基準5及び6で使われる「定期的に支えている」における。) : 湿地が定期的に一定規模の個体群を支えている場合、そのサイトが、異常気象や異常水位の年を除くほとんどの年に多数の水鳥を維持していることを示す明確な証拠があり、また鳥類個体群に関連して個体数が20,000羽を超えていることを示す個体数データが存在する、最近 (望ましくは10年以内) の年が少なくとも1年は存在する場合である。

187. 生息地の鳥類による長期的な「利用」を立証する際には、特に現存する個体群の生態学的必要性との関連において、個体数の自然な変動を考慮する必要がある。そのため、状況によっては（例えば、干ばつや寒冷時の避難場所として重要なサイトや、半乾燥地域や乾燥地域にある一時的湿地など、その年によってかなり変動が大きいサイト）、数年間にわたってその場所を利用する鳥類の数を単純に算術平均しても、その場所の真の生態学的重要性を十分に反映できない場合がある。このような場合、あるサイトはある時点において極めて重要であるが（「生態学的ボトルネック」）、それ以外の時点では生息数が少ないことがある。このような状況では、生息地の重要性を正確に評価するために、適切な時期年のデータ解釈が必要であり、そのサイトでの渡り鳥のカウントも含む。

~~188. しかし、非常に遠隔地に生息する種や、特に希少な種、あるいは国の調査実施能力に特別な制約がある場合、回数の少ないカウントでもその区域が適切と判断される場合もある。情報がほとんどない国やサイトでは、1回のカウントでもその種にとってのサイトの相対的な重要性を確認する助けとなる。~~

188. しかし、非常に遠隔地に生息する種や、調査を実施する国の能力に特別な制約がある場合、最近の調査がなくても、生息地が良好な状態にあり、必要に応じて古いカウントを考慮に入れることができれば、そのサイトは適切であるとみなされる場合もある。情報がほとんどない国や場所については、締約国にそのための資源があれば、数回のカウントと平均値でも、その種に対するサイトの相対的重要性立証の役に立つ。

~~189. 個体の入れ替わり、特に渡りの時期に特定の湿地を利用する水鳥の数は、ある時点での個体数調査でカウントされる数よりも多くなる。したがって、そのような湿地の水鳥個体群を支える上での重要性は、しばしば一回の個体数調査情報から明らかになるものよりも大きい。用語「ターンオーバー（入れ替わり）」の定義については付録Gを参照のこと。基準5の適用における「ターンオーバー」に関する以下の考慮事項が適用される：~~

- ~~i) 一つの湿地を利用する個体群又は複数個体群のターンオーバーと個体数の正確な推定は難しく、時々使われてきたいくつかの方法（例えば群の標識と再観察、又は一連のカウント時の増加を足し合わせるなど）によっては統計的に信頼に足る、又は正確な推定値を得ることができない。~~
- ~~ii) 信頼に足るターンオーバーの推定値を得られると考える、現在存在する唯一の方法は、捕獲/標識及び再観察/再捕獲という独特な方法だけである。しかし、この方法によって、信頼できる渡りの規模の推定値を出すためには、かなり高度な能力と大きな資源が必要であり、中継地が大きいか、又はアクセスできない場合（特に一個体群の鳥が広く分散している場合）、この方法を用いるには実際的な困難が伴うことを認識することが重要である。~~
- ~~iii) ある湿地でターンオーバーが起こることが知られているが、渡りの大きさに関する正確な情報がない場合、締約国はその湿地の重要性を、締約国のそのサイトのための管理計画立案の基盤として、基準4の適用によって渡りの中継地としての重要性を引続き認識すべきである。~~

189. 個体の入れ替わり（ターンオーバー）とは、特に渡りの時期、一連の長い渡りの時期には1回のカウント時に存在する数よりも多くの水鳥が湿地を利用することを意味する。その結果、ピーク時のカウントのみを考慮した場合、その場所の生態学的重要性の評価が低くなる可能性がある。締約国は基準4、5、6を適用する際に、このことを考慮に入れなければならない。

190. **サイトの規模。**基準5は、締約国によって適用する湿地の規模が異なる。個体数のこれらの数値の生ずる区域の規模について、正確な手引きを提供することは不可能であるが、基準5に基づいて国際的に重要であると特定された湿地は、一つの生態学的単位を形成していなければならないため、一つの大きな区域から構成されることもあれば、小さな湿地のグループから構成されることもある。上記5.6節「サイトの外縁画定と境界の明確化」及び5.8節「景観における湿地：連結性とサイトのクラスター」も参照のこと。

詳細な支援や情報の入手先

191. 国際水鳥センサス：国際湿地保全連合、<http://tinyurl.com/323yycf>
<https://iwcf.wetlands.org/>.

6.1.6 基準6

湿地が、ある水鳥の種又は亜種の個体群の1%を定期的に支えている場合、国際的に重要であるとみなすべきである。

この基準が達成しようとしているもの

192. 基準6は、特定の生物地理学的個体群（定義はパラグラフ205参照）の相当な割合（1%以上）を支えることにより、水鳥（定義はパラグラフ185参照）にとって数値的に重要な湿地を特定する。なお、水鳥個体群の生物地理学的分布域は、ほとんどの場合、一つの締約国の領域よりも広いことを留意すること。

193. 締約国がこの基準6に基づいて候補地の選定を検討する際に、地球規模で絶滅の危機に瀕する種又は亜種の個体群を保持する一連のサイトを選定することで、保全価値が最大化される。上記パラグラフ86「種の存在に対する正しい認識」（訳注：決議VII.11附属書パラグラフ44）およびセクション5.5「法的地位と補完的な保全枠組」も参照のこと。渡り時期には水鳥の入れ替わりが生じるため、そのデータが入手可能な場合には、累積総数が達成されるよう考慮することもできる（上記パラグラフ189参照）。

193bis. 移動性生物種の保全に取り組むにあたって、特に、フライウェイに沿ってサイトの緊密なつながりを確実に強化するため、複数個体群の移動によってつながっていることが確認されているサイトを指定することを考慮すべきである（UNEP/CMS/決議12.7「移動性生物種の保全のための連携への対応方法の改善」参照）。

基準をどう解釈するか—その意味するところ

194. この基準6は極めて明確であり、世界中で広く適用されてきている。この基準における「個体群」とは、以下に定義する関連する生物地理学的個体群を指す。基準6のもとで登録される各個体群については、生物地理学的個体群の名称ならびにこの生息地で定期的に観察される個体数をRISに記載すべきである。

この基準を適用するにはどのようなデータと情報が必要か？

195. この基準6は、簡単に2つの要素の情報だけで適用できるが、適用にあたっては、これらはどちらも不可欠の要素である：

- i) 湿地を利用する特定の種又は亜種に属する水鳥個体群総数のカウント、及び
- ii) 調査時点における対象となる生物地理学的水鳥個体群の総個体数推計値からの1%しきい値。

196. 多くの湿地に関するサイトに関わる個体数データは、「国際湿地保全連合」の「国際水鳥センサス (IWC)」、IWCに情報を提供する各国の水鳥モニタリング計画、あるいは対象となる湿地で実施された個別調査からも当然入手できる。IWCが保有する関連データ取得の詳細は、「国際湿地保全連合」に問い合わせること（下記参照）。

197. ~~信頼性のある個体群総数推定値があるすべての水鳥種個体群の総個体数推計値及び1%しきい値も、「世界湿地保全連合」の「水鳥個体数ポータル」から入手可能な定期刊行物『水鳥個体数推定』からも入手可能である。もしこの基準6を、『水鳥個体数推定』でカバーされていない、又は刊行物に1%しきい値が記載されていない、又は提供されているしきい値が最新のものでない水鳥の種又は個体群に適用するときに、代替の個体数推定を使うことも可能であり、またデータソースの詳細を条約事務局と「世界湿地保全連合」の両方に報告しなければならない（その事例のログを維持するため）。こうすることによって、十分な根拠に立つべき推計値のための方法論の詳細を提供することができる。~~

197. ほぼすべての水鳥種の総個体数に関する現在の推定値、および信頼できる総個体数推定値が存在する個体群に対する1%しきい値は、「国際湿地保全連合」の「水鳥個体数ポータル²」から入手可能である。本基準6を適用する水鳥種又は個体群が、「水鳥個体群ポータル」に掲載されていない場合、又は同出版物で1%しきい値が提供されていない場合、もしくは提供されているしきい値が古くなつたと判断される場合には、総個体数推定値の代替情報源を使用できる。その場合、情報源の詳細をRISに記載しなければならない。同時に、推定方法の詳細（十分な根拠に基づくものであるべき）を提供すること。³

197bis. 「定期的に」の定義については上記パラグラフ186を、データ収集の頻度についてはパラグラフ188を参照のこと。これらはすべて基準6に関連する事項である。

曖昧さと落とし穴の可能性

198. RIS作成時には、望ましくは、可能ならば過去数年間の平均総数を併記し、極端な気象条件や水位条件のない年を対象として、確認された水鳥の実際の総数を記載すること、及び生物地理学的個体群の総個体数に先の総数の占める割合を示すこと。この基準6の単なる再述、すなわち「対象地域が生物地理学的個体群の1%以上を支えている」だけでは不十分である。

² 「水鳥個体数ポータル」は以下の科の水鳥関係の種に関する情報を持たない。すなわち Sphenisciformes ペンギン目、Accipitriformes タカ目、Falconiformes ハヤブサ目、Opisthocomiformes ツメバケイ目、Cuculiformes カッコウ目、及び Strigiformes フクロウ目。

³ そのような推定値の提出様式は条約事務局から入手できる。

199. 非在来種の水鳥には、この基準を適用しない（上記5.7.3項「非在来種」も参照のこと）。
200. 湿地又は湿地複合体の一部のみをサイトとして指定する場合、採用する水鳥カウントは、サイトとして指定される部分のみについてのものでなければならず、より広い範囲の湿地からのものでないことが重要である。
201. **混合個体群。**一部の生息地の主要な湿地においては、特に移動期及び/又は異なる個体群のフライウェイが交差する地点において、同一種に属する複数の生物地理学的個体群が共存することがある。よく起こるケースとして、フィールドでこれら異なる個体群の識別ができない場合、どの1%しきい値を適用すべきかという実務上の問題が生じることがある。このような混合個体群が存在し、フィールドで識別不能な場合の評価においては、より大きい方の1%しきい値を用いることが推奨される。
202. ただし、特に関係する個体群のどれか一つかが、保全上の価値が高い場合、この手引きは柔軟に適用すべきであり、締約国は、湿地管理計画を作成するにあたって、この重要性を十分に認識することを確保するための基盤として、基準4を適用することを通して、この湿地全体が両個体群に対して持つ重要性を認識することを考慮すべきである。この手引きは、個体数が少なく、保全価値の高い個体群にとって不利益となる形で適用してはならない。
203. この手引きは、個体群が混在する期間（多くの場合渡りの時期にあたるが、それに限定されない）にのみ適用されることに留意されたい。その他の時期には、存在する単一の個体群に対して1%のしきい値を正確に割り当てるのが概ね可能である。
204. 種の命名法および分類についての手引きは、上記5.7.4節を参照のこと。

更なる詳細

205. **生物地理学的個体群。**「個体群」には、以下のようないくつかのタイプが知られている：
- i) 単独種（モノタイプ種）の個体群全体、
 - ii) 亜種と認められる個体群全体、
 - iii) 種又は亜種の独立した渡り個体群、すなわち、同一の種又は亜種の他の渡り個体群とほとんど、あるいは全く混ざり合わない個体群、
 - iv) 非繁殖期を他の半球又は地域の比較的独立した領域で過ごす、同一半球の鳥類「個体群」。多くの場合、これらの「個体群」は繁殖地において他の個体群と広範囲に混ざり合うか、渡りの時期や非繁殖地において同種の定住個体群と混ざり合うことがある、
 - v) 定住性、移住性、又は分散性の鳥類からなる地域的なグループであって、各個体群の繁殖区域の間には、通常に移住行動や繁殖後の分散期間中の個体間の交流を妨げるような、大きな隔たりがなく、比較的連続した分布を示すもの。
- 205bis. 「水鳥個体群ポータル」ホームページには、「ラムサール条約へのクイックアクセスボタン」が設置され、現在知られている水鳥個体群の分布図および各個体群の生息地の地図とリンクしている。
206. ~~水鳥個体群総数。国際的な比較可能性を確保するため、締約国は本基準に基づくリスト掲載値の評価において、国際湿地保全連合（Wetlands International）が約3年ごと~~

~~に公表・更新する国際的な個体数推定値及び1%しきい値を基準として使用すべきである。最新の1%しきい値は『水鳥個体数推定第4版(2006年)』に記載されており、各個体群の生物地理的分布域についても説明がなされている。『水鳥個体数推定』の旧版は現在全て更新済であり、基準6の適用にあたって使用すべきではない。~~

206. 水鳥個体群総数。 国際的な整合性を確保するため、締約国は、リスト掲載候補地をこの基準6に基づいて評価する場合、基準として「水鳥個体数推定パートナーシップ」が提供する国際的個体群推定値及び1%しきい値を使用すべきである。最も適用可能な、つまり最新の1%しきい値は、「水鳥個体群ポータル」(リンクはパラグラフ205bisを参照のこと)の個体群リストの最上部に記載されている。過去の版の水鳥個体群推定値も参考として掲載されているが、これらは現在上書きされており、基準6の適用にあたって使用してはならない。

207. この基準6は、1%のしきい値が利用可能な水鳥個体群にのみ適用されることに留意すること。ただし、『水鳥個体群推定』「水鳥個体群推定ポータル」が現在対象としていない分類群に属する水鳥種の個体群については、信頼できる個体群推定値と1%のしきい値を他の情報源から入手可能であり、かつその情報源が明確に特定されている場合に限り、この基準6を適用することができる。「当該生息地が個体群の1%以上を支えている」という基準6を再述するだけでは不十分であり、また、その個体群が当該国固有種でない限り、一つの生息地が国内個体数の1%以上を支えている個体群のリストを記載するだけでは正当な根拠とはならない。

~~207(a). 現在の『水鳥個体数推定』に掲載されている個体数推定値が最新のものではないとみなされる場合、代替情報源を使用することもできる。~~

207bis. 「水鳥個体群ポータル」で公表されている個体群推定値が最新でないと考えられる場合、代替情報源を使用することもできる。

208. 基準5のより効果的な適用に向けて、決議VI.4(1996年)及びVIII.38(2002年)が強く要請するように、締約国は国際水鳥個体群推定値の将来的な更新・改訂のためにデータを提供するだけでなく、これらに多くのデータの情報源となる国際湿地保全連合の「国際水鳥センサス」の国内実施及び拡充もまた支援すべきである。

209. ターンオーバー(個体の入れ替わり)によって、特に渡りの時期の間、ある特定の湿地を利用する水鳥の数が、ある時点でのカウント数より多くなるため、その湿地の水鳥個体群を支える重要性が、一回のセンサス調査が示すものより大きくなることがしばしばある。入れ替わりの推定に関するさらなる指針については、基準5のパラグラフ189に記載された手引きを参照のこと。

追加情報・問い合わせ先は？

210. 「国際水鳥センサス：国際湿地保全連合」(<https://iwc.wetlands.org/>)及び「水鳥個体数ポータル」(<https://wpp.wetlands.org/>)より入手可能な刊行物『水鳥個体群推定値』(Waterbird Population Estimates)。

211. いくつかの水鳥分類群の生物地理学的個体群の分布及び生息域に関する詳細な情報は、以下から入手可能である。

水鳥分類群	地理学上の地域	出典情報
カモ科	アフリカ及びユーラシア西部	<u>Scott & Rose (1996)</u> Scott, D.A. & Rose, P.M. (1996). Atlas of Anatidae Populations in Africa and Western Eurasia. Wetlands International Publication No.41, Wageningen, The Netherlands. 336 pp. (以下で入手可能 : https://www.wetlands.org/publication/atlas-of-anatidae-populations-in-africa-and-western-eurasia/)
カモ科	ユーラシア東部	<u>Miyabayashi & Mundkur (1999)</u> Miyabayashi, Y. & Mundkur, T. (1999). Atlas of Key Sites for Anatidae in the East Asian Flyway. Wetlands International - Japan, Tokyo, and Wetlands International - Asia Pacific, Kuala Lumpur. 148 pp. (以下で入手可能 : www.jawgp.org/anet/aaa1999/aaaendx.htm)
シギ・チドリ類	アフリカ及びユーラシア西部	<u>Delany et al. (2009)</u> Delany, S., Scott, D.A., Dodman, T. & Stroud, D.A. (eds.) (2009). An atlas of wader populations in Africa and western Eurasia. Wetlands International, Wageningen, The Netherlands. 524 pp. (以下で入手可能 : https://www.wetlands.org/publication/wader-atlas/)
ツル類	地球規模	<u>Mirande C.M. & Harris, J.T. (eds.) (2019)</u> . Crane Conservation Strategy. Baraboo, Wisconsin, USA: International Crane Foundation. 454 pp. (以下で入手可能 : https://savingcranes.org/2019/10/crane-conservation-strategy-just-printed/)

付録 G

戦略枠組で用いられる述語の用語集

生物地理学的個体群—個体群には以下のようないくつかのタイプの個体群が知られている :

- i) 単独種 (モノタイプ種) の個体群全体、
- ii) 亜種と認められる個体群全体、
- iii) 種又は亜種の独立した渡り個体群、すなわち、同一の種又は亜種の他の個体群とほとんど、あるいは全く混ざり合わない個体群、
- iv) 非繁殖期を他半球又は地域の比較的独立した範囲で過ごす、一つの半球からの鳥類「個体群」。多くの場合、これらの「個体群」は、繁殖地で他の個体群と広範囲に混ざり合うか、渡り期や非繁殖地で同種の定住個体群と混ざり合うことがある。
- v) 定住性、移住性、又は分散性の鳥類からなる地域的なグループで、繁殖区域の間に、通常の移住行動及び/又は繁殖後の分散期間中の個体間の交流を妨げるような、大きな隔たりがなく、比較的連続した分布を示すもの。

水鳥の生物地理学的個体群 (そして、データが利用可能な場合、各個体群に対する推奨される 1% しきい値) に関する手引きは、「国際湿地保全連合」から提供されており、

最新のものが『水鳥個体数推定』「水鳥個体群推定ポータル」に掲載されている。アフリカおよび西ユーラシアにおけるカモ科個体群に関する詳細は、Scott & Rose (1996)に記載されている。

~~「定期的に」（基準5および6）「ある与えられた数の個体群を定期的に支えている」における「定期的に」~~

- ~~i) 適切なデータが入手できる渡り時期の3分の2において、必要とされる数の鳥類が生息していたことが確認されている場合（ただし、データの対象とする渡り時期の総数は3以上とする）、又は~~
- ~~ii) その生息地を国際的に重要であるとする根拠となる、渡り時期における最大個体数の平均値が、少なくとも5年間にわたって、要求水準に達していること（3年又は4年に基づく平均値は暫定評価としてのみ引用可）。~~

~~鳥類による生息地の長期的な「利用」を確定する際には、特に生息する個体群の生態学的ニーズに関連して、個体数レベルの自然変動を考慮しなければならない。したがって、特定の状況（例えば、半乾燥地域や乾燥地域における干ばつや寒冷期の避難場所として、あるいは一時的な湿地として重要な生息地など、年によってその面積が大きく変動することもある場合）では、数年にわたって生息地を利用した鳥類個体数の単純な算術平均が、その生息地の真の生態学的重要性を十分に反映していないこともある。こうした事例では、特定の時期に極めて重要な役割を果たす（「生態学的ボトルネック」）一方で、他の時期には利用数が少ない場合がある。このような状況では、生息地の重要性を正確に評価するためには、適切な期間に基づいてデータを解釈することが必要となる。~~

~~ただし、僻地に生息する種や特に希少な種、あるいは調査実施における国家能力に特別な制約がある場合などには、より少ない個体数調査に基づく場合にも適切な生息域と判断されることもある。情報が極めて乏しい国や地域においては、ただ一回の個体数調査であっても、その生息地における種の相対的重要性を確認するうえで助けとなる場合がある。~~

~~国際湿地保全連合の照会を経た「国際水鳥センサス」のデータが主要な参照情報源である。~~

「定期的に」（基準5および6の「定期的に支えている」における。）：湿地が定期的に一定規模の個体群を支えている場合、その場所が、異常気象や異常水位の年を除くほとんどの年に多数の水鳥を維持していることを示す明確な証拠があり、また鳥類個体群に関連して個体数が20,000羽以上であることを示す個体数データが存在する最近（望ましくは10年以内）の年が少なくとも1年は存在する場合である。

附属書 2 基準 9

1. 基準 9 の適用に関する「戦略的枠組」改訂の焦点は、定義の明確化、湿地に依存する鳥類以外の動物種の評価に関する手引の拡充、そして信頼性の高い個体数推定の確保である。これらの変更によって基準 9 の適用による「国際的に重要な湿地」の指定を支援するための技術的手引きの更新を提供する。

6.1.9 基準 9

鳥類以外の湿地に依存する動物種の一つの種又は亜種の個体群の個体数の 1% を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

この基準が達成しようとしているもの

- ~~250. この基準は、特定の生物地理的個体群の相当な割合（1%以上）を支えることにより、湿地に依存する鳥類以外の動物にとって数値的に重要な湿地を特定する。なお、こうした個体群の生物地理学的分布域は、ほとんどの場合、一つの締約国の領域よりも広いことに留意する。~~
250. この基準 9 は、ある生息地に生息する湿地に依存する鳥類以外の動物種の個体群に基づく基準であり、特定の生物地理学的個体群の相当な割合（1%以上）を支えるという、数値的な重要性により国際的に重要であると認められる湿地を特定する。なお、そのような個体群の生物地理学的分布域は、ほとんどの場合、一つの締約国の領域よりも広いことを留意する。

この基準をどう解釈するか—その意味すること

- 250bis. 基準 9 はその規定において「個体群」という用語を用いる。基準 9 の文脈では、以下のようないくつかのタイプの「個体群」が認識されている。とりわけ：
- i) 単独種（モノタイプ種）の個体群全体、
 - ii) 亜種と認められる個体群全体、
 - iii) 種又は亜種の独立した渡り性個体群、すなわち、同一の種又は亜種の他の個体群とほとんど、あるいは全く混ざり合わない個体群、
 - iv) 地理的規模において国際的な、明確に定義された「（地域的）管理単位」、及び/若しくは
 - v) 定住性、移住性、又は分散性の動物からなる地域的なグループで、繁殖区域の間に、通常の移住行動や分散期間中の個体間の交流を妨げるほどの大きな空白がなく、比較的連続した分布を示すもの。
251. 締約国が基準 9 に基づいて候補地を検討する際には、地球規模で絶滅の危機に瀕している種又は亜種の個体群を保持する一連の地域を選択することで、保全価値が最大化される。
- ~~252. 上記パラグラフ 86 「種の存在状況の展望」及び上記 5.5 節「法的地位と補完的保全枠組」も参照のこと。渡り時期における水鳥の入れ替わりについても、データが入手可能~~

な場合には累積総数が算出されるよう考慮すべきである（水鳥に関するパラグラフ 189 の入れ替わりに関するコメントは、鳥類以外の動物に対しても同様に適用される）。

252. また、上記パラグラフ 86「種の存在状況の展望」及び上記項目 5.5「法的地位と補完的保全枠組」も参照のこと。移動性動物に関しては、必要に応じて、移動期における個体群の入れ替わりを考慮して、累積総数を算出することを検討すべきである（水鳥に関するパラグラフ 187 の個体群入れ替わりに関するコメントは、湿地に依存する鳥類以外の動物種についても同様に適用される）。

253. 国際的比較可能性を確保するため、締約国は、可能な限り、この基準 9 に基づく条約湿地の評価の基礎として、IUCN 種情報サービス (SIS) を通じて IUCN 専門家グループが提供し、定期的に更新し、また『ラムサールテクニカルレポート』シリーズとして公表されている最新の国際個体数推定値及び 1%しきい値を使用すべきである。（注：基準 9 の適用に関する初期リストは、論文「湿地に依存する鳥以外の種の個体数推定値と 1%しきい値」に記載されている。）

253. 基準 9 を用いた「ラムサール条約湿地リスト」に登録する生息地の評価基準としては、国際的な比較可能性を確保するため、締約国は可能な限り、IUCN レッドリストのウェブページで入手可能な、IUCN SSC の関連種専門家グループが提供する最新の国際個体群推定値および 1%しきい値を、使用すべきである。一覧表が、「基準 9 の適用に関する鳥類以外の湿地に依存する動物種の個体数推定値と 1%しきい値：2024 年版」（ここ⁴から入手可能、3年ごとに更新）がスプレッドシートで提供されている。この一覧表は基準 9 を適用することができる個体群を網羅するリストではない点を留意することが重要である。

254. この基準 9 は、信頼できる国内個体数推定値が存在する国内における固有の種又は地域個体群にも適用できる。この基準 9 を適用する場合、個体数推定値の公表情報源に関する情報を、当該湿地に関するラムサール湿地情報票 (RIS) における本基準適用根拠に含めるべきである。このような情報は、『ラムサール・テクニカル・レポート』シリーズに掲載される個体群推定値および 1%しきい値に関する情報の分類学的網羅性を拡大する面でも寄与し得る。

この基準 9 を適用するためにどのようなデータと情報が必要なのか？

255. この基準 9 は、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、水生大型無脊椎動物など、鳥類以外の様々な動物分類群の個体群および種に適用することができる。ただし、この基準 9 適用の根拠として信頼できる個体群推定値が提供され公表されている種又は亜種のみを含むべきである。そのような情報が存在しない場合、締約国は鳥以外の重要な動物種を、基準 4、適宜、基準 3、4 や 7 の下で登録することを検討すべきである。

255bis. この基準を適用するために求められる必須情報は、その湿地における個体群の総個体数の推定値と国際的な個体群総数の推定値である（パラグラフ 195 参照）。ただし、湿地に依存する鳥類以外の動物種については、データのモニタリング頻度が一般的に低いことを認識すべきである。

⁴ 次を参照 <https://www.ramsar.org/document/population-estimates-1-thresholds-wetland-dependent-non-avian-animal-species-application-0>.

~~256. この基準9の適用をより適切に行うため、締約国は、国際的な個体数推定値の将来の更新及び改訂を支援するため、可能な限り、そのようなデータを IUCN 種の保存委員会及びその専門家グループへ提供することを援助すべきである。~~

256. 本基準9の適切な適用に向け、締約国は可能な限り、国際的な個体群推定値の更新・改訂を支援するため、IUCN 種の保存委員会及び関連する種専門家グループへのデータ提供を促進すべきである。関連する（各個体群の分布域全体にわたる）個体数モニタリングを奨励し、またそれらの情報を報告することで、共同の利益のために情報基盤が拡充される。

曖昧さと落とし穴の可能性

256bis. 用語。 本基準9における「個体群・個体数」という用語は、広義では「生物地理学的個体群」と同義で使用される。動物個体群は複数の規模で存在し得ることを反映して、基準9における個体群の規模は、広域的であり、典型的には（必ずしも常にではないが）国際的であると想定する。この概念の一般的な用法は分類群によって異なり、「亜個体群」（例：ホッキョクグマ）及び「地域的管理単位」（例：ウミガメ）などの用語が同義とされることに留意すべきである。場合によっては、「個体群」が全世界の総個体数を指すこともある。

257. この基準9は、1%のしきい値が利用可能な動物個体群にのみ適用されることを留意すること。ただし、基準9の適用に関する論文スプレッドシート「鳥類以外の湿地に依存する動物種における個体数推定値と1%しきい値：2024年版」（ここ⁵から入手可能）が現在網羅していない分類群の種個体群について、指針は、信頼できる個体群推定値と1%しきい値が他の情報源から入手可能な場合、本基準9を適用できると規定しており、その際には当該情報源を明らかに RIS に明記すべきである。本基準の適用においては、単に「当該地域が個体群の1%以上を支えている」という基準文言を再掲するだけでは不十分である。また、個体群が当該国固有種でない限り、当該地域が国内個体群の1%以上を支えている個体群の個体数を含めて列挙することも正当な根拠とはならない。

258. 種の命名法と分類に関する手引きについては 5.7.4 節を参照のこと

~~259. 鳥類以外の動物種に対する基準9の適用の手引きは、水鳥に対する上記の基準6適用の手引きと類似している。特に、この基準は湿地に依存する動物の種又は亜種の生物地理学的個体群の1%以上が定期的に出現する場合に適用され、その個体群の生物地理学的分布域は、多くの場合、一つの締約国の領域よりも広いことに留意すべきである。~~

259. 基準9は、鳥類以外の湿地に依存する動物種（パラグラフ 250bis 参照）の種又は亜種において、個体群の1%以上が定期的に生息する（パラグラフ 256bis 参照）場合に適用され、また多くの場合、当該個体群の地理的分布域は一つの締約国の領土よりも広いことに留意すべきである。

260. 基準9に基づいて記載される個体群ごとに、生物地理学的個体群の名称およびその個体群がこの生息地を定期的に利用する個体数を記載すべきである。基準9の適用に関する推奨1%閾値の初期リストは、論文「基準9の適用に向けた鳥類以外の湿地に依存する

⁵ 以下を参照：<https://www.ramsar.org/document/population-estimates-1-thresholds-wetland-dependent-non-avian-animal-species-application-0>.

種の個体数推定値と1%しきい値」www.ramsar.org/pdf/ris/key_ris_criterion9_2006.pdf—
に記載されており、各個体群の生物地理学的分布域の説明も提供されている。

260. 基準9に基づいて記載される個体群ごとに、その個体群の名称およびこの生息地をその個体群が定期的に利用する個体数を RIS に記載しなければならない。基準9の適用に関する推奨1%しきい値の一覧は、スプレッドシート「基準9適用のための湿地に依存する鳥類以外の動物種の個体数推定値と1%しきい値：2024年版」（ここ⁶から入手可能）に記載されている。同資料には、各個体群の地理的分布域の簡潔な説明、詳細情報の情報源その他有用な情報も併せて提供されている。

260bis. 基準9の策定は相対的個体数に関係するが、多くの種については定量的な個体数推定値が存在せず、今後も存在しないであろう。他の評価システム、例えば「生物多様性重要地域(KBA)」(<https://portals.iucn.org/library/node/46259>)では分布域の相対的面積やその他の分布指標といった異なる評価基準が用いられる。このような評価システムを利用することは、特に基準3の文脈において、湿地の国際的重要性を検討する上で有益な情報が得られる可能性が存在するが、現行の基準9の策定範囲には該当しない。

詳細な支援や情報の入手先は？

261. Langhammer et al.(2007)には、適切な種のデータおよび情報の多くのオンライン情報源を列挙している。これには以下が含まれる：

- 絶滅種ゼロのためのアライアンス(AZE) : www.zeroextinction.org
- 世界ウミガメデータベース : http://emys.geo.orst.edu/main_pages/database.html
- 世界両生類評価 : <https://www.amphibians.org/redlist/>
- HerpNet: www.herpnet.org
- 生物多様性ホットスポット脊椎動物種データベース : www.biodiversityhotspots.org/xp/Hotspots/search/Pages/search.aspx
- 世界の哺乳動物種 : www.bucknell.edu/msw3/
- 哺乳動物ネットワーク情報システム : <http://manisnet.org/>

261. 種レベルの主要な情報源は、IUCN レッドリストのウェブサイトである：

<https://www.iucnredlist.org/>。上位分類群については複数の個体群評価が公表されており、これらの論文およびレビューはスプレッドシート「基準9適用のための鳥類以外の湿地に依存する動物種に対する個体数推定値および1%しきい値：2024」に列挙されている。Langhammer et al. (2007)も関連種データ・情報の複数の情報源を列挙しており、その一部は現在もオンラインで閲覧可能である。ここには以下が含まれる：

- 絶滅種ゼロのためのアライアンス(AZE) : www.zeroextinction.org
- 世界ウミガメデータベース : http://emys.geo.orst.edu/main_pages/database.html
- 世界両生類評価 : <https://www.amphibians.org/resources/searchable-databases/>
- 生物多様性ホットスポット脊椎動物種データベース : www.biodiversityhotspots.org/xp/Hotspots/search/Pages/search.aspx
- 世界の哺乳動物種 : www.bucknell.edu/msw3/
- ウィキペディア(<https://www.wikipedia.org/>)の関連の生物種についてのサイトは多くの有益な情報を提供している

⁶ 以下を参照：<https://www.ramsar.org/document/population-estimates-1-thresholds-wetland-dependent-non-avian-animal-species-application-0>.

付録G

戦略的枠組で用いられる用語集

用語集には以下を新たに付け加える。

個体群・総個体数（基準9）—この場合以下のいずれかを意味する

- i) 単独種の個体群全体、
- ii) 確認された亜種の個体群全体、
- iii) 一つの種又は亜種の独立した渡りをする個体群、すなわち同一の種又は亜種の他の個体群とは殆ど混じり合わない個体群、
- iv) 地理的規模において国際的な十分に定義された「(地域)管理単位」及び/若しくは
- v) 定住性、移住性、又は分散性の動物からなる地域的なグループで、繁殖単位の距離に、通常的な移住行動や繁殖後の分散期間中の個体間の交流を妨げるほどの大きな隔たりがなく、比較的連続した分布を示すもの。

ターンオーバー（個体の入れ替わり）（基準5、6）—渡りの期間にある湿地を利用する水鳥の累計個体総数が、一時点でのどの最大カウント数より多くなるような入れ替わり通過数

ターンオーバー（個体の入れ替わり）（基準5、6、9）—ひとつの種の渡りの期間にある湿地を利用する累計総個体数が、一時点でのどの最大カウント数より多くなるような入れ替わり通過数



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.13

ラムサール湿地情報票

1. 条約第 2 条 1 項のもと、「各締約国は、その領域内の適当な湿地を『国際的に重要な湿地』に係る登録簿に掲げるために指定するものとする」点を**想起し**、
2. 条約第 2 条 3 項が、「登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。」と規定している点も**また想起し**、
3. 「国際的に重要な湿地」の生態学的特徴に生じた変化又は生じうる変化に関する情報を遅滞なく条約事務局に通報することを求める条約第 3 条 2 項をさらに**想起し**、
4. 決議 XV.7 「国際的に重要な湿地の登録簿の現況」が、締約国に対し、「国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）」に関する「ラムサール湿地情報票（RIS）」を少なくとも 6 年ごとに、緊急事項として更新するよう要請している点に**留意し**、
5. 常設委員会第 64 回会合¹に提出された RIS 更新作業部会の報告書が、レビュープロセス、更新サイクル、様式及び能力に関する 4 つのテーマ別分野について提案を提示していることを**注目し**、
6. 「国際的に重要な湿地」に関する情報の収集・報告には、登録時及びその後の更新時に、様々な時間的、能力的、財政的要素が伴うこと、特に能力的又は経済的に制約のある国々にとっての困難さを認識し、従って報告を義務付けられている項目の優先順位付け、合理化、効率化が必要であることを**意識し**、
7. 第 15 回締約国会議で採択された「第 5 次戦略計画」に示された目標及び指標に関して報告する際に載せられる RIS で収集されたデータの重要性に**留意し**、

¹ 参照：SC64 Doc.26 Report of the Working Group on RIS Updating

<https://www.ramsar.org/document/sc64-doc26-report-working-group-ris-updating>

8. ラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）による『ラムサール条約湿地の指定とラムサール湿地情報票の更新 実務者のための手引き』も、高い評価をもって、**また留意して、**

締約国会議は、

9. 科学的・技術的改善に取り組み、ゼロから策定する新たな権限事項に基づいて条約及びその手続規則並びに決議 XIV.3 「ラムサール条約の効果と効率性」に従って活動し、改訂版「ラムサール湿地情報票（RIS）」を第 16 回締約国会議に提出することを目指し、「科学技術検討委員会（STRP）」からの助言も考慮しつつ、ラムサール条約に基づく RIS に関連するマッピングの課題を検討する RIS に関する新たな作業部会を設置することを**決定する。**
10. 事務局に対して、本決議第 9 項の規定にかかわらず、過去の RIS 更新作業部会の成果及びその他の関連する勧告・提案に基づき、かつ以下の提案に関する STRP の助言を反映させ、利用可能な資源の範囲内で、常設委員会に対し以下の手段を特定し勧告するよう**指示する。**
 - a. 種のリストを含む特定分野の適切な情報源から RIS へのデータの自動転送を可能にすること、
 - b. ラムサール条約湿地情報サービス（Ramsar Sites Information Service: RSIS）のオンライン・オフラインテンプレート及びデータベースフィルターの利便性向上、
 - c. オフライン入力データの一括更新及び複数 RIS の同時アップロードを可能とすること、並びに
 - d. 本決議第 9 項に基づき設置された作業部会が合意した、ラムサール条約に基づく RIS 関連のマッピングの課題を含むこともある結論を運用可能にすること。
11. STRP に対して、事務局及びラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）と協議の上、RRC-EA が作成した『ラムサール条約湿地の指定とラムサール湿地情報票の更新 実務者のための手引き』に基づき、RIS 作業部会の作業に沿った RIS 更新に関するハンドブックの刊行可能性を検討し、第 67 回常設委員会にその結果を報告するよう**要請する。**



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.16

水鳥のフライウェイ及び重要な生息地の保全と再生に向けた 国内行動の強化

1. ラムサール条約は本文第 2 条 6 項のもと、「各締約国は、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する」点、また、第 4 条 1 項が、「湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進する」と規定している点、さらに第 4 条 4 項において、「締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める」と規定されている点を**想起し**、加えて、渡り性水鳥とその生息地を保護することが条約の当初からの任務の一つであることに**留意し**、
2. 決議 X.22 「水鳥のフライウェイ（渡りの経路）の保全のための国際協力の促進」が、締約国及びその他の政府・関連組織に対して、多くの湿地と水鳥の状況が継続して劣化している根本原因に対処するため、個別及び集団による努力を緊急に強化することを強く要請していることも**また想起し**、
3. 渡り性水鳥の個体数と生息地の保全及び再生のためには、フライウェイ規模のアプローチの実施が必要であることを**意識し**、そして、国際協力の強化が決議 X.22 により強く要請されていることを**想起し**、
4. 「移動性野生動物種の保全に関する条約（CMS）」及びそのフライウェイ作業部会、「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥の保全協定（AEWA）」、ラムサール条約の勧告 6.4、勧告 7.3、及び決議 VIII.37 に基づき 2006 年に設立され、決議 IX.7 を通じて「ラムサール地域イニシアティブ（RRI）」として採択された「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAFP)」、「西半球移動性生物種イニシアティブ（WHMSI）」、「西半球シギ・チドリ類保全ネットワーク（WHSRN）」、「北米水鳥管理計画（NAWMP）」、並びに「北極圏の動植物の保全（CAFF）」の下で実施されている「北極渡り鳥イニシアティブ（AMBI）」などの渡り性水鳥の保全を率先して進展させる様々な国際的・地域的な渡り鳥のフライウェイに関する枠組による前進を**歓迎し**、
5. ソデグロヅル（*Leucogeranus leucogeranus*）やクロツラヘラサギ（*Platalea minor*）など一部の個体群を増加に導いたような湿地の保全、再生及びワイズユース（賢明な利用）を通して、また、渡り性水鳥のための黄海エコリジョンに含まれるフライウェイ上の

重要生息地が、中華人民共和国及び大韓民国の推薦により世界自然遺産として指定されその一部は「国際的に重要な湿地」にも指定される等を通して、2019年以降に本条約のすべての締約国が達成した、渡り性水鳥の保全のための実施工動の成果を**歓迎し**、また CMS 決議 12.11 (Rev.COP14) 「フライウェイ」に基づき、CMS フライウェイ作業部会が包括的な作業計画を実施していることを**認識し**、

6. 締約国、非締約生息域国その他の機関が、国内行動計画、生息地ネットワーク、その他の仕組みの策定を進め、国内・国際の両レベルにおけるモニタリングや研究に関する協力を通じて、科学及び根拠に基づいたフライウェイ規模での保全に不可欠な支援を提供してきたという進展をもまた**歓迎し**、
7. これらの努力にもかかわらず、シギ・チドリ類などの多くの渡り性水鳥の個体群に加え、世界的に広く分布するいくつかの普通種においても、過去数十年で個体数が3分の1以上減少しているものがあるなど、その減少が引き続き進行しており、減少の速度が加速している事例もあることが、IUCN 絶滅危惧種レッドリストの2024年更新版によって示されていることを**深く憂慮し**、
8. 国内における渡り性水鳥の全国調査や湿地生息地目録の作成、保全と再生に関する計画の策定及び実施、国内のフライウェイ・生息地間のネットワーク構築、並びに国内フォーカルポイント（担当窓口）、関係部門・関係者の関与などの国内行動が、国際的なフライウェイ保全のために極めて重要な基盤であること、そして、特に決議 X.22 の実施に関連して、これらの責務に向けた国内での実施を強化する努力の実行が必要であることを**意識し**、
9. フライウェイの保全が、大規模な生物多様性保全行動として、生態学的連結性の強化を含む様々な目標の達成を通じて、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実現に大きく貢献するとともに、CMS、ユネスコ世界遺産条約及びその他の関連する多国間環境条約（MEAs）とのシナジー（相乗効果）にも寄与していることに**留意し**、
10. 決議 XV.11 により、世界的な『水鳥個体数推定』の必要な更新を適時に行うことを促進するため、「世界水鳥個体数推定パートナーシップ」が設立されたことを**歓迎し**、
11. 湿地の減少及び劣化に伴う経済的・社会的・環境的なコストとともに、湿地の保全と再生のためあらゆる資金源から資金を拡充する機会があることを**確認し**、
12. 2023年にオーストラリアで開催された「東アジア・オーストララシア・フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）第11回パートナー会合（MOP11）」において、決定10「ユース・タスクフォースの設置」が採択され、決議 XIV.12「ユースを通じたラムサールの連携強化」の実施を認識して評価されたことを**確認し**、フライウェイの保全と再生におけるユース及び学術関係者の能力を強化し、また関心のある大学や研究機関によるフライウェイの研究に向けた共同科学プログラムの実施を呼びかけるために、2024年に中国において「科学と教育のための EAAFP フライウェイ大学連盟」が設立されたこともまた**確認し**、そして、これらの取組がフライウェイの保全と再生へのユースの参画に寄与していることに**留意し**、
13. 渡り性水鳥の生息地である湿地の保全と再生を推進するための国内措置を採択することが急務であることを**再確認して**、

締約国会議は、

14. 決議 X.22 「水鳥のフライウェイの保全のための国際協力の促進」をフライウェイに関する枠組とのシナジーの下で実施することを通して、渡り性水鳥のための国内行動及び国際的協力をする必要性が、渡り性水鳥にとって重要な湿地周辺の人々の幸福のためのみならず、本条約の実施のため、並びに世界的な生物多様性の減少及び劣化の傾向を好転させるために、極めて重要であることを**再確認する**。
15. すべての締約国及び他の政府に対して、「東アジア・オーストララシア・フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」、「北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI)」その他のイニシアティブを含むがこれらには限定されない国家レベルでの渡り性水鳥の保全に関するイニシアティブに参加し、関与することを**招請し**、締約国に対して、特にそのフライウェイ作業部会を通じて、「移動性野生動物種の保全に関する条約 (CMS)」及び「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定 (AEWA)」への参加及び/若しくはそれらとのより効果的な連携を構築し、各条約・協定における国内フォーカルポイント (担当窓口) 間の調整を確保した上で、渡り性水鳥の保全に向けた調和がとれ、相互補完的な行動をとることを**また招請する**。
16. 締約国及び他の政府に対して、それぞれの状況に応じて、湿地生息地の評価を伴う渡り性水鳥のセンサス (一斉調査) 並びに水鳥個体数推定を実施することを**奨励し**、そして、締約国に対して、国内及び国際レベルにおけるフライウェイ個体群の保全状況のレビュー並びに国際的に重要なフライウェイサイトの特定・管理・再生のために、各国におけるあらゆる関連の制度から得られる情報を国レベルで照合し、各国で調和のとれたモニタリング手法により決議 XV.11 が立ち上げた「世界水鳥推定パートナーシップ (GWEP)」によって照合して国際データに取り込むことを**確実にすること**も**また奨励する**。
17. 締約国及びその他の国に対して、関連するフライウェイ・イニシアティブの枠組の下で、国内・国際的に重要な湿地の生態学的ネットワーク並びに連結性を特に確保し、他の国際条約及び協定の下で策定された取組に即して、それぞれの権限を考慮し、関連する条約間の調整を**確実に**行うような水鳥のフライウェイの保全と再生のための国内行動/実施計画を策定することを**促す**。
18. 締約国に対して、例えば「世界渡り鳥の日」や「国際生物多様性の日」などの記念行事を強化することにより、水鳥の保全の重要性に関する当該国の能力強化を図り、啓発を行うことを**また促す**。
19. 締約国に対して、国内規制枠組が存在し適用可能ならば、ラムサール条約、CMS・AEWA、EAAFP、その他国際的な機構のため既存の国内調整の仕組みの上に作られた、国内利害関係者の参加型かつ包摂的な協働の仕組みを**促進し**、とりわけフライウェイ上の重要湿地の特定と、国内の水鳥フライウェイ重要生息地ネットワークの保護、効果的管理及び再生とを**促進し**、また、フライウェイ地域内の他の同様な国 (生息範囲国) との協力を**促進する**ための一つ的手段として、国内フライウェイパートナーシップを**設立及び/若しくは強化することを求める**。
20. 締約国及びその他の国に対して、渡り性水鳥及び湿地生息地に関する将来的なフライウェイ保全状況定期報告書を作成する取組を支援することを**奨励する**。

21. 締約国及びその他の国に対して、例えば同じ水鳥や国境を跨ぐ湿地を共有する国々の二国間及び多国間の関係を通じて、持続可能な技術的・財政的支援及び能力構築の実施を、自主的かつ相互合意の下で提供することも考慮しつつ、地理的にあてはまるフライウェイ・イニシアティブを、そしてそのイニシアティブの種別行動計画やフライウェイ計画、戦略の策定・実施を、支援し、取り組むよう**促す**。
22. 関連の締約国及びその他の EAAFP のメンバーに対して、「EAAFP ユース・タスクフォース」に参加することも**また促し**、加えて、渡り性鳥類のフライウェイについての科学技術に関連する世界中の大学及び研究機関に対して、「EAAFP フライウェイ大学連盟 (EAAFP Flyway University Alliance)」に参加し、共同科学研究の推進、ユースを対象とした共同教育及び研修並びに現地観測施設と研究所のネットワーク構築を推進することを**促す**。
23. 本条約の国際団体パートナー (IOP) 、その他の NGO 及び民間部門の関係者に対して、フライウェイの保全・再生に関する国内計画の策定過程並びに実施につき、締約国と他の政府を支援することを**奨励する**。
24. CMS (中央アジア・フライウェイに関する CMS イニシアティブを含む) 、AEWA、EAAFP、北極渡り鳥イニシアティブ、北米ガンカモ類保全計画、西半球移動種イニシアティブ及び西半球シギ・チドリ類保護区ネットワークなどの国際機関並びにイニシアティブに関与している締約国に対して、利用可能な能力及び資源の範囲内で、包摂的な地球規模のフライウェイ保全への努力を促進するため、国内行動の強化に関する最良事例、保全に関する科学的根拠及び経験を交流するよう**促す**。そして
25. 条約事務局に対して、決議 X.22 の実施の不足しているところを理解するため既存のフライウェイプロセスに積極的に取り組むこと、及び渡り性水鳥にとって重要な湿地において締約国が国内行動の実施をさらに促進するための機会について、適宜、常設委員会にこれを報告することを**要請する**。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.18

「保護区」及び「保護区以外で生物多様性保全に資する区域 (OECM)」としての湿地の衡平なガバナンス及び効果的な保全の実現

1. 地球規模で進行中の湿地の減少と劣化¹を**警戒しつつ留意**し、湿地全体の衡平なガバナンスと効果的に保管理されている湿地の面積の大幅な拡大と質の向上が、世界的な湿地の減少と劣化に対処するために不可欠であることを**強調**し、
2. 社会的・経済的・環境的利益をもたらしつつ、生物多様性の減少に対処し、気候変動を緩和し、気候変動に適応し、生計を支えるためには湿地の保全が重要であること、そして湿地の保全の促進のためには公的・私的な様々な資金メカニズム²が確保される必要があることを**確認**し、
3. 保全・再生された湿地から生み出される社会経済的便益は、この重要な生態系を保全・再生するのに要する経済的コストをはるかに上回ることを、湿地保全と再生³のため、全ての資金源から、資金調達を増加させる必要が差し迫っていることも**また確認**し、
4. 条約第 3 条は締約国に対して、「国際的に重要な湿地の登録簿」に含まれる湿地の保全を促進し、その領域内の湿地をできる限りワイズユース（賢明な利用）することを促進するため、計画を作成し、実施するよう義務づけていることに**留意**し、
5. 決議 IX.22 「ラムサール条約湿地と保護地域の管理・保全の効果」、決議 XII.15 「ラムサール条約登録地の管理および保全の有効性」、決議 VIII.14 「ラムサール条約湿地のための管理計画」、決議 IX.6 「基準を満たさなくなったラムサール条約湿地に関する手引き」、及び決議 VII.12 「登録簿上のラムサール条約湿地」を**想起**し、
6. 「生物多様性条約 (CBD)」締約国会議により採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」を歓迎し、また、シナジー（相乗効果）に関する決議 XIV.6 のパラグラフ 43 では「CBD 及び KMGBF の実施のためのラムサール条約湿地の重要性」が認識されていることを**想起**し、

¹世界湿地概況 2021（特別編）

²世界湿地概況 2025

³同書物

7. CBD 第 16 回締約国会議(COP16)で採択された CBD 決定 16/1 は、CBD の COP15 で採択された決定 15/6 が要求するところの KMGBF に沿うように「生物多様性国家戦略・行動計画 (NBSAP)」を未だ改訂・更新していない CBD 締約国に対して、それらの改訂・更新をするよう要請していることを**想起し**、
8. 各国は、それぞれの国情や能力に応じて、保護区、あるいは保護区とは別に要件を満たし OECM として認定され得る湿地として、「国際的に重要な湿地」のワイズユースを確保するため、国ごとに異なるアプローチを展開してきたことに**留意し**、
9. CBD の決定 14/8 において定められている OECM は、保護区を補完するものであり、保護区ネットワークの一貫性及び連結性の向上に寄与するとともに、陸域及び海域における他の利用形態や各セクターに生物多様性の主流化を促進するものであり、したがって、適切であれば、既存の保護区ネットワークを強化すべきものであることにも**また留意し**、
10. CBD の締約国が決定 14/8 において、OECM を認識するための定義・任意の指針原則・共通の特性・基準を採択したことに**更に留意し**、そして、各国の事情及び法制度に従っており、かつ本条約及びその他の国際的義務と整合し調和しているものであって、同決定の附属書 I 及び II によって提供された、統合と主流化に関し、また保護区及び OECM のガバナンス及び衡平性に関する任意の手引きにも**また留意し**、
11. KMGBF のターゲット 3 の保護区又は OECM、及びラムサール条約第 5 次戦略計画に、「国際的に重要な湿地」が貢献し得る可能性があることに**さらに留意し**、
12. 湿地の保全とワイズユースと KMGBF のターゲット 3 の実現を前進させ、「国際的に重要な湿地」ではない保護・保全された湿地⁴を認識することを通じて、ラムサール条約の目標達成を促進する重要な機会があることに**さらに留意し**、
13. ラムサール条約及び CBD の双方の締約国である国にとって、湿地のワイズユースを達成し、その生態学的特性を維持する取組は、CBD の目的及びその下で採択された KMGBF の目標及びターゲットと十分に整合していることを**認識し**、
14. 締約国は、OECM の特定・認定・モニタリング及び管理のために国家的な制度や政策並びに制度的・財政的枠組の整備を検討してみること、またこれらのプロセスの中に湿地を明確に組み込む必要があるということを通じて、OECM による区域ベースの保全の中で湿地を追加・統合することをさらに促進し得ることも**また認識し**、
15. 数多くの締約国がすでに、湿地の保護区の特定、認定、モニタリング及び管理のための強固な国家政策及び制度的枠組を有していること、そのことは各国の状況によっては、それらが OECM よりも高い水準の長期的保全及び法的保護を提供し得ることを**確認し**、また、OECM の活用は、保護区の活用と並行して存在し、生物多様性に対するさらなる前向きな成果をもたらす補完的な手段として機能するものであることを**強調し**、
16. 民間及び公的なさまざまな生物多様性資金メカニズムが存在しているにもかかわらず、開発途上国、特に後発開発途上国 (LDCs) 及び小島嶼開発途上国 (SIDS) が、保護区及び OECM の設定、認定及び維持に関して特有の課題に直面していることを**認識し**、

⁴ この決議の目的において、保全された区域には OECM を含む、ただし、その国の状況によるが、保護区はより高い水準の長期的保全と法的保護を提供するであろうとの認識がもととなる。

17. ラムサール条約の科学技術検討委員会（STRP）が作成した「湿地と OECM に関するグリーンフィンギングノート」が、湿地の OECM を特定するために CBD 決定 14/8 で採択された OECM 基準の適用、湿地 OECM を選別するための枠組並びに湿地 OECM のガバナンス及び管理に関する提言を提示していること、さらに、「国際的に重要な湿地」の現行報告システムの限界を指摘していることに留意し、そして
18. また、第 15 回締約国会議（COP15）の時点で、「国際的に重要な湿地」は 2 億 5799 万 4,488 ヘクタールを占めており、KMGBF のターゲット 3 の達成に大きく貢献する潜在力を有しているものの、これらすべての湿地が保護区又は OECM として管理や認定されているわけではないことを認識して、

締約国会議は、

19. 生物多様性条約（CBD）の実施にあたって、湿地に関する目的の達成を担う主導的なパートナーとしてのラムサール条約の役割、及び KMGBF のターゲット 3 及び関連する他のターゲット（ターゲット 2 及び 4 を含む）の実現に向けてのラムサール条約を通じた締約国の貢献を再確認する。
20. 以下の保護区及び OECM についての CBD の定義を採択する。
 - i. 保護区（保護地域）：「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。」（CBD 条約本文より）、そして
 - ii. OECM：OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）とは、「保護区以外の地理的に明確に定義された区域であり、関連する生態系の機能及びサービスを伴い、文化的・精神的・社会経済的その他の地域的に重要な価値がある場合にはそれを含めた、生物多様性の生息地での保全のために、前向きかつ持続的な長期的成果を達成するような方法で運営及び管理される区域」を意味する（CBD 決定 14/8）。
21. 締約国に対して、各国の優先事項及び状況に応じて、「生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）」及び「生物多様性資金計画」を更新する際には、必要に応じ、「国際的に重要な湿地」及びその他の湿地の役割を優先事項として位置付け、開発途上国、特に「後発開発途上国（LDCs）及び小島嶼開発途上国（SIDS）に対する支援強化の必要性を認識しつつ、国際的な公的・民間資金及び、必要に応じ革新的資金メカニズムを含む、すべての資金源からの資金動員することを奨励する。
22. 締約国に対して、各国の優先事項及び状況に従い、KMGBF ターゲット 3 の達成を支援するため、「国際的に重要な湿地」及びその他の効果的に管理されている湿地を、その国の制度で保護・保全されている区域に組み込むことを優先するよう促す。
23. 締約国に対して、本条約事務局、科学技術検討委員会（STRP）、条約の国際団体パートナー、ラムサール地域イニシアティブ、CEPA（コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発）プログラム及びその他のパートナーの支援の下、各国の状況及び法制度に従い、KMGBF ターゲット 3 の達成に貢献するよう、以下の方法を奨励する。

- i. 湿地の保全及びワイズユースを実現するため、保護制度のもとで、CBD の基準を満たした、保護・保全された湿地地域を、保全しかつ効果的に管理すること。
- ii. 湿地の長期的な保全を達成するため、個別管理計画又はその他の管理措置を策定・更新すること。
- iii. 現在、保護区又は OECM として管理されていない既存の「国際的に重要な湿地」について評価を行なうことで、可能かつ適切な場合には、それらの保護を正式化することが生物多様性に対する前向きな成果の達成の強化となり、KMGBF ターゲット 3 への貢献を確固たるものとする上で有効となるような区域を特定すること。
- iv. 重要な生物多様性の保全への貢献を評価するため、保護・保全地域内の生物多様性について、一貫性のある定期的なモニタリングを実施すること、そして、そのモニタリング結果及びその他の証拠に基づいて、現地での管理を順応的に見直すこと。
- v. 保護・保全地域内の「国際的に重要な湿地」又はその他の湿地の管理に関して、先住民族及び地域社会を認識し尊重するような、明確なガバナンスの仕組み又は体制が確立されていることを確保すること。
- vi. 地理情報システム (GIS) で利用可能な空間データとして、「国際的に重要な湿地」の最新のサイト境界が記録されていることを確保すること。
- vii. 「国際的に重要な湿地」の適格性を認定するため、サイト境界を含むデータを「世界保護地域データベース (WDPA)」「及び世界 OECM データベース (WD-OECM)」へ提出すること。
- viii. 各国固有の課題を考慮しつつ、湿地の保護区及び OECM、並びにそれらの効果的な保全及び管理を資金面で支えるための長期的な資金調達の仕組みを構築すること。
- ix. 開発途上国、特に後発開発途上国 (LDCs) 及び小島嶼開発途上国 (SIDS) に対して、保護・保全された湿地区域の効果的な管理体系の構築を支援するため、及び国際的な公的・民間資金や、必要に応じ革新的資金メカニズムを通じて、また、科学技術協力及び能力構築を通じて、あらゆる資金源からの資金動員を図るため、国際協力を強化すること。
- x. CBD 決定 14/8 と整合する、関連し適用可能な手引きを活用すること。そして、適切な場合には、OECM の特定及び評価のために「IUCN 世界保護地域委員会 (WCPA)」が公表した OECM サイトレベルツール、又はこれと同等の国内ツールを参照すること。
- xi. 各サイトについて、ガバナンスの衡平性及び管理の有効性を国際的な指針やベンチマークに照らして評価すること、そして、その結果に基づいて優先的に実施すべき行動を定めること。

24. 条約事務局に対して、資源の利用可能性を前提として、生物多様性資金メカニズムへのアクセス向上の支援を含み、締約国が KMGBF ターゲット 3 の達成に貢献することを支援するよう、以下の方法を要請する。

- i. 条約の目的に関連して、効果的に運営され、かつ衡平に管理されている保護区及び OECM の実施に関する各国の経験や事例研究を共有するため、締約国と協働すること。
- ii. すべての「国際的に重要な湿地」について、ガバナンスの類型に関する項目を含めるよう、ラムサール湿地情報票を更新すること。
- iii. 「国際的に重要な湿地」の要件を満たすための報告に関して、湿地に関する世界的データの正確性及び透明性を改善し、要請に応じて締約国を支援するために、国連環境計画世界自然保護モニタリングセンター（UNEP-WCMC）と連携すること。
- iv. 地球環境ファシリティ（GEF）やグローバル生物多様性枠組基金（GBF Fund）などにより資金提供され得る取組を含む、条約間の連携・協力・シナジーを促進できるように締約国が取り得る国家的行動に関する手引きを、適切な場合及び要請に応じて、提供するために、生物多様性条約（CBD）事務局と連携すること。
- v. 地球環境ファシリティ（GEF）信託基金第9次増資（GEF-9）の交渉に向けた、「プログラムの要綱」案及び「政策勧告」案を策定する事務局間協議に対し、インプットすること。

25. STRP に対して、資源の利用可能性を前提に、関連する利害関係者と連携し、以下の事項を実施するよう要請する。

- i. 湿地の保護区及び OECM の管理と、ガバナンスの衡平性、管理の有効性及び生物多様性の長期的保全の評価について、締約国により特定されたニーズに対応して、そのためのツールや指針を新たに開発する等、これらにつき引き続き改良を行うこと。
- ii. 「国際的に重要な湿地」を、保護・保全区域に関する国家的制度の中へ統合することについて、湿地 OECM の認定、その衡平なガバナンス及び効果的な管理を含む、締約国向けの手引きを更新すること。
- iii. 必要に応じて、サイト境界を地理空間形式で画定、並びにサイトの効果的な管理・ガバナンス計画の策定につき、技術的支援を締約国に提供すること。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日から 7 月 31 日

決議 XV.19

ユースのエンパワメントと統合： ラムサール条約への関与とその長期的な存続の推進

1. 条約決議、とりわけ決議 XIII.15 「文化的価値および先住民族と地域社会の慣習に関する決議」、決議 XIII.18 「ジェンダーと湿地に関する決議」、決議 VII.8 「湿地管理への地域社会および先住民族の参加を確立し強化するためのガイドライン」、決議 XIV.12 「ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化」に従い、これまで十分に代表されてこなかったグループの参加を、条約の実施において主流化することの重要性を**再確認**し、
2. 決議 XIV.12 が、締約国に対して、条約の実施に若者が関与することの重要性を認識し、先住民族のユースや及び脆弱性の高いユースが条約の実施に十分かつ効果的に参加するための戦略を模索・支援することを強く要請していることに**留意**し、
3. 決議 XIV.12 が、条約におけるユースの関与を主流化するため、ラムサールユースワーキンググループを設置することを常設委員会に要請しており、当該ワーキンググループが常設委員会に報告するとともに、締約国に対して能力構築及び政策ガイダンスの勧告を行い、そして、締約国がユースの関与を確かなものにする戦略の実施を支援するための能力構築活動を特定することにも**また留意**し、
4. 決議 XIV.12 が、締約国、条約の国際団体パートナー、ビジネスや金融部門、地元 NGO、高等教育/研究機関、民間セクター及び市民団体に対し、湿地の保全と管理において、ユースを関与させ、これと協働し、巻き込むための戦略を探求・支援するよう勧告していることを**再確認**し、
5. 決議 XIV.6 「条約の可視性の向上および他の多国間環境条約や国際機関とのシナジーの強化」は、制度強化及び組織の強化を目的に含むことを**留意**し、また、これらの目的及び条約全般の長期的な存続を支えるために、条約におけるユースの関与と統合が有する可能性を**確信**し、
6. 決議 XIV.6 が、条約事務局に対して、世界銀行、国連機関、他の多国間環境条約（MEAs）との連携を強化するための作業を継続するよう指示し、また、決議 XIV.12 が、条約事務局に対して、ユースの参加を強化するための協働作業について、決議 XIV.12 の実施を支援するために、他の国際環境条約の事務局と連携するよう要請していることを**想起**し、

7. 国際自然保護連合（IUCN）の「ユース戦略 2022-2030」が、若者の関与を IUCN のプログラム、プロジェクト、ガバナンスを主流化する原則を含み、そして IUCN の全構成単位による行動も含め、その取り組みが IUCN 全体に拡がりを持つよう確保していることに留意し、
8. 国連環境計画（UNEP）における子どもとユースメジャーグループによって策定され、第 6 回国連環境総会（UNEA6）で提出された「2024 年グローバル青年環境宣言」が UNEP、UNEA 及び加盟国に対し、UNEP、UNEA 及び MEA の意思決定プロセスにおけるユースの代表参加と参加の強化を通じた子どもとユースの包摂性の向上を含む、環境ガバナンスにおける世代間衡平の原則を制度化するよう求めていることを賞賛し、
9. 「グローバル・デジタル約束」及び「将来世代に関する宣言」を含む、2024 年 9 月の国連「未来サミット（Summit of the Future）」において世界の指導者が採択した「未来のための約束（Pact for the Future）」が、国連加盟国・政府の首脳に対して、国家及び国際レベルにおける意味のあるユースの参加の強化を含むユースに関する 5 つの行動を付託したことを認識し、そして、国家及び国際レベルにおいて、ユースの声を聞き、意思決定にユースを含める各国政府による画期的な約束として、国連事務総長が本約束を支持していることもまた認識し、

締約国会議は、

10. 決議 XIV.12 「ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化」及び「ユースワークプラン」¹の完全な実施が引き続き重要であることを認識し、2025 年から 2028 年の三年間も引き続き活動するために「ユースワーキンググループ」を改めて設置することに合意する。
11. 常設委員会に対して、第 66 回会合においてユースワーキンググループを改めて設置し、以下の事項を行う権限を有して、条約におけるユースの関与の主流化に向けた作業を継続するよう指示する。
 - a. 条約にユースの関与を長期的に定着させるための勧告を策定し、第 16 回締約国会議（COP16）に提出するために、それらの勧告を含む決議案を作成すること、
 - b. 湿地の保全と管理における、十分に効果的なユースの関与のための最良事例を確認し推進すること、
 - c. 他のユース組織と協働すること。
12. 新たなユースワーキンググループに対して、COP14 で合意された付託事項を参照することを奨励する。
13. 条約事務局に対して、利用可能な資源の範囲内で、ユースワーキンググループ及びユースワークプランの調整を支援するために、ジュニア・プロフェッショナル・プログラムの能力の有効活用を続けることを要請する。

¹ ドキュメント SC64 Doc16 の付属書 1 を参照。

<https://www.ramsar.org/document/sc64-doc16-report-youth-working-group>.

14. 条約事務局に対して、利用可能な資源の範囲内で、ワーキンググループの運営並びに、より広範なユースの参画及び関連プロジェクトを推進するために、締約国やその他の外部ドナーから任意の財政支援を呼びかけ、ユースワーキンググループに利用可能な資金調達の機会について必要に応じて情報提供すること、そして以下の資金需要について、これらの潜在的なドナーに助言することも**また要請する**。
 - a. 会議における通訳や文書の多言語翻訳など、条約事務局が提供できる範囲を超える後方支援や事務サービス、
 - b. 必要に応じたオンラインコミュニティ・プラットフォームの更新、
 - c. 将来的なユースイベントや能力構築イベント、
 - d. 条約諸国会合出席のためのユースフォーカルポイント（担当窓口）の渡航支援、そして
 - e. 特に開発途上国における、国家レベルでのユース関連のプロジェクト・政策支援。
15. 締約国に対して、国家の事情、優先順位や実施能力に即して、ユースフォーカルポイントが国家及び国際レベルの意思決定プロセスに参加することを保証するため特に以下のことを含むよう**推奨する**。
 - a. 国家の湿地に関する政策、プロジェクト、計画の策定と更新の際に、ユースフォーカルポイントと協議すること、
 - b. ユースフォーカルポイントを常設委員会の会合や締約国会議への国家代表団に含めること、
 - c. ユースフォーカルポイントを支援する国内ユース運営委員会の設置を検討すること。
16. 締約国に対して、「国連子どもの権利条約（UNCRC）」第 12 条の、子ども及び若者は自らに影響を及ぼす事柄についてその意見が考慮される権利を有すると定める例に倣い、すべての湿地関連の優先事項、政策、プロジェクト、意思決定及び計画においてユースの視点を、各国の事情に即して、考慮することを**奨励する**。
17. 締約国に対して、国家の事情、優先順位や実施能力に即して、可能な限り、メンター制度など、国家及び地方レベルの湿地関連プロジェクト及び計画において、ユースの関与及び能力構築の機会のために資源を割り当てることも**また奨励する**。
18. ユースワーキンググループに対して、条約の関連するワーキンググループ及び補助機関と協力することを**求め**、そして会合への積極的な参加を**奨励する**。
19. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、適切な場合には、若手の科学者・研究者を STRP のワークプランの実施を支援するオブザーバーとして関与させることを**奨励する**。
20. 条約の国際団体パートナーに対して、ユースワーキンググループへ参加し、ユースの活動をユースワークプランと整合させつつ、そのプログラム及び働きかけへのユースの参画を強化するよう**促す**。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」
ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ
2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.22

都市及び都市周辺湿地の 管理の基盤としての教育と参加

1. 締約国の責任、すなわちラムサール条約第 3 条 1 項に基づき、自国領域内の全ての湿地のワイズユース（賢明な利用）をできる限り促進すること、並びに同条 2 項に基づき、条約の「国際的に重要な湿地のリスト」に掲載された湿地の生態学的特徴の変化について通報することを**想起し**、
2. 先史時代以来、人間の居住地は湿地と関わってきており、とりわけ食糧生産、水供給、商業、防衛などは湿地に依存してきたことを**意識し**、
3. 第 11 回締約国会議（COP11）は決議 XI.11「都市と都市周辺部の湿地の計画・管理のための原則」を通して、「都市湿地」を都市、町及びその他の大都市圏の境界内にある湿地と定義し、「都市周辺湿地」を郊外と農村地域との間に位置する都市地域に隣接する湿地と定義したことを**想起し**、また、都市中心部周辺の多くの他の湿地が、都市集落と連結及び/若しくは水文学的に関連していることを**意識し**、
4. 第 10 回締約国会議（COP10）が決議 X.27「湿地と都市化」を通して、都市及び都市周辺部の湿地が、都市共同体における湿地に関するコミュニケーション、教育、参加、啓発において果たし得る重要な役割と、これらの湿地に教育センターとビジターセンターを設置することの価値を認識したことを**また想起し**、
5. 20 世紀中に世界の湿地面積の 64%～71%が減少したこと¹、そして世界中で湿地の減少と劣化が継続していることを**認識し**、
6. 河川システムを含む湿地が分断・劣化し続けていることに注目して 21 世紀に入ってから自然湿地の減少が継続していること、そして、湿地のもたらすサービスの中でも特に重要な生態系が減少し続けていることを**憂慮し**、
7. 都市化の進展が、「国際的に重要な湿地」に指定された都市及び都市周辺部の湿地を含めた湿地に影響を及ぼしており、こうした湿地では都市化の進展や都市の地価高騰の圧力にさらされ、その結果として減少のリスクが高まっていることを**意識し**、

¹ Davidson, Nick C., 2014.

8. 市町村を含む地方自治体が、その管轄区域内の都市及び都市周辺地域における湿地の保全及びワイズユースを確実にを行うため、計画策定に湿地管理を含める権能を有することを**認識し**、
9. 湿地は、都市のダイナミクスによって都市化のマトリックス（基盤）に呑み込まれ、このことが、とりわけ水供給、食料供給、動植物の生息地など、生態系サービスの提供を減少させ、湿地の機能に影響を与えていることに**留意し**、
10. 第 12 回締約国会議（COP12）は、決議 XII.10「ラムサール条約湿地都市認証」を通して、同制度が、都市・締約国及び関係者が湿地のワイズユースと保全、その他の持続可能な開発の取組に対する普及啓発を促進し、支援を集めるのに役立つことを認識して、任意の「湿地都市認証」制度の創設を承認したことを**想起し**、条約の決議 XIV.10「ラムサール条約の湿地自治体認証の更新」を通して、締約国が「湿地都市認証」制度により、湿地との強い積極的な関係を示す都市に対して積極的なブランド化の機会を提供し、支援を動員するため、都市における湿地保全・管理のための国家基準及びプロトコル（手順書）を継続的に改善してきたことが指摘されていることも**また想起し**、
11. 教育が、都市及び都市周辺部の湿地の生態学的・文化的機能をワイズユースの枠組の中で維持するための管理に貢献し得ることを**意識し**、
12. COP14 において、締約国会議は決議 XIV.11「公教育部門における湿地教育」を通して、締約国に対して学校や教師が広範に利用可能でアクセスしやすい公教育カリキュラムに湿地教育のテーマを導入するための国又は地方としての取組を採用すること、及び学校教師、指導員、湿地センターのエコガイドを含む湿地科学教育者の能力構築の支援をすることを奨励したことを**想起し**、
13. 管理計画の策定にあたっては、特にこの生態系に居住する共同体を湿地保全における主要な利害関係者と特定して含む様々な権利保有者やパートナーの関与を参加型手続きの基礎としなければならないことを**認識し**、
14. 特に国境に接する都市における 国際協力では、共有する湿地の保護のために、国境を越えた協働を促進すべきことを**考慮し**、
15. 都市共同体が、地域の組織化、参加、モニタリングにおいて多大な努力を重ね、都市にある湿地の管理と保護に関する意思決定に重要な役割を果たす地元住民の知識の構築のための重要な機会を生み出してきたことを**確信し**、
16. 都市共同体住民が、都市の湿地において、参加型で主体的な活動を発展させる共同管理プロセスを開発してきたこと、そしてそのことがラムサール条約が確立した管理手段の有効性の確かな事例となり、これらのプロセスの持続可能性に貢献していることを**考慮し**、
17. 都市及び都市周辺地域の湿地の統合的管理のための公的活動に貢献しそれを補完するような、湿地の保全・再生、及び湿地共同体の強化を目的とした活動の促進と資金供給に民間セクターが果たす貢献を**認識し**、
18. 不十分かつ持続不可能な湿地の管理により、洪水、干ばつ、野火・山火事、津波、地震などの自然災害に対する都市の回復力が損なわれ、その後の復興が制限される恐れがあることを**懸念し**、

19. 将来世代の繁栄と、湿地・湿地の生物多様性並びに湿地が人々に提供するサービスの維持を確保するためには、社会が都市化に対してより持続可能なアプローチを採用することが不可欠であることを**強調し**、
20. 都市及び都市周辺湿地が、食料供給・水質改善・飲料水供給の維持・水資源の安全保障への貢献・洪水調節及び高潮軽減による自然災害の緩和・干ばつの影響緩和など、多様な生態系サービスを提供していることを**認識し**、そして、都市湿地への訪問が人々の身体的・精神的健康に対して明らかに貢献し得ることも**また認識し**、
21. 生物多様性条約（CBD）締約国が 2008 年に採択した決定 IX/28「都市及び地方自治体の関与の促進」は、世界の人口が急速に都市に集中するようになり、都市及び地方自治体が、生物多様性及び水資源に影響を及ぼす土地利用、ゾーニング、都市開発及びインフラ整備指針の設計・実施において重要な役割を担っていることを認識し、そして、同条約の締約国及びその他の政府に対し、その管轄下にある都市及び都市周辺部の湿地が提供する生物多様性及び生態系サービスを保護するよう要請していることに**留意し**、
22. 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」にさらに**留意し**、またその目標 12「人間の福利及び生物多様性のための緑地と都市計画の強化」を想起し、そして
23. 都市及び都市周辺部の湿地の保全、再生及び持続可能な利用を達成するための協働かつ調整のとれた取組の拡大を目指す、ラムサール条約及び CBD 間の第 6 次共同作業計画の最終版確定を**歓迎して**、

締約国会議は、

24. 地方から世界のレベルまで、地方行政機関による持続可能な都市開発の達成の支援に重点を置く、組織やネットワークの活動を**認識し**、また都市及び都市周辺部の湿地の保全とワイズユースを促進するための教育と参加におけるそれらの重要な役割に**留意する**。
25. 締約国及びその他の国に対して、各締約国の状況を考慮しつつ、都市及び都市周辺部の湿地の適切な管理に教育及び参加のプロセスを組み込むこと、そして、適宜、そのこと以外の利害関係者へのさらなる普及（現地語への翻訳を含む）を図ること、並びに生態系の計画立案及び管理を担当する政府の部署及び階層によってこのことが確実に採用されるよう**促す**。
26. 締約国に対して、都市開発の活動及びイニシアチブによって影響を受ける都市及び都市周辺部の湿地の保全及びワイズユースを引き続き促進し、この取組を持続可能な都市開発目標達成のための基本原則に組み込むよう**強く要請する**。
27. 都市開発は持続可能な方法で計画・管理されるべきであることを**認識し**、締約国及び関連機関に対して、都市住民に恩恵をもたらす湿地の重要性に基づき、湿地の適切な管理のための教育と参加の促進を**促す**。
28. 締約国に対して、生物多様性を提供する生息地として、また水調節・炭素貯留・レクリエーションその他の生態系サービスを提供する場としての都市の湿地の重要性に関する情報の普及を積極的に推進するよう**強く要請し**、都市の環境管理の重要な要素としての湿地及び湿地管理の可能性に関する認識を高めるため、これを広く普及させることを**勧告する**。

29. 締約国に対して、その能力、優先順位及び自国の法的枠組の範囲内で、学校、大学及び非正規教育プログラムに湿地に関する内容を含めるように湿地管理教育計画の統合を促進するとともに、ラムサール条約に沿った教育ガイド及び教材を開発するよう**促す**。
30. 締約国に対して、湿地に学習スペースを設け、湿地の生態学的・文化的価値を示し、ガイド付きツアー・ワークショップ・講演などの双方向の活動を提供するとともに、その持続可能性を確保する行政・財政システムを提供することを目的とした、ビジターセンター、環境教育のための教室、エコツーリズムの立ち上げを奨励するよう**促す**。
31. 締約国に対して、持続可能な湿地管理に関する地域リーダー、管理行政当局及び地域団体への研修提供の基盤として、地域社会及び意思決定者に対する能力構築プロセスを促進することを**勧告する**。
32. 締約国に対して、科学者、学生、地域社会間の協働を促進する十分な情報を与えられた上での意思決定の基盤として、参加型研究プロセスを積極的に推進し、湿地及び湿地に関連する種をモニタリングし、その状況と生態系サービスに関するデータを収集するとともに、市民科学プログラム、研究職、基礎・応用研究プログラムとの連携を促進し、知識の管理及び経験交流の場を提供するよう**促す**。
33. 締約国に対して、すべての権利保有者と利害関係者（地域社会、地方自治体、NGO、民間部門を含む）との協議を支援する市民参加の場を構築するために包摂的管理プロセスを適用するよう**促す**。
34. 締約国に対して、湿地の清掃活動、生態系再生、市民科学・地域共同体ベースのモニタリングなどの活動を促進するための地域社会の活動プロセスを発展させるよう**奨励する**。
35. 締約国に対して、生産部門がプロジェクトの資金調達や意思決定につながるような情報の生成と分析に参加できるように官民連携の場を推進することを**促し**、そして生産部門が都市及び都市周辺湿地に与える環境影響を軽減できるような、環境負荷の少ない生産（クリーナー・プロダクション）のプロセスを促進することを**強く要請する**。
36. 締約国に対して、持続可能な取組と生態系サービスの保護に重点を置いた、参加型管理計画の策定及び実施の基盤としての協働管理計画を策定するよう**奨励し**、そして都市湿地の保全及び持続可能な利用を支援する公共政策を策定するよう**勧告する**。
37. 締約国に対して、都市湿地の保全と持続可能な利用、及び関連する教育活動を支援するための知識交換を触発する重要な任意の取組について、市行政機関を含む地方行政機関に周知するよう**促す**。
38. 締約国に対して、都市及び都市周辺湿地に関する意識を高めるための教育・レクリエーション活動を促進する、「世界湿地の日（2月2日）」などの主要な行事や記念日の祝賀行事開催に向けて取り組むよう**促す**。
39. 締約国に対して、複合的なマスメディアキャンペーン（ラジオ、テレビ、ソーシャルメディアのインフルエンサー/オピニオンリーダー、動画ブロガー、対話型装置）を仕掛け、そして、都市及び都市周辺部の湿地に関する教育、参加に関連する教育資料、及び

都市及び都市周辺部の湿地の維持・強化・管理に関連する教育資料を作成するよう**重ねて促す**。

40. 条約事務局と科学技術検討委員会に対して、資源が利用可能であれば、湿地のワイズユースを奨励しながら地域社会に利益をもたらす「実証サイト」の開発を目的としたプロジェクトを促進するため、生物多様性条約及びその他の都市開発関係者との協働取組を強化するよう**要請する**。
41. 締約国に対して、条約の原則に従うと都市湿地の持続可能な管理には教育と参加が不可欠であることを考慮しつつ、管轄区域内の湿地管理における地方及び広域の行政機関の重要な役割を認識し、都市湿地を、自然空間としてだけでなく、人類の持続可能な発展に不可欠な社会的、文化的、経済的資産としても評価するよう**勧告する**。そして
42. 締約国に対して、環境教育、普及啓発、市民参加、能力構築の推進を、包括的なやり方で、これらの湿地の持続可能な管理の中に連携させるよう**要請する**。そのような戦略的収束が行われれば、都市及び都市周辺部の生態系の保全をして自然に基づく解決策に不可欠な要素として組み込むような、より包括的かつ効果的な気候変動対策に貢献できるとの認識も生まれることとなる。



ラムサール条約第 15 回締約国会議

「湿地を守ろう わたしたち共通の未来のために」

ジンバブエ共和国・ヴィクトリアフォールズ

2025 年 7 月 23 日～7 月 31 日

決議 XV.25

湿地の価値とサービスの評価

1. 第 1 回及び第 6 回締約国会議においてそれぞれ採択された勧告 1.6 「湿地価値の評価」と勧告 6.10 「湿地の経済的評価に関する協力の促進」を**想起**し、そして、第 6 回及び第 13 回締約国会議においてそれぞれ採択された決議 VI.21 「湿地の状況の評価及び報告」と決議 XIII.17 「湿地生態系サービスの迅速な評価」をも**また想起**し、
2. 2016-2024 年戦略計画に示されたラムサール条約の使命を達成するためには、湿地が人と自然にもたらす重要な生態系機能・価値及び生態系サービスが十分に認識され、維持され、回復され、ワイズユース（賢明な利用）されることと、生態系機能・生態系の価値とサービスの評価手法を開発する必要性が認識されていることが不可欠であること、を**認識**し、
3. 湿地の劣化と減少の根本的要因に対処せずに湿地保全を試みる取組は、長期的には成功する見込みが低いことを**懸念**し、
4. 湿地が人々に提供する財やサービスの経済的評価が、湿地への悪影響に対抗する上で不可欠な国家的・国際的手段となり得ること、及び予防的手法の重要な補完となり得ることを**認識**し、
5. 高位の意思決定者が、湿地のあらゆる経済的価値について、必要十分な知識を有していない場合がしばしばあることをさらに**認識**し、
6. 上記の懸念に対応して、欧州、アジア、アフリカ、アメリカ大陸の湿地評価専門家を含んだ、数多くの専門知識のネットワークが既に構築されていることを**想起**し、
7. 湿地評価に関心を持つ様々なグループ間のさらなる連携を構築することの重要性、及びこれらの取組の調整と連携をする必要性を**認識**し、
8. 決議 IX.1 附属書 A 「湿地のワイズユース（賢明な利用）及び生態学的特徴を維持するための概念的枠組」が、湿地の生態学的特性を「特定の時点における湿地を特徴づけている生態系の構成要素・プロセス・便益/サービスの組み合わせである」と定義していることを**想起**し、湿地生態系サービスから得られる便益の評価に関する手引き（ラムサール技術報告書 3/生物多様性条約技術シリーズ 27）が、湿地の評価に関する手引きと、

「いつ」そして「なぜ」湿地評価が行われるべきかの助言とを提供し、湿地サービスの統合的評価・評価のための枠組を設定していることを**また想起し、**

9. ラムサール戦略計画 2016-2024（決議 XII.2）の下、条約が焦点を絞る優先課題の一つは、湿地が人と自然にもたらす生態系機能と生態系サービスについての情報を充実させることに**留意し、**「ラムサール条約戦略計画 2016-2024」個別目標 11「湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。」こと、そして、「国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）」の生態系サービスの評価は、この目標 11 の達成に向けた進捗状況を測る重要指標であることとを**また想起し、**
10. 決議 XII.3「条約の可視性と地位の向上、及び他の多国間環境条約や他の国際機関とのシナジーの強化」に基づき、締約国及びその他の利害関係者は、他のセクターの戦略、計画、規制に対して、湿地生態系サービスの価値を広める努力を強化し、流域アプローチから土地利用計画に至るまで、その他の関連する地方的、国家的、地球規模の決定に統合されるよう奨励されていることを**重ねて認識し、**
11. 「ラムサール湿地情報票（RIS）」には、生態系サービスの包括的な記述を記載すること、もし、同湿地に別の生態系サービスが生じていて、この分類に該当しない場合には、そのことも RIS に記載することを確保するための決議 XI.8「指定時およびその後の更新時におけるラムサール条約湿地記載手続きの合理化」にある要件を**重ねて留意し、**
12. 「戦略計画 2016-2024」で強調されているように、湿地が提供する重要な生態系機能とサービスは、貧困の根絶、食料と栄養、健康的な生活、ジェンダー平等、水質と供給、水の安全保障、エネルギー供給、自然災害の軽減、イノベーションと適切なインフラ整備、持続可能な人間居住、気候変動への適応、海と海洋資源、生物多様性・生態系の持続可能な利用に関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に、直接関連していることを**認識し、**
13. RIS の作成・更新の際に、各ラムサール条約湿地が提供するすべての関連生態系サービス及び便益の有無を明示することの重要性、及び重要な生態系機能をもまた認識する必要性を**認識し、**
14. ラムサール政策ブリーフ 2（Ramsar Policy Brief 2）「湿地の多様な価値を意思決定に組み込む」に記載されているように、湿地の多様な価値を意思決定する時に組み入れることの重要性を**重ねて認識し、**
15. 第 12 回締約国会議（COP12）において、国別報告書でラムサール条約湿地の提供する生態系の便益とサービスを評価したと報告したのは、締約国のうちのわずか 19%に過ぎないことを**考慮し、**そして
16. 適切な方法論が適用されない限り、湿地の多様な機能と価値が十分に認識されず、意思決定に組み込まれない状態が続きかねないことも**また考慮して、**

締約国会議は、

17. 湿地保全の必要性和便益に関する国内及び国際的な認識を高めるためには、あらゆる湿地の経済的価値が特定され、測定され、報告されることが極めて重要であることを**確認する。**

18. 締約国に対して、湿地生態系の機能と生態系サービスの両方を評価する必要性を認識するよう**奨励する**。
19. 既存の幅広い専門知識のネットワークに対して、湿地評価に関する主導的役割を担い、この複雑な課題についてラムサール条約の諮問機関として活動するよう**求める**。
20. これらの国内及び国際的なネットワークに対し、以下のことを**強く要請する**。
 - a) 非政府組織（NGO）及びその他の関心を持つ団体と協力して、湿地を評価する連携取組を推進すること、
 - b) 湿地の劣化と減少につながる根本の経済的要因を明らかにすること、
 - c) 条約締約国、政策決定者、及び社会全体に、湿地がもたらす財とサービスという計測されていない価値を貨幣換算するため、学際的な手法による評価プロジェクトを開始及び/若しくは支援すること、
 - d) 締約国が国家の湿地・環境政策に湿地評価の結果を適用することに関する、条約事務局の助言を支援すること、そして
 - e) 湿地保全のニーズに一層対応するために、湿地機能と便益の経済的価値の評価を促進するに相応しい新たな戦略、研修活動及び手段の開発を支援すること。
21. すべての締約国及び関心のあるグループや機関による湿地の経済的評価に関する協力促進への支援を**促す**。
22. 本決議の附属文書「湿地生態系サービスの迅速評価」に**注目し**、また、「ラムサール条約戦略計画 2016-2024」の目標達成の努力を支援するため、適宜、本評価を締約国が活用できることを**認識する**。
23. 締約国に対して、生態系と生物多様性の経済学、生態系サービスのマッピング及び評価、或いはその他の手法に関する作業の成果、及び「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の評価に基づき、科学的・技術的進歩を踏まえて、この方法論のさらなる発展に、適宜、自発的に取り組むよう**促す**。
24. 本決議 XV.25 に附属する「湿地生態系サービスの迅速評価」を、締約国が「国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）」及びその他の湿地の生態系サービスを評価する際の役にも立つ自主的評価手法の一例として**認める**。ラムサール条約湿地及びその他の湿地がもたらす生態系サービスの認識・評価の効果的な方法をまだ採用していない締約国に対して、「湿地生態系サービスの迅速評価」手法の利用を検討するよう**奨励する**。また、本決議が締約国に対して、追加の報告義務を課すものではないことを**確認する**。
25. ラムサール条約湿地の管理当局に対して、自分たちの湿地が提供する生態系サービスを評価するツールとして、「湿地生態系サービスの迅速評価」などの方法を適宜適用し、その湿地の生態学的特性の記述に貢献し、また、管理プロセスの中にこれらのサービスの保持を確実に含むよう**奨励し**、そして、締約国に対して、収集したデータ及び情報を用いて、その湿地の RIS の関連項目を更新するよう**奨励する**。
26. 湿地が提供する生態系機能及び生態系サービスを認識し理解する際に、各締約国の国内法に則って、先住民族及び地域社会を巻き込む参加型アプローチを採ることの長期的な価値を**認識する**。

27. 締約国に対して、本決議の附属書「湿地生態系サービスの迅速評価」を条約の公用語以外の言語へ翻訳し「ラムサール戦略計画」の広範な枠組をさらに発展させることを支援するよう**促す**。
28. 締約国に対して、湿地が提供する生態系機能及び生態系サービスをさらに広く周知するため、ラムサール条約湿地の管理当局による、ウェブサイトやソーシャルメディアを含むラムサール・コミュニケーション・ツールの利用が促進されるよう**奨励する**。
29. 「戦略計画」の広範な枠組の中で「湿地生態系サービスの迅速評価」などの方法を修正したり、利用したりする者に対して、上記のような評価を行う際には、条約の他の関連指針も参照するよう**奨励する**。
30. 締約国に対して、「国別報告書」を作成し、また「国際的に重要な湿地のリスト」に掲載されている湿地の状況を記述する際に、湿地生態系サービスの迅速な評価のために、この方法やその他関連方法を、適宜、活用するよう**また奨励する**。そして
31. 以下の勧告・決議及びその関連文書を**廃止する**。
 - 勧告 1.6 「湿地の価値の評価」
 - 勧告 6.10 「湿地の経済的評価に関する協力の促進」
 - 決議 VI.21 「湿地の状況の評価及び報告」そして、
 - 決議 XIII.17 「湿地生態系サービスの迅速な評価」

附属書 1 湿地生態系サービスの迅速評価

はじめに

1. ワイズユースを実現し、湿地が持続可能な開発に十分に貢献するためには、政策立案者や実務者（湿地管理者など）が、湿地の重要な機能と多様な価値¹を認識し、そのことを意思決定・政策・行動²に反映させる必要がある。湿地がなければ、水循環、炭素循環、栄養塩循環は大きく変化し、その多くは悪影響を及ぼすであろう。にもかかわらず、こうした相互に関連し合う多様な価値は認識されないことが多く、政策や意思決定に、これらの相互関係や相互依存性³が十分に考慮されていないのが現状である。
2. ラムサール条約は、湿地の重要な機能と多様な価値を意思決定に統合する必要性を認識し、この問題の重要性に対処するため、政策ブリーフ⁴、技術報告書⁴、及び手引きを幅広く作成してきた。しかし、2016年に発表されたレビューでは、幅広い生態系サービスを評価するという要請が、「ラムサール条約」⁵の下での報告義務に従って、確実に満たされることが急務であると結論づけた。幅広い生態系機能と生態系サービスについての認識・報告が改善されることは、ラムサール条約湿地とその他のすべての湿地の両方に対して、求められている。
3. しかしながら、湿地がもたらす多様な恵みや機能の認識を一層拡大しようとする試みに対して、資源調達・地理的接近可能性・協力体制・能力など固有の制約が、障壁となってきた。したがって、湿地生態系の機能と生態系サービスを評価する手順の開発は、対象を絞り、かつ実践的なアプローチを採用し、必要に応じて地域社会の参加や先住民族の知見を取り入れるべきである。
4. 多くの湿地管理者には時間と資源に限りがある。したがって、湿地生態系サービスの評価手法の開発は、「迅速」という言葉どおり、具体的には、2名以内で、現地調査に半日、準備と分析⁶に半日、それ以上の時間を掛けてはいけない。

¹ 資源の消費を伴わないアプローチによる、人間と自然への物質的あるいは非物質的な統合された価値や利益は、精神的価値、存在価値、未来志向の価値を含む。決議 XII.2 ラムサール条約戦略計画 2016-2024（環境省暫定訳）

² Kumar, R., McInnes, R.J., Everard, M., Gardner, R.C., Kulindwa, K.A.A., Wittmer, H. and Infante Mata, D. (2017). *Integrating multiple wetland values into decision-making*. Ramsar Policy Brief No. 2. Gland, Switzerland: Ramsar Convention Secretariat.

³ Russi D., ten Brink P., Farmer A., Badura T., Coates D., Förster J., Kumar R. and Davidson N. (2013). *The Economics of Ecosystems and Biodiversity for Water and Wetlands*. IEEP, London and Brussels; Ramsar Secretariat, Gland.

⁴ De Groot, R.S., Stuij, M.A.M., Finlayson, C.M. and Davidson, N. (2006). *Valuing wetlands: guidance for valuing the benefits derived from wetland ecosystem services*, Ramsar Technical Report No. 3/CBD Technical Series No. 27. Ramsar Convention Secretariat, Gland, Switzerland & Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Montreal, Canada. ISBN 2-940073-31-7.

⁵ McInnes, R.J., Simpson, M., Lopez, B., Hawkins, R. and Shore, R. (2016). Wetland ecosystem services and the Ramsar Convention: An assessment of needs. *Wetlands*. 37(1), 1-12.

⁶ Fennessy, M.S., Jacobs, A.D. and Kentula, M.E. (2007). An evaluation of rapid methods for assessing the ecological condition of wetlands. *Wetlands* 27 (3), 543-560.

湿地生態系サービスの迅速評価

5. 開発可能な手法の一例として、「湿地生態系サービスの迅速評価（RAWES）」手法は、特に、資源集約的ではなく、ラムサール条約に関連する報告の文脈で適用できる、定性的な評価の必要性について、ラムサール条約の要件を考慮して開発されている。しかしながら、より広い様々な評価手法セットの一部として汎用性の高い手法の開発も考慮されてきた。したがって、RAWES 手法の目的は、湿地がもたらす多様な便益を、限られた資源でまさに迅速に行い得る評価を促進することにある。
6. 特定の、しかし世界の湿地関係者のニーズを理解した上で、このアプローチの中核には、多くの状況において時間・資金・詳細情報の入手可能性が限られているという認識があり、湿地の機能と価値の全容を認識するためには、このような障壁を克服する必要がある。さらに、RAWES 手法は、時間的負担の少ない方法で、現場から景観や流域に至るあらゆる規模に適用可能であるという認識に基づいて作られている。生態系サービス評価は範囲が限定されがちで、湿地が提供するあらゆる便益を特定できず、認識しやすい少数の便益に焦点を当てる傾向があり、その結果、それ以外のサービスは、本質的に既定値ゼロとされて、意思決定の場⁷から排除されてしまうのである。
7. RAWES 手法は、他の分野⁸で適用されている類似の手法を発展させたものである。ミレニアム生態系評価で最初に定義された機能カテゴリー「供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス」に分類されたチェックリストは、当初の枠組の役割を果たしている。より最近の分析枠組では基盤サービスのカテゴリーは含まれなくなったが、RAWES では、価値評価ではなく、生産的生態系の機能と回復力を認識するために、このカテゴリーを保持している。それ故、基盤サービスは、生態系が広範な便益を提供する回復力と能力の観点で重要な配慮事項であり、管理上の意思決定においても重要な要素となる。
8. RAWES における生態系サービスのリストは、地元の状況に合わせ、また湿地を熟知する地元の利害関係者との対話と協議を通じて、各締約国が、適宜、修正・適応させることができる。さらに、「ラムサール湿地情報票（RIS）」の作成または更新を目的とした評価を行う際には、決議 XI.8 で規定されたサービスだけでなく、この湿地がもたらすその他のサービスに関する情報も含めて、生態系サービスが確実に記述されていることが重要である。評価対象となる区域の正確な境界設定は、評価の目的又は範囲に応じて評価者が客観的に定義する。RAWES 手法は柔軟性があり、大規模な湿地複合体の中の個々の生息単位、あるいは湿地全体を対象とした評価が可能である。評価者は「湿地」を定義し、設定された湿地の境界線と生息単位の外縁の根拠を記録する責任を負う。湿地生態系は動的であり、又は変化や劣化の影響を受ける可能性があるため、評価時点の状態の定義が重要な課題である。場合によっては「自然」状態が時間とともに変化するため、生態系サービスの評価においてこの時間的パターンを考慮することが必要となる。例えば、干ばつ期や洪水時に評価を実施すると、異なる結果が生じる可能性があるが、いずれの場合も湿地システムの許容範囲内における自然現象とみなしても良い。また別の状況では、地表水の汚染や埋め立てなどによって、湿地の継続的な劣化が進んでいる場合もある。したがって、現状が「自然」状態を反映している、又はサービスの提

⁷ McInnes, R.J. and Everard, M. (2017). Rapid Assessment of Wetland Ecosystem Services (RAWES): An example from Colombo, Sri Lanka. *Ecosystem Services*, 25, 89-105.
<http://dx.doi.org/10.1016/j.ecoser.2017.03.024>.

⁸ Defra. (2007). An introductory guide to valuing ecosystem services [online]. Department for Environment Food and Rural Affairs (Defra), pp. 68. Available from: www.defra.gov.uk.

供は支配的な環境に未だ影響されていない、と安易に判断することはできない。重要な点は、包括的な生態系サービスの評価を確保すること、評価結果を得るために使用された証拠が透明かつ明確であること、そしてその時々状況の大勢が記録されていることである。

RAWES 手法の適用

9. RAWES は、既存の調査からの情報だけで行うことができる簡便かつ迅速な現地評価システムとして設計され、詳細な定量的評価には依存しない。そのため、訓練を受けた評価者が相互参照のためにペアで作業する場合、通常1サイトあたり2時間未満で完了するまでに迅速な手法である。重要な点として、RAWES は、評価や利用が最も容易なサービスだけ選択し他のサービスを見落とすというものではなく、すべての生態系サービスを相互に関連した集合体として扱う体系的な手法である。RAWES フィールド評価シートは付録1に含まれ、評価者の判断の補足説明表は付録2に含まれる。フィールド評価シートには生態系サービスのリストがあげられており、適用に応じて解釈が異なる場合がある。例えば RIS に情報を反映・更新する場合、決議 XI.8 で規定されたサービスの情報と、その湿地が提供するその他のサービスに関する情報に、生態系サービスの記述を確実に含めることが重要である。この手法はアジア、オーストラリア、ヨーロッパ、アフリカで広く使用されており、湿地データベースが構築され、湿地が提供する生態系サービスの範囲と重要性に関する数多くの科学出版物や湿地報告書に情報を提供している。
10. RAWES は、湿地全体から大規模で複雑な湿地の局所的な区域まで、様々な規模で適用可能である。原則として他の生息地タイプにも当てはまる。RAWES フィールド評価シートは、評価者がその湿地がもたらす各生態系サービスの重要性を記入する欄がある簡単な表であり、その評価を補完する主要な特徴を説明する自由記述欄を設けている。評価者は、地元の見解や先住民族からの知見を評価に反映し、全てのサービスを認識できるよう、利害関係者と意見交換を行うことが推奨される。評価対象サービスのリストを精緻なものとし、その後の各サービスの重要性を評価するため、早い段階での意見交換が推奨される。
11. RAWES フィールド評価シート（付録1）は以下の項目で構成される：
 - 湿地名と GPS 座標
 - 評価日
 - 評価者名
 - 以下の項目を記録する枠：**(1)**評価対象サービスの重要度（Defra2007 を翻案、表1参照）。客観性を高めるため、重要度のレベルは評価実施前に決定するが、事前に定められた受益者（または悪影響を受ける者）の数または範囲に基づく。**(2)**便益、及び**(3)**便益が実現される規模（局所的、地域的、世界的）。これらの定義は評価実施前に決定する必要がある。

表 1. 生態系サービスの重要性の可能性に関する Defra⁹ (2007) の尺度

スコア	生態系サービスの評価
++	重要な利益を提供している
+	利益を提供している
0	無視できる利益、又は利益はない
-	不利益がある
--	重大な不利益がある
?	不明 (証拠がない)

12. 評価シートは、供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービスの4つの主要カテゴリーに分類された生態系サービスの当初のリストとなっている。この当初のリストは、湿地がもたらす多様な便益を検討するためのたたき台の役割を果たすべきである。評価者は、特定のサービスに対応するため、このリストを拡張する必要があるか、或いはその場所に特化するか、項目に特化するかを検討することが推奨される。例えば、「食料」は包括的な用語として提供されているが、評価対象の湿地で顕著な差異が認められる場合、「収穫作物」「魚介類」「果実やベリー類の採取」など、より詳細に細分化することが可能である。

表 2. あらゆる規模における受益者へのサービスの連結

● 局所規模の便益：湿地直ぐ近くで居住・活動する個人、世帯、又は共同体が享受する便益。
● 地域規模の便益：湿地のより広域な集水域に居住・活動する個人、世帯、又は共同体が享受する便益。
● 世界規模の便益：国境を越えて広がる便益。

13. スコアは、評価者の知識のほか、地方の情報、技術的な情報を入手して、準定量的に配分される。より定量的なアプローチは、より多くの資源を必要とし、迅速とは程遠く、当初考慮されていなかったが、その地方にとっての重要なサービスを過小評価するリスクがある、また、より容易に利用でき・市場性のある、定量化しやすいサービスに評価が偏る傾向があり、それ故に、他の重要な維持プロセスや広範な便益が損なわれる恐れがある。RAWES 迅速評価法は、このように、ラムサール条約湿地の評価と計画に生態系サービス評価を日常的に組み込むという運用上の必要性を満たすものである。
14. 主観を減らして結果の再現精度を高めるには、迅速評価手法の研修が不可欠であることが強調されている¹⁰。通常、RAWES 手法の研修コースは、座学と現地実習を組み合わせ

⁹ 訳注：Department for Environment, Food & Rural Affairs 英国の政府機関

¹⁰ Herlihy, A.T., Sifneos, J., Bason, C., Jacobs, A., Kentula, M.E., Fennessy, M.S. (2009). An approach for evaluating the repeatability of rapid wetland assessment methods: the effects of training and experience. Environ. Manage. 44 (2), 369–377.

て1日で十分であり、研修修了後に、受講した評価者が自ら調査を実施、その後、講師による検証を受けると同時に、現場のデータベース作りに着手する。

15. RAWES 手法を用いた調査の結果は、効果的に初期スクリーニングを実施することによって、或いは、環境影響評価といったより一般的な地方・国家レベルの政策枠組や意思決定プロセスにおいて、対象とする生態系サービスの後続する定量的な評価の情報として活用できる。迅速評価は、総合的フィールド調査に代わるものではないと認識されている。
16. RAWES 手法を適用するプロセスは、準備、現地評価、情報管理の3つの主要活動から成る（表3）。

表3. RAWES 手法の適用プロセス

段階	情報
準備 - 重要な考慮事項	
誰が評価をするのか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価は、2名以上で、協力して行うこと。 ● 評価をする対象地及びその湿地タイプに関する知識を有している者でなければならない。
どこで評価が行われるのか	<ul style="list-style-type: none"> ● 定義された領域を評価の対象とするべきである。 ● 受益者の数と範囲、及び悪影響を受けるグループに関してのサービスの重要度レベルは、評価実施前に決定しなければならない。 ● 便益が記述される規模（地方から世界規模まで）は、評価実施前に決定しなければならない。 ● 理想的には、対象領域は比較的均質な生息地タイプであることが望ましいが、複数の異なる生息地を含む場合には、その旨を明記する必要がある。 ● 健康と安全に関する考慮事項は、必ず含めておくこと。
評価に必要なものは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価用紙を十分に用意すること。 ● クリップボードを使用し、ペンや鉛筆を複数本持参すること。 ● 画像とその位置を記録するため、カメラと全地球測位システム（GPS）機器を持参すること。 ● 適切な個人用保護具を持参すること。
現地評価 - 主要な考慮事項	
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系サービスを認識するためにフィールド指標を活用する（付録2参照）こと。 ● 対象地とその周辺の社会・自然環境の広範な文脈を理解すること。 ● サービスが便益を提供している可能性のある規模を考察すること。 ● 潜在的なサービスではなく、実際に存在するサービスを記録すること。もし、証拠がない場合はサービスを記録せず、将来参照できるようメモを残すこと。
先住民及び地域社会の知識	<ul style="list-style-type: none"> ● その場所がどのように機能し、地域社会がどのように関わっているか地域住民の知識を活用すること。

段階	情報
議論	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価者が相互に課題を議論することを確保し、合理的な結論を導くこと。
段階	情報
利害関係者の関与	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な限り地方の関係者と連携し、人と湿地との関係性をより深く理解すること。 ● 局所レベル（湿地の周辺で生活・活動する者）、地域レベル（湿地の上流・下流や広域地域に属する者）、世界レベル（国境を越えた関係者や受益者）まで、関係者の階層性があることを考慮すること。
情報の記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な限り多くの情報を記録し、他者が評価の根拠を理解できるようにすること。
情報管理 - 重要な考慮事項	
データの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場を離れる前に、必要な情報がすべて記録されていることを確認すること。
データの入力	<ul style="list-style-type: none"> ● すべてのデータが、エクセルのワークシートに入力されていることを確認すること。 ● 評価地点ごとに1つのワークシートを使用すること。 ● データの入力はペアで行うこと。 ● 必要に応じてGoogleアースで緯度/経度を確認すること。
将来に向けてのまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 制約、不確実性、影響、脅威など、記録された主要な課題をまとめること。

付録1. 湿地生態系サービスの迅速評価：フィールド評価シート

注：湿地生態系サービスの迅速評価（RAWES）手法で提供される生態系サービスのリストは、RISで使用されるものと一部異なるため、関連する状況に応じて適宜調整すべき事例として考慮すべきである。例えば、RAWES手法をRISの情報源として使用する場合、関連するすべての生態系サービスが評価されるよう必要な修正を加えることが適切である。

湿地生態系サービスの迅速評価 フィールド評価シート							
重さ	どれほど重要か？	湿地名：					
	++ 重要な利益を提供している	GPS 座標：					
	+ 利益を提供している	年月日：					
	0 無視して良い利益、又は利益はない	調査者名：					
	- 不利益がある						
	-- 重大な不利益がある						
	? 不明（証拠がない）						
			効果の範囲				
			どれほど重要か？	利益/不利益の記述説明	局所的	地域的	世界的
供給サービス	淡水						
	食料						
	燃料						
	繊維						
	遺伝資源						
	自然薬品						
	装飾に関する資源						
	粘土や鉱物など						
	空気や水の流れからのエネルギー生産						
調整サービス	大気質の調節						
	湿地周辺（Local）での気候調節						
	地球規模（global）での気候調節						
	水の調節						
	洪水の危機の緩和						
	嵐の危険の緩和						
	害虫や害獣の調節						
	（感染症の調節） 人が感染する病気の調節						
	家畜に影響する病気の調節						
	侵食の調節						
	水の浄化						
	受粉						

	塩分調節					
	火事に対する調節					
	騒音や景観の調節					
文化的サービス	文化遺産					
	レクリエーションとツーリズム					
	審美的な価値					
	霊的・宗教的な価値					
	神霊的・芸術的な価値					
	社会との関係					
	教育や研究上の価値					
基盤サービス	土壌の形成					
	一次生産					
	栄養循環					
	水の循環					
	生息域の提供					
注記：						

付録2.RAWES 手法で考慮される湿地生態系サービスの例示表と、検討対象となる指標の質問例

	生態系サービス	例	生態系サービスについて調査者が問う質問の例
供給サービス	淡水の供給	家庭の飲料水供給、灌漑、家畜用水など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地は水の供給源か？ ● 湿地は人が利用する水を貯留しているか？ ● 湿地が汚染の発生源で、水供給を悪化させているか？
	食料の供給	作物、果実、魚など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 正式な栽培か、非公式な採取かは問わず、湿地で何が育てられているか？ ● 野生動物は湿地で餌を採取しているか？ ● 家畜は、湿地を利用しているか？
	繊維の供給	建築用木材、衣類用羊毛など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地から採取された木材、繊維、藁、動物性繊維（羊毛・皮革・腱・角・その他）などの天然素材はあるか？
	燃料の供給	薪、泥炭など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地から採取された材料が、家庭用その他の用途の燃料として使用されているか？
	遺伝資源の供給	作物・家畜の品種改良に用いられる希少種など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生及び家畜化・栽培化された動植物のうち、（例えば医薬品製造、家畜・栽培植物の耐性向上、園芸貿易など）人類の利用に遺伝的多様性を提供し得る固有種や希少種は存在するか？
	自然薬品の供給	伝統薬として用いられる植物など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地から採取され、薬効のために利用されている植物、動物、またはそれらの部位はあるか？
	装飾に関する資源の供給	貝殻、花などの採取。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地由来の植物、動物、またはそれらの部位で、観賞用として採取・利用・販売されているものはあるか？
	粘土や鉱物などの採取	建築用砂利・砂の採取、煉瓦製造用粘土の採取など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地から建設やその他の人間活動のために採取または掘り起こされる物質にはどのようなものがあるか？
	空気や水の流れからのエネルギー生産	流水で駆動される水車、風力で駆動される風車など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地帯を通過または横断する自然エネルギーの流れを捕える、水車や風力タービンなどの技術は使用されているか？
調整サービス	大気質の調節	自動車排気ガス、産業用煙突、農地からの粉塵などからの浮遊粒子状物質の除去。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染物質の発生源は存在するか？ ● 湿地生息地の構造は大気汚染物質の沈降に寄与するか？ ● 湿地の状態は、大気汚染物質（微生物、粒子状物質、化学物質）の発生源か？
	湿地周辺 (local) での気候調節	日陰化による気温低下など、局所的な微気候の調節。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地生息地の構造は、人間に日陰を提供するか？ ● 湿地には、植物の有無に関わらず、蒸散作用を発生させ、結果として気温を下げる停滞水域があるか？
	地球規模(global)での気候調節	温室効果ガス排出の抑制、炭素固定などを通じた地球規模の気候調節。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地は炭素を貯留及び/又は隔離するか？ ● これはメタンやその他の温室効果ガスの発生と均衡しているか？
	水の調節	高水期・低水期における地表水流の調節、地下水涵養の調節など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地地形、透水性、粗さは、降雨量／流量が多い時期に水を貯留し、その後ゆっくりと地表水や地下水へ戻すことを可能にしているか？ ● 湿地は、乾燥期の流量を調節し、乾燥時の低流量を緩和する緩衝機能を果たしているか？
	洪水の危険の緩和	洪水水の調節・貯留、集中豪雨の調節など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地は洪水水を調節、貯留、保持しているか？ ● 湿地は、下流の財産や生態系への洪水被害や損害を起こすような雨水や地表水を貯留しているか？
	嵐の危険の緩和	潮汐・高潮の調節、強風現象の調節など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生息地の複雑性、特に樹木、背の高い葦その他の植生、地表地形は、暴風雨や高波といった異常気象現象からエネルギーを吸収し、それによって財産や隣接する生態系が損傷するのを防いでいるか？
	害虫や害獣の調節	蚊・ネズミ・ハエなどの有害動物や害虫の制御。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地における自然捕食やその他の生態学的プロセスは、有害生物を調節・制御しているか？ ● 湿地は有害生物の発生源となっているか（例：汚水システムで繁殖するネズミ）？

	生態系サービス	例	生態系サービスについて調査者が問う質問の例
	人が感染する病気の抑制	マラリア、ウエストナイル熱、デング熱、ジカウイルス、レプトスピラ症、住血吸虫症などのヒト疾病を媒介する種（媒介生物）を制御する種の存在。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地における自然捕食やその他の生態学的プロセスは、ヒトの疾病を引き起こす可能性のある生物を調節しているか？ ● 糞便堆積物、細菌、その他の潜在的に病原性のある微生物は、湿地内のプロセスによって固定化されているか？ ● 湿地の状態は、疾病媒介生物（蚊など）の個体群の負の拡散に寄与しているか？
	家畜に影響する病気の調節	レプトスピラ症、住血吸虫症、アヒルウイルス性腸炎、高病原性鳥インフルエンザ、ダニ媒介性疾患など家畜に疾病を媒介する種（媒介生物）を制御する種の存在。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地における自然捕食やその他の生態学的プロセスは、家畜に疾病を引き起こす可能性のある生物を調節しているか？ ● 糞便堆積物、細菌、その他の潜在的に病原性のある微生物は、湿地内のプロセスによって固定化されているか？ ● 湿地の状態は、疾病媒介生物（蚊やカタツムリなど）の個体群の拡散を抑制しているか？
	侵食の調節	浸食リスク低減のためのエネルギー環境調節、土壌保護のための密生植生の存在など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地植物は土壌の侵食を防ぐ役割を果たしているか？ ● 湿地内に裸地などの侵食の兆候は見られるか？
	水の浄化	水質浄化、水質改善、シルト堆積、汚染物質・有害物質の捕捉など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地における物理化学的プロセス（浅水域での日光曝露、好気性・嫌気性微小生息域での滞留）及び生物学的プロセスは、湿地を通過する水中の有機物、微生物、その他の汚染物質の分解をもたらすか？ ● 浮遊物質は堆積するか？ ● 湿地への流入水と流出水の水質（濁度など）に顕著な変化は認められるか？
	受粉	ミツバチ、チョウ、スズメバチなどの花粉媒介者による植物・作物の受粉。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地帯に生息する受粉生物（蝶、スズメバチ、ミツバチ、コウモリなど）の個体群は、湿地帯内の受粉に寄与しているか？ ● 湿地帯を利用する受粉生物は、近隣の農作物、庭園、家庭菜園などの受粉にも貢献しているか？
	塩分調節	湿地帯の淡水は塩水に対する障壁となる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地の水文学は、塩水が淡水域を汚染するのを防ぐのに役立つか？ ● 湿地における淡水の存在は、土壌の塩類化を防ぐか？ ● 潮間帯湿地には、潮汐水との連通性を遮断する人工的または人為的に改変された障壁（堤防、道路、鉄道）が存在するか？
	火事に対する調節	火災の拡大に対する物理的障壁の提供、湿潤状態の維持による火災拡大防止など。	<ul style="list-style-type: none"> ● 水路（溝、小川など）の配置は火災の拡大防止に役立つか？ ● 地表または地表付近に、火災の拡大を抑制する水があるか？ ● 有機質が豊富な土壌や泥炭土壌は排水されており、火災や燃焼の影響を受けやすいか？
	騒音や景観の調節	湿地樹木や高草による騒音の吸収・緩和。	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音公害の発生源（交通量の多い道路、産業施設、建設現場など）と影響を受ける対象（住宅、野生生物など）は存在するか？ ● 湿地生態系の構造、特に高木や葦は、視覚的な遮蔽を提供するだけでなく、騒音の伝播を抑制しているか？
文化的サービス	文化遺産	湿地が歴史的・考古学的価値、伝統的な利用法や管理手法の事例、文化的景観などとして持つ重要性。	<ul style="list-style-type: none"> ● その湿地システムは、自然的特性または伝統的な利用法のいずれかにより、文化的意義を有しているか？
	レクリエーションとツーリズム	湿地が釣り、水上スポーツ、水泳などのレクリエーションの場として、あるいは観光地として提供する重要性。	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿地は組織的なレクリエーション目的または非公式なレクリエーション目的で使用されているか？ ● アクセスとレクリエーションのためのインフラが整備されているか？

	生態系サービス	例	生態系サービスについて調査者が問う質問の例
			<ul style="list-style-type: none"> これらの利用から、より広範な観光・エコツーリズムの便益が生まれているか？
	芸術的な価値	湿地が景観の一部として認識されていること、自然美で知られる地域に含まれること、画家や芸術家の題材として用いられていることなど。	<ul style="list-style-type: none"> 湿地は、住宅や商業開発を隣接させる魅力を通じて美的利益をもたらすか？ 湿地の存在は不動産価格に重大な影響を与えるか？ 湿地は多くの芸術作品に描かれているか？
	霊的・宗教的な価値	湿地が地域の宗教祭事において役割を果たしていること、湿地が聖地と見なされていること、湿地が伝統的な信仰体系の一部を構成していることなど。	<ul style="list-style-type: none"> 人々は湿地からどのような霊的・宗教的価値を得ているか？ 湿地は人々にとって重要な霊的・文化的価値を有しているか？ 湿地は伝統的な宗教儀式において何らかの役割を果たしているか？ 湿地に関連する伝統的な管理手法（仏教その他の伝統や教えに基づく稲作の時期設定など）は存在するか？
	神霊的・芸術的な価値	湿地に関連する地域の神話や物語の存在、湿地や湿地生物に関する伝統的な口承・文書史料、湿地を題材とした多様な芸術形式の創出、湿地を基盤とした独特の建築様式の発展など。	<ul style="list-style-type: none"> その湿地には、特定の神話やその他の民間伝承はあるか？ 湿地に生息する動物が、地元の物語や神話に登場したり、取り上げられたりすることはあるか？ その湿地は、人々に音楽やその他の芸術作品を創作するインスピレーションを与えているか？ 湿地を反映した特定の設計や建築の方法が発展したか？
	社会との関係	湿地内及び周辺で発展した漁業・牧畜・農耕コミュニティの存在。	<ul style="list-style-type: none"> 例えば漁業（自給自足、商業、レクリエーション）、農耕や家畜管理、ウォーキングやジョギング、野鳥観察や写真撮影などによる湿地とその利用を中心に共同体が形成されているか？
	教育や研究上の価値	地方の児童による教育目的での湿地利用、長期研究・モニタリングの実施地、組織的な教育研修旅行の訪問地など。	<ul style="list-style-type: none"> この湿地は、学校見学から大学の研究・教育に至るまで、組織的なものから非公式なものまで、教育目的で使用されているか？ 一般向けの啓発資料や教育資料はあるか？
基盤サービス	土壌の形成	堆積物の堆積、有機物の蓄積など。	<ul style="list-style-type: none"> 湿地における堆積過程（鉱物物質の堆積と有機物の蓄積の両方）は、土壌の形成をもたらすか？
	一次生産	植物、藻類などの一次生産者の存在	<ul style="list-style-type: none"> 湿地における光合成過程は有機物を生成し、生化学的形式でエネルギーを貯蔵するか？
	栄養循環	農地からの流入、植物材料の内部循環、洪水水からの栄養塩流入、栄養塩を再利用する動物相の存在などによる栄養塩源	<ul style="list-style-type: none"> 湿地プロセスは生化学的に栄養塩を転換するか？（例：硝化／脱窒） 栄養塩は粒子状に沈殿し、システムを通過する水質特性に変化をもたらすか？ 有機物を分解・循環させる豊富な無脊椎動物や腐食生物は存在するか？
	水の再利用	湿地植生と開放水域の存在による蒸散作用と局所的な水循環、比較的密な樹冠と風への曝露が少ないことによる局所循環への水の保持、砂質または粗粒の基質による地下水との交換など。	<ul style="list-style-type: none"> 湿地の構造は、水蒸発散によって生成された水蒸気の再吸収など、密閉された循環で水を保持しているか？ その湿地は地下水と水の交換（流出または涵養）が可能か？

	生態系サービス	例	生態系サービスについて調査者が問う質問の例
	生息域の提供	地域的に重要な生息地や種の存在、保全上懸念される種や生息地の存在など。	<ul style="list-style-type: none"> ● この湿地は、地域を代表する多様な生物多様性（植物と動物）を支えているか？ ● この湿地は、人間が保全上の懸念や魅力ある関心事とみなす種を支えているか？ ● 生態系サービスや機能に脅威を与える侵略的植物・動物は存在するか？